

標準文書保存期間基準

文書管理者:理財局総務課長

大分類	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	中分類	小分類／行政文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置	
11 ・ 12	令和〇年度保有個人情報 開示請求	(2)行政手続法第2条第3号の許認可等(以下「許認可等」という。)に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書	開示決定等	・決裁文書・通知書(写)	許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年	廃棄
	令和〇年度行政文書開示 請求	(2)行政手続法第2条第3号の許認可等(以下「許認可等」という。)に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書	開示決定等	・決裁文書・通知書(写)	許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年	廃棄
	令和〇年度不服申立て	(6)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①不服申立て書又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書 ③裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書	不服申立て 裁決・決定	・不服申立て書 ・決裁文書 ・諮詢書(写し) ・弁明書 ・反論書 ・意見書 ・裁決・決定書	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	廃棄
	令和〇年度訴訟	(7)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書(十五の項イ) ②訴訟における主張又は立証に関する文書(十五の項ロ) ③判決書又は和解調書(十五の項ハ)	訴訟提起 主張・立証 判決書等	・訴状(写) ・期日呼出状 ・答弁書 ・準備書面 ・書証 ・判決書(写)	訴訟が終結する日に係る特定日以後10年	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事案に関するもの
13	令和〇年度〇〇研修	(2)職員の研修の実施に関する計画の立案の検討その他の職員の研修に関する重要な経緯	③職員の研修の実施状況が記録された文書	各種研修 講師派遣	・推薦名簿、決定通知、終了通知 ・職員推薦決裁文書 ・研修講師派遣決裁文書、派遣名簿	3年	廃棄
14	令和〇年度理財局事務分掌規則の一部改正 令和〇年度文書決裁再委任基準 令和〇年度通達の制定及び改廃 令和〇年度(省令名)の制定及び一部改正	(2)訓令及び通達の立案の検討その他の重要な経緯(1の項から13の項までに掲げるものを除く。) (3)制定又は改廃	②制定又は改廃のための決裁文書 省令その他の規則の制定又は改廃のための決裁文書(一の項木)	〇月改正 制定・改廃	・決裁文書 ・省令案・規則案 ・理由、新旧対照条文、参照条文	10年 10年 20年	移管 以下について移管 ・重要な訓令及び通達の制定又は改廃のための決裁文書 移管
15	令和〇年度概算要求 令和〇年度予算編成関係資料 令和〇年度予算の配賦 令和〇年度予備費(理財局) 令和〇年度決算報告	(1)歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類の作製その他の予算に関する重要な経緯(5の項(1)及び(4)に掲げるものを除く。) (3)①及び②に掲げるもののほか、予算の成立に至る過程が記録された文書 (4)歳入歳出予算、継続費及び国庫債務負担行為の配賦に関する文書 (2)歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯(5の項(2)及び(4)に掲げるものを除く。)	①歳入・歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書 ③①及び②に掲げるもののほか、予算の成立に至る過程が記録された文書 ④歳入歳出予算、継続費及び国庫債務負担行為の配賦に関する文書 ①歳入及び歳出の決算報告書並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書	概算要求 予算編成 予算の配賦 予備費 決算報告書	・概算要求書 ・概算見積書 ・説明資料 ・行政事業レビュー ・予算編成資料 ・予算の配賦通知 ・歳出予算の移替え ・歳出予算の流用 ・予備費承認要求等 ・歳入決算資料 ・歳出決算資料 ・財務局国有財産経費に係る決算調書 ・決算報告	10年 10年 10年 5年 5年	廃棄 廃棄 廃棄 移管 廃棄
15	令和〇年度予算執行管理 令和〇年度物品帳簿 物品帳簿 令和〇年度旅費	(2)歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯(5の項(2)及び(4)に掲げるものを除く。)	①歳入及び歳出の決算報告書並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書 ④①から③までに掲げるもののほか、決算の提出に至る過程が記録された文書 ④①から③までに掲げるもののほか、決算の提出に至る過程が記録された文書	予算執行管理 帳簿 帳簿 旅費	・支出負担行為・支払計画示達 ・財務局国有財産関係経費要求書 ・賠償償還及払戻金所要額調 ・支払計画予定総表 ・一括調達 ・決裁文書(写)、契約書(写)、請求書(写)等 ・物品供用簿 ・物品調達計画 ・物品払出請求書(写) ・IC乗車券利用簿 ・携帯電話管理簿 ・物品供用簿(備品) ・出張計画書、復命書 ・旅行命令簿 ・旅費請求書 ・外国出張	5年 5年 5年 5年	廃棄 廃棄 常用 廃棄

標準文書保存期間基準

文書管理者:理財局総務課長

大分類	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	中分類	小分類／行政文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置	
15	令和〇年度会計検査院提出調書	②会計検査院に提出又は送付した計算書及び証拠書類 ⑤国会における決算の審査に関する文書	検査院送付 国会送付	・提出調書等 ・掲記事項是正処理状況調書 ・提出調書等	5年	廃棄	
16	令和〇年度機構・定員要求	機構・定員の要求に関する重要な経緯	機構・定員要求	・機構・定員要求書 ・説明資料	10年	廃棄	
18	令和〇年度政策評価	行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。)第6条の基本計画の立案の検討、政策評価法第10条第1項の評価書の作成その他の政策評価の実施に関する重要な経緯	④実施計画及び事前分析表の制定又は変更のための決裁文書及び当該制定又は変更の通知に関する文書 ⑤評価書及びその趣旨の作成のための決裁文書ならびにこれらの通知に関する文書その他当該作成の過程が記録された文書 ⑥政策評価の結果の政策への反映状況の作成に係る決裁文書及び当該反映状況の通知に関する文書その他当該作成の過程が記録された文書	実施計画及び事前分析表 評価書 政策への反映状況案	・実施計画及び事前分析表 ・評価書 ・政策への反映状況案	10年	廃棄
20	令和〇年度表彰	栄典又は表彰の授与又ははく奪の重要な経緯(5の項(4)に掲げるものを除く。)	栄典又は表彰の授与又ははく奪のための決裁文書及び伝達の文書	各種表彰	・春秋叙勲、職員推薦決裁文書 ・永年勤務者表彰、職員推薦決裁文書 ・退職者表彰受彰者内申	10年	廃棄
21	令和〇年度第〇回国会主意想定問答 令和〇年度第〇回国会局内想定問答 令和〇年度国会等提出資料	(1)国会審議(1の項から20の項までに掲げるものを除く。)	国会審議文書	想定問答 資料提出	・主要想定問答 ・想定問答 ・決裁文書	10年 10年 10年	移管 廃棄 廃棄
22	標準文書保存期間基準 令和〇年度個人情報ファイル保有通知 令和〇年文書管理 令和〇年度文書管理 令和〇年度廃棄の記録	文書の管理等	①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書 ②取得した文書の管理を行うための帳簿 ④行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿(⑤に掲げるものを除く) ⑤第23条第3項に規定する行政文書ファイル等の廃棄の記録	基準 報告 帳簿 帳簿 帳簿	・標準文書保存期間基準 ・決裁文書・通知書(写) ・行政文書接受簿 ・決裁文書処理簿 ・発議文書処理簿 ・移管・廃棄簿 ・廃棄の記録	常用 3年 5年 5年 30年 30年 5年	廃棄 廃棄 廃棄 廃棄 廃棄 廃棄
29	令和〇年度システム調達関係	契約に関する重要な経緯(1の項から28の項までに掲げるものを除く。)	契約に係る決裁文書及びその他契約に至る過程が記録された文書	契約等	・システム調達資料	契約が終了する日に係る特定日以後5年	廃棄
備考二	令和〇年度各種実態調査			報告	・給与実態調査 ・仕事と家庭生活の両立支援関係制度の利用状況調査 ・障害者の雇用状況調査 ・その他調査	3年	廃棄
	令和〇年服務			勤務時間管理	・出勤簿(全般) ・休暇簿(全般) ・週休日振替、代休日指定 ・着任届 ・出勤状況報告書 ・公務届 報告	5年 3年 3年 5年 5年 5年 3年	廃棄
	令和〇年度服務			勤務時間管理 海外渡航 報告	・超過勤務命令簿、勤務時間報告書 ・管理職員特別勤務実績簿 ・勤務時間の割振り ・週休日指定 ・育児時間、介護時間、休憩時間短縮等 ・フレックス関係 ・テレワーク関係 ・海外渡航申請書 ・倫理法・倫理規定関係(許可、承認、報告)	6年 6年 5年 5年 3年 3年 3年 3年 5年	廃棄

標準文書保存期間基準

文書管理者: 理財局総務課長

大分類	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	中分類	小分類／行政文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
備考二	令和〇年度服務		兼業承認	・兼業承認決裁文書	兼業の終了した日に係る特定日以後3年	
			公務災害	・公務災害	治癒の日以後5年	
	令和〇年人事		任免	・上申綴(人事異動発令決裁文書)	10年	廃棄
	令和〇年度人事		報告	・人事・給与関係報告	5年	廃棄
				・期末・勤勉手当	5年	
			通知	・俸給の特別調整を行う官職指定通知書	5年	
			労務	・管理職員等異動通知	1年	
			宿舎	・宿舎明渡猶予申請、損害賠償軽減申請 決裁文書	3年	
	令和〇年給与		支給	・職員別給与簿 ・基準給与簿 ・給与支給明細書等の電子交付承諾書 ・給与支給明細書等の書面交付申立書	5年	
				・給与の口座振込申出書	申出に係る口座振込みによらなくなるまでの期間	
				・異動に係る給与等引継ぎ書類	5年	
	令和〇年度給与		諸手当	・広域異動手当支給調書	支給しなくなった日から5年	
備考六	令和〇年控除申告書		申告書	・給与所得者の扶養控除等(異動)申告書 ・給与所得者の保険料控除申告書 ・給与所得者の配偶者控除等申告書 ・給与所得者の住宅取得等控除申告書 ・給与所得者の基礎控除申告書 ・所得金額調整控除申告書	7年	廃棄
	令和〇年源泉徴収票		帳票	・源泉徴収票	7年	廃棄
	平成〇年度訴訟告知に係る調査回報について		調査回報	・決裁文書・調査回報	訴訟が終結する日に係る特定日以後10年	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事案に関するもの
	令和〇年度文書管理点検・監査	所掌事務に関する点検・監査	点検	・自己点検用チェックシート	3年	
			監査	・監査実施通知・監査結果通知		
	令和〇年度政府調達関係		報告	・決裁文書	3年	廃棄
	令和〇年度事務引継書		全般	・事務引継書	5年	
	令和〇年度電磁的記録媒体管理簿		管理簿	・電磁的記録媒体管理簿	5年	
	令和〇年度財務局保管物件		全般	・報告書	5年	
	令和〇年度財務省電子署名規則関係	官印の保管に関する定型的・日常的な文書	申請	・決裁文書	5年	
				・使用事績の記録	1年未満	廃棄

備考1 本表は、財務省行政文書管理規則(以下「規則」という。)第15条第1項の規定に従い文書管理者が定めたものであり、規則別表第1を踏まえ作成されている。ただし、「保存期間満了時の措置」については、規則別表第2に基づくものである。

備考2 本表に該当しない行政文書については、職員は、規則別表第1を参考し、文書管理者の指示に従い保存期間を設定するものとする。この場合の保存期間は、規則第15条第12項の期間を保存期間とする行政文書を除き、原則として30年、20年、10年、5年、3年、1年又は1年未満のいずれかの期間とする。ただし、保存期間を1年未満とする行政文書であって、規則第15条第6項各号に該当しないものについて廃棄する場合には、規則第23条第3項の規定に従うものとする。

備考3 1年未満の保存期間を設定する類型の行政文書であっても、規則第15条第4項、第5項及び第7項に該当することとなる行政文書については、1年以上の保存期間を設定するものとする。

標準文書保存期間基準

文書管理者:理財局総務課調査室長

大分類	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	中分類	小分類／行政文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
1 令和〇年度(法律名)の制定及び一部改正	(2)法律案の審査	法律案の審査の過程が記録された文書	法令審査	・法制局提出資料	20年	保管
3 令和〇年度(政令名)の制定及び一部改正	(2)政令案の審査	政令案の審査の過程が記録された文書	法令審査	・法制局提出資料	20年	保管
	(4)他の行政機関への協議	行政機関協議文書	法令協議	・政令案 ・各省への協議案 ・趣旨、要約、新旧対照条文、参照条文		
	(5)閣議	閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書	閣議請議	・5点セット(要綱、政令案、理由、新旧対照条文、参照条文) ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料		
	(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書	官報公示	・官報(写)		
4 令和〇年度(省令名)の制定及び一部改正	(3)制定又は改廃	省令その他の規則の制定又は改廃のための決裁文書	制定改廃	・省令案・規則案 ・理由、新旧対照条文、参照条文	20年	保管
	(4)官報公示	官報公示に関する文書	官報公示	・官報(写)		
5 令和〇年度通貨及び金融の調節に関する報告書の国会提出	(4)基本方針、基本計画又は白書 その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の中重要な経緯(1の項から4の項まで及び5の項(1)から(3)までに掲げるものを除く。)	⑤閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書	閣議請議	・報告書 ・閣議請議決裁文書	20年	保管
○議院議員○○提出○○○に関する質問に対する答弁書	(3)質問主意書に対する答弁に関する閣議の求め及び国会に対する答弁その他の重要な経緯	①答弁の案の作成の過程が記録された文書	答弁審査	・法制局提出資料・審査録	20年	保管
		②閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書	閣議請議	・決裁文書		
		③答弁が記録された文書	答弁書	・答弁書		
11 12 令和〇年度行政文書開示請求	(2)行政手続法第2条第3号の許認可等(以下「許認可等」という。)に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書	開示決定等	・決裁文書・通知書(写)	許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年	廃棄
15 令和〇年度概算要求	(1)歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類の作製その他予算に関する重要な経緯(5の項(1)及び(4)に掲げるものを除く。)	①歳入・歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書	概算要求	・日本銀行納付金予算概算見積書	10年	保管
令和〇年度予算編成関係資料		③①に掲げるもののほか、予算の成立に至る過程が記録された文書	予算編成	・日本銀行納付金予算編成資料 ・財政法第28条予算参考書類	10年	保管
令和〇年度省庁別財務書類	(2)歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯(5の項(2)及び(4)に掲げるものを除く。)	④①から③までに掲げるもののほか、決算の提出に至る過程が記録された文書	報告	・報告決裁文書	5年	廃棄
令和〇年度会計検査院関係		③会計検査院の検査を受けた結果に関する文書	全般	・照会文書 ・回答文書	5年	廃棄
17 令和〇年度日本銀行	(2)独立行政法人通則法その他の法律の規定による報告及び検査その他の指導監督に関する重要な経緯	①指導監督をするための決裁文書その他指導監督に至る過程が記録された文書	指導監督	・業務概況書 ・経費予算認可 ・財務諸表承認 ・事務所設置等認可 ・日銀法第43条但書認可(他業禁止) ・業務方法書 ・日本銀行役員及び職員給与等支給基準等 ・組織規程 ・会計規程 ・送付文書 ・送付文書(新型コロナウイルス感染症対策) ・旧銀行券未決済金勘定に関する報告書	5年	保管
21 令和〇年度第〇回国会局内想定問答	(1)国会審議(1の項から20の項までに掲げるものを除く。)	国会審議文書	想定問答	・想定問答	10年	廃棄
22 標準文書保存期間基準	文書の管理等	①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常に利用するものとして継続的に保存すべき行政文書	基準	・標準文書保存期間基準	常用	廃棄
		⑤第23条第3項に規定する行政文書ファイル等の廃棄の記録	帳簿	・廃棄の記録	5年	廃棄
25 令和〇年度公共債に関する調査資料	(2)財政経済に関する調査又は研究に関する重要な経緯	①調査研究文書	調査研究	・調査結果	3年	廃棄
備考六 令和〇年度情報セキュリティ			申請・届出	・移送・提供	3年	廃棄
令和〇年度法制執務業務支援システムが保有する「法令データベース」の整備に係る所管法令の認証			認証	・決裁文書	5年	廃棄
令和〇年度文書管理点検・監査	所掌事務に関する点検・監査		点検	・自己点検用チェックシート	3年	廃棄
			監査	・監査実施通知・監査結果通知		

備考1 本表は、財務省行政文書管理規則(以下「規則」という。)第15条第1項の規定に従い文書管理者が定めたものであり、規則別表第1を踏まえ作成されている。ただし、「保存期間満了時の措置」については、規則別表第2に基づくものである。

備考2 本表に該当しない行政文書については、職員は、規則別表第1を参照し、文書管理者の指示に従い保存期間を設定するものとする。この場合の保存期間は、規則第15条第12項の期間を保存期間とする行政文書を除き、原則として30年、20年、10年、5年、3年、1年又は1年未満のいずれかの期間とする。ただし、保存期間を1年未満とする行政文書であって、規則第15条第6項各号に該当しないものについて廃棄する場合には、規則第23条第3項の規定に従うものとする。

備考3 1年未満の保存期間を設定する類型の行政文書であっても、規則第15条第4項、第5項及び第7項に該当することとなる行政文書については、1年以上の保存期間を設定するものとする。

標準文書保存期間基準

文書管理者:理財局総務課たばこ塩事業室長

大分類	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	中分類	小分類／行政文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置	
1	令和〇年度(法律名(共管))制定及び一部改正	(1)立案の検討 (2)法律案の審査 (3)他の行政機関への協議 (4)閣議 (5)国会審議 (6)官報公示その他の公布 (7)解釈又は運用の基準の設定	①立案基礎文書 ②立案の検討に関する審議会等文書 ③立案の検討に関する調査研究文書 ④法律案の審査の過程が記録された文書 ⑤他の行政機関への協議文書 ⑥閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書 ⑦国会審議文書 ⑧官報公示に関する文書その他の公布に関する文書 ⑨解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書 ⑩解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書	立案基礎 財政制度等審議会たばこ事業等分科会 調査研究 法令審査 法令協議 閣議請議 国会審議 官報公示 解釈・運用基準	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 <ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 <ul style="list-style-type: none"> ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング <ul style="list-style-type: none"> ・法制局提出資料、審査録 <ul style="list-style-type: none"> ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答 <ul style="list-style-type: none"> ・5点セット(要綱、法律案、理由、新旧対照条文、参照条文) ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料 <ul style="list-style-type: none"> ・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録 ・内閣意見案 ・同案の閣議請議書 <ul style="list-style-type: none"> ・官報(写) ・公布裁可書(御署名原本) <ul style="list-style-type: none"> ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引 	20年	移管
3	令和〇年度(政令名(共管))の制定及び一部改正	(1)立案の検討 (2)政令案の審査 (3)意見公募手続 (4)他の行政機関への協議 (5)閣議 (6)官報公示その他の公布 (7)解釈又は運用の基準の設定	①立案基礎文書 ②立案の検討に関する審議会等文書 ③立案の検討に関する調査研究文書 ④法律案の審査の過程が記録された文書 ⑤他の行政機関への協議文書 ⑥閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書 ⑦国会審議文書 ⑧官報公示に関する文書その他の公布に関する文書 ⑨解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書 ⑩解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書	立案基礎 財政制度等審議会たばこ事業等分科会 調査研究 法令審査 法令協議 閣議請議 国会審議 官報公示 解釈・運用基準	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 <ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 <ul style="list-style-type: none"> ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング <ul style="list-style-type: none"> ・法制局提出資料、審査録 <ul style="list-style-type: none"> ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答 <ul style="list-style-type: none"> ・政令案 ・趣旨、要約、新旧対照条文、参照条文 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由 <ul style="list-style-type: none"> ・5点セット(要綱、政令案、理由、新旧対照条文、参照条文) ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料 <ul style="list-style-type: none"> ・官報(写) ・公布裁可書(御署名原本) <ul style="list-style-type: none"> ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引 	20年	移管

標準文書保存期間基準

文書管理者:理財局総務課たばこ塩事業室長

大分類	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	中分類	小分類／行政文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
4 令和〇年度(省令名(共管))の制定及び一部改正	(1)立案の検討 (2)意見公募手続 (3)制定又は改廃 (4)官報公示 (5)解釈又は運用の基準の設定	①立案基礎文書 ③立案の検討に関する調査研究文書 意見公募手続文書 省令その他の規則の制定又は改廃のための決裁文書 官報公示に関する文書 ①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書 ②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書	立案基礎 調査研究 法令協議 制定改廃 官報公示 解釈・運用基準 ①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書 ②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・省令案・規則案 ・趣旨、要約、新旧対照条文、参照条文 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由 ・省令案・規則案 ・理由、新旧対照条文、参照条文 ・官報(写) ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引	20年	移管
5 令和〇年度〇議院議員〇〇提出〇〇〇に関する質問に関する答弁書	(3)質問主意書に対する答弁に関する閣議の求め及び国会に対する答弁その他の重要な経緯	①答弁の案の作成の過程が記録された文書 ②閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書 ③答弁が記録された文書	答弁審査 閣議請議 答弁書	・法制局提出資料・審査録 ・決裁文書 ・答弁書	20年	移管
6 令和〇年度青少年関係会議	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	①会議の決定又は了解に係る案の立案基礎文書 ③会議の決定又は了解に係る案の検討に関する行政機関協議文書 ④会議の検討のための資料として提出された文書	決定 協議 会議資料	・基本方針 ・基本計画 ・〇〇施行状況報告 ・各省協議資料 ・会議配布資料	10年 10年 10年	移管 廃棄 廃棄
7 令和〇年度税制改正	省議の決定又は了解に関する立案の検討その他の重要な経緯	①省議の決定又は了解に係る案の立案基礎文書	税制改正要望	・関係団体・関係者のヒアリング ・税制改正要望書 ・説明資料	10年	移管
8 令和〇年度日本たばこ産業株式会社の葉たばこ放射性物質検査関係	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	③申合せに係る案の検討に関する行政機関協議文書	協議	・協議案 ・質問・意見 ・質問・意見に対する回答	10年	移管
11 ・ 12 令和〇年度〇〇に関する審査基準の一部改正	(1)行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準、同号ニの行政指導指針及び法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯	①立案の検討に関する審議会等文書 ②立案の検討に関する調査研究文書 ③意見公募手続文書 ④行政手続法第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準及び同号ニの行政指導指針を定めるための決裁文書 ⑤行政手続法第6条の標準的な期間を定めるための決裁文書	財政制度等審議会たばこ事業等分科会 調査研究 意見公募手続 基準設定 期間設定	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・意見公募要領・意見・結果 ・決裁文書 ・決裁文書	10年	移管
令和〇年度行政文書開示請求 令和〇年度製造たばこ小売定価認可申請 「令和〇年度〇〇法に基づく認可申請」 又は 「令和〇年度〇〇からの認可申請」	(2)行政手続法第2条第3号の許認可等(以下「許認可等」という。)に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書	開示決定等 許認可等	・決裁文書・通知書(写) ・決裁文書	10年(国立公文書館への移管の措置をとるべきことを定めたものに限る。)又は許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年	以下について移管 ・運輸、郵便、電気通信事業その他の特に重要な公益事業に関するもの。 ・公益法人等の設立・廃止等、指導・監督等に関するもの
11 ・ 12 令和〇年度製造たばこ販売届出	(4)行政手続法第2条第7号の届出(以下「届出」という。)の受理	届出、報告その他の通知の内容を記載した文書	届出	・届出書	5年	廃棄

標準文書保存期間基準

文書管理者:理財局総務課たばこ塩事業室長

大分類	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	中分類	小分類／行政文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置	
11 ・ 12	「令和〇年度〇〇法に基づく届出」 又は、「令和〇年度〇〇からの届出」	(4) 行政手続法第2条第7号の届出（以下「届出」という。）の受理	届出、報告その他の通知の内容を記載した文書	届出・報告	・届出書・報告書	5年	廃棄
	令和〇年度〇〇補助金の交付	(5) 補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項の補助金等をいう。以下同じ。）の交付に関する重要な経緯	①交付の要件に関する文書 ②交付のための決裁文書その他交付に至る過程が記録された文書 ③補助事業等実績報告書	交付要件 交付決定 実績報告	・交付規則・交付要綱・実施要領 ・審査要領・選考基準 ・決裁文書 ・実績報告書	交付に係る事業が終了する日に係る特定日以後5年	以下について移管 ・補助金等の交付の要件に関する文書
	令和〇年度不服申立て	(6) 不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①不服申立て書又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書 ②審議会等文書 ③裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書 ④裁決書又は決定書	不服申立て 行政不服審査会 裁決・決定 判決書	・審査請求書 ・録取書 ・諮問 ・答申 ・決裁文書 ・弁明書 ・反論書 ・意見書(写) ・説問書(写) ・答申書 ・審理員意見書等 ・審査請求処理簿 ・裁決・決定書 ・裁決起案整理簿	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事案に関するもの ・審議会等の裁決等について年度ごとに取りまとめたもの
	令和〇年度訴訟	(7) 国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書 ②訴訟における主張又は立証に関する文書 ③判決書又は決定書	訴訟提起 主張・立証 判決書	・訴状 ・期日呼出状 ・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論・証人等調書 ・書証 ・判決書 ・和解調書	訴訟が終結する日に係る特定日以後10年	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事案に関するもの
14	令和〇年度(告示名)の制定及び一部改正	(1) 告示の立案の検討その他の重要な経緯（1の項から13の項までに掲げるものを除く。）	①立案の検討に関する審議会等文書 ②立案の検討に関する調査研究文書 ③意見公募手続文書 ④制定又は改廃のための決裁文書 ⑤官報公示に関する文書	財政制度等審議会たばこ事業等分科会 調査研究 告示協議 制定・改廃 協議 官報公示	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・意見公募要領・意見・決定 ・決裁文書 ・協議文・決裁文書 ・官報(写)	10年	廃棄
	令和〇年度(訓令名・通達名)の制定及び一部改正	(2) 訓令及び通達の立案の検討その他の重要な経緯（1の項から13の項までに掲げるものを除く。）	①立案の検討に関する調査研究文書 ②制定又は改廃のための決裁文書	調査研究 制定・改廃	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・決裁文書	10年	廃棄 以下について移管 ・重要な訓令及び通達の制定又は改廃のための決裁文書
15	令和〇年度概算要求書	(1) 岁入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類の作製その他の予算に関する重要な経緯（5の項(1)及び(4)に掲げるものを除く。）	①歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書	歳入	・歳入予算概算見積書(印紙収入) ・登録免許税の通知	10年	廃棄
	令和〇年度予算の配賦		④歳入歳出予算、継続費及び国庫債務負担行為の配賦に関する文書	予算の配賦	・財務局予算支出負担計画示達	10年	廃棄
	令和〇年度予算の執行	(2) 岁入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯(5の項(2)及び(4)に掲げるものを除く。)	④①から③までに掲げるもののほか、決算の提出に至る過程が記録された文書	支出	・決裁文書	5年	廃棄
16	令和〇年度機構要求書	機構及び定員の要求に関する重要な経緯	機構及び定員の要求に関する文書並びにその基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書	機構要求 定員要求	・機構要求書 ・定員要求書	10年 10年	移管
	令和〇年度定員要求書						
17	令和〇年度(法人名)関係	(1) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)その他の法律の規定による中長期目標の制定又は変更に関する立案の検討その他の重要な経緯	②制定又は変更のための決裁文書 ③中長期計画、事業報告書その他の中長期目標の達成に関し法律の規定に基づき独立行政法人等により提出され、又は公表された文書	協議・認可・通知・承認	・決裁文書	10年	移管
17	令和〇年度(法人名)関係	(2) 独立行政法人通則法その他の法律の規定による報告及び検査その他の指導監督に関する重要な経緯	①指導監督をするための決裁文書その他指導監督に至る過程が記録された文書	指導監督	・報告、検査	5年	移管

標準文書保存期間基準

文書管理者:理財局総務課たばこ塩事業室長

大分類	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	中分類	小分類／行政文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
17 令和〇年度(法人名)関係	(2)独立行政法人通則法その他 の法律の規定による報告及び検 査その他の指導監督に関する重 要な経緯	(2)違法行為等の是正のため必要な措置その他 指導監督の結果の内容が記録された文書		・是正の措置の要求、是正措置	5年	保管
18 令和〇年度政策評価	行政機関が行う政策の評価に關 する法律（平成13年法律第86 号。以下「政策評価法」とい う。）第6条の基本計画の立案 の検討、政策評価法第10条第1 項の評価書の作成その他の政策 評価の実施に関する重要な経緯	(5)評価書及びその要旨の作成のための決裁文 書並びにこれらの通知に関する文書その他當 該作成の過程が記録された文書	計画書	・報告要領・通知 ・実施計画書	10年	保管
			評価書	・評価書 ・評価書要旨 ・規制の事前評価書 ・規制の事前評価書要旨 ・競争評価チェックリスト ・規制の事後評価		
20 令和〇年度表彰	栄典又は表彰の授与又ははく奪 の重要な経緯（5の項(4)に掲 げるものを除く。）	栄典又は表彰の授与又ははく奪のための決裁 文書及び伝達の文書	栄典	・推薦決裁 ・調書等 ・各種照会	10年	廃棄
21 第〇回国会主要想定問答 第〇回国会局内想定問答 令和〇年度国会等提出資料 令和〇年度財政制度等審議会たばこ事業等分科会 令和〇年度定価等部会	(1)国会審議（1の項から20の 項までに掲げるものを除く。）	国会審議文書	想定問答	・主要想定問答	10年	廃棄
				・想定問答 ・答弁書	10年	廃棄
			資料提出	・決裁文書	10年	廃棄
			たばこ事業等分 科会	・開催経緯 ・諮詢 ・議事の記録 ・配付資料 ・報道発表 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、 建議、提言	10年	保管
22 標準文書保存期間基準 令和〇年度廃棄の記録	文書の管理等	①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常 時利用するものとして継続的に保存すべき行政 文書 ⑤第23条第3項に規定する行政文書ファイル等 の廃棄の記録	基準	・標準文書保存期間基準	常用	廃棄
			帳簿	・廃棄の記録	5年	廃棄
23 令和〇年度国際会議等 (○○○)	(1)国際会議等（外国政府との 交渉を含む。）に関する重要な 経緯	①国際機関に関する会議その他財務大臣が出 席した国際会議等のうち重要な国際的思 考決定が行われたものに係る準備、実施、参加、会 議の結果等に関する文書のうち重要なもの ②重要な国際会議等（①に掲げるものを除く。） に係る準備、実施、参加、会議の結果等に関する 文書のうち重要なもの	会議	・発言要領 ・議事の記録 ・合意文書	20年	保管
			会議	・発言要領 ・議事の記録 ・合意文書	10年	保管
24 令和〇年度〇〇調査・検 査	(1)犯則事件の調査に関する重要 な経緯	犯則事件の調査に関する決裁文書	犯則調査	・調査報告案	30年	廃棄
	(2)法律の規定に基づき財務省の 職員が行う立入検査等に関する 重要な経緯	立入検査等に関する決裁文書	立入検査	・検査命令書案 ・検査報告案	10年	廃棄
25 令和〇年度〇〇調査	(1)統計調査に関する重要な経緯	①統計の企画立案に関する経緯が記録された 文書	調査研究	・企画書案	10年	廃棄
		②統計の承認に関する経緯が記録された文書		・調査票	10年	廃棄
		③統計の実施に関する経緯が記録された文書		・調査報告書	20年	保管
		④調査票（記録媒体を問わず実査段階におい て作成・収集されたもの）		・調査票情報	常用	廃棄
		⑤統計の集計結果に関する文書				
		⑥統計の二次利用のための調査票情報文書				
26 令和〇年度閑税改正要望	閑税、とん税及び特別とん税の 賦課及び徴収等の実施に関する 重要な経緯	賦課及び徴収等の実施に関する決裁文書又は 重要な実績が記録された文書	要求	・決裁文書	10年	廃棄
29 令和〇年度政府調達関係	契約に関する重要な経緯（1の項 から28の項までに掲げるものを 除く。）	契約に係る決裁文書及びその他契約に至る過 程が記録された文書	報告	・決裁文書	契約が終了する 日に係る特定日 以後5年	以下について保管 ・法令の解釈やその後の 政策立案等に大きな影響 を与えた事案に関するも の
備 考 二	令和〇年服務		勤務時間管理	・休暇簿(全般)	3年	廃棄
	令和〇年度服務		勤務時間管理	・フレックスタイム制度	3年	廃棄
				・テレワーク関係	3年	
	令和〇年度財政制度等審 議会たばこ事業等分科会 委員会		任免資料	・任免経緯 ・就任依頼決裁文書	10年	廃棄
備 考 六	令和〇年度(法令名(共 管))関係		立入検査	・検査命令書案 ・検査報告案	10年	廃棄
			解散登記嘱託	・依頼文書	5年	廃棄
			通知	・通知文	5年	廃棄
			許認可等	・決裁文書	許認可等の効力 が消滅する日に 係る特定日以後5 年	廃棄

標準文書保存期間基準

文書管理者:理財局総務課たばこ塩事業室長

大分類	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	中分類	小分類／行政文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
備考六 令和〇年度たばこ事業に 係る事務処理			届出・報告等	・たばこ販売実績 ・届出書・報告書・確認書	5年	廃棄
				・送付文書(新型コロナウイルス感染症対策)	5年	移管
			制定・改廃	・リーフレット改廃 ・事務連絡文書	10年	移管
				・周知・要請・依頼・ 指示	10年	以下について移管 ・その後の政策立案等に 大きな影響を与えた事案 に関するもの
			指導監督	・周知・要請文書 ・事務連絡案 ・通知書(写)	10年	以下について移管 ・その後の政策立案等に 大きな影響を与えた事案 に関するもの
				・報告・検査等	5年	廃棄
			全般	・塩事業法の手引きについて	10年	移管
				・決裁文書	10年	廃棄
			要請	・要請文書	10年	廃棄
				・届出・報告等	5年	廃棄
			指導監督	・届出書・報告書・確認書 ・報告・検査等	5年	廃棄
令和〇年度たばこ・塩事 業に係る事務処理				・決裁文書	10年	以下について移管 ・その後の政策立案等に 大きな影響を与えた事案 に関するもの
令和〇年度塩需給見通し の公表			公表	・決裁文書	10年	移管
				・報告書	10年	廃棄
令和〇年度塩需給実績の 公表			公表	・決裁文書	10年	移管
				・報告書	10年	廃棄
令和〇年度構造改革特区 提案関係(〇〇提案)			全般	・提案 ・提案に対する回答 ・計画書及び報告書等	5年	廃棄
				・実施要領	実施要領廃止後1 年	廃棄
令和〇年度照会に係る事 務処理			全般	・決裁文書	3年	廃棄
令和〇年度接受文書			全般	・接受文書	5年	廃棄
令和〇年度電磁的記録媒 体管理簿			管理簿	・電磁的記録媒体管理簿	5年	廃棄
令和〇年度情報セキュリ ティ			申請・届出	・移送・提供	3年	廃棄
令和〇年度会計検査院			通知	・通知文	5年	廃棄
令和〇年度消費者委員会 第〇回公共料金等専門委 員調査会関係			決定	・基本方針 ・基本計画 ・〇〇施行状況報告 ・対応方針	10年	移管
令和〇年度消費税転嫁対 策に係る事務処理			指導を行った事 案以外	・通知書 ・情報受付票 ・報告命令・報告依頼 ・報告書	3年	廃棄
				・通知書 ・情報受付票 ・報告命令・報告依頼 ・報告書 ・指導書 ・措置請求	5年	廃棄
法制執務業務支援システィ ムが保有する「法令データ ベース」の整備に係る所 管法令の認証			認証	・決裁文書	5年	廃棄
令和〇年度文書管理点 検・監査	所掌事務に関する点検・監査		点検	・自己点検用チェックシート	3年	廃棄
				・監査実施通知・監査結果通知		
令和〇年度行政報告			行政報告	・報告文書	1年	廃棄
令和〇年度マイナンバー カードの積極的な取得等 に係る事務処理			指導を行った事 案以外	・通知書・情報受付票	1年	廃棄
令和〇年度新型コロナウ イルス感染症対策本部に おける要請に係る事務処 理			指導を行った事 案以外	・通知書・情報受付表(新型コロナウイルス感染 症対策)	1年	移管

備考1 本表は、財務省行政文書管理規則(以下「規則」という。)第15条第1項の規定に従い文書管理者が定めたものであり、規則別表第1を踏まえ作成されている。ただし、「保存期間満了時の措置」については、規則別表第2に基づくものである。

備考2 本表に該当しない行政文書については、職員は、規則別表第1を参考し、文書管理者の指示に従い保存期間を設定するものとする。この場合の保存期間は、規則第15条第12項の期間を保存期間とする行政文書を除き、原則として30年、20年、10年、5年、3年、1年又は1年未満のいずれかの期間とする。ただし、保存期間を1年未満とする行政文書であって、規則第15条第6項各号に該当しないものについて廃棄する場合には、規則第23条第3項の規定に従うものとする。

備考3 1年未満の保存期間を設定する類型の行政文書であっても、規則第15条第4項、第5項及び第7項に該当することとなる行政文書については、1年以上の保存期間を設定するものとする。

標準文書保存期間基準

文書管理者: 理財局国庫課長

大分類	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	中分類	小分類／行政文書の具体例	保存期間	保存期間満了後の措置
1 令和〇年度(法律名)の制定及び一部改正	(1)立案の検討	①立案基礎文書	立案基礎	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定	20年	保管
	(2)法律案の審査	法律案の審査の過程が記録された文書		・法制局提出資料 ・審査録		
4 令和〇年度(省令名)の制定及び一部改正	(3)制定又は改廃	省令その他の規則の制定又は改廃のための決裁文書	制定改廃	・省令案・規則案 ・理由、新旧対照条文、参照条文	20年	保管
	(4)官報公示	官報公示に関する文書		・官報(写)		
5 ○議院議員○○提出○○○に関する質問に関する答弁書	(3)質問主意書に対する答弁に関する閣議の求め及び国会に対する答弁その他の重要な経緯	①答弁の案の作成の過程が記録された文書 ②閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書 ③答弁が記録された文書	答弁審査	・法制局提出資料・審査録 ・決裁文書 ・答弁書	20年	保管
	令和〇年度予算に基づく財政資金対民間収支見込み	(1)予算に関する閣議の求め及び予算の国会提出その他の重要な経緯		・決裁文書 ・配布資料 ・原稿確認資料		20年 3年 廃棄
	令和〇年度国庫の状況報告書	(4)基本方針、基本計画又は白書 その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯(1の項から4の項まで及び5の項(1)から(3)までに掲げるものを除く。)		・決裁文書 ・配布資料 ・原稿確認資料		20年 3年 廃棄
8 令和〇年度CBDC(中央銀行デジタル通貨)に関する関係府省庁・日本銀行連絡会議	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	①申合せに係る案の立案基礎文書(八の項イ)	立案基礎	・検討資料	10年	保管
		④他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書(八の項ロ)		・配付資料 ・議事の記録		
9 令和〇年度国庫金の効率的な管理について(協力依頼)	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	⑤基準を他の行政機関に通知した文書	通知	・通知	10年	保管
11 令和〇年度行政文書開示請求	(2)行政手続法第2条第3号の許認可等(以下「許認可等」という。)に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書	開示決定等	・決裁文書・通知書(写)	許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年	廃棄
12 令和〇年度日本銀行代理店の開廃・派出認可	(2)許認可等に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書	許認可	・決裁文書 ・決裁文書(廃止)		
令和〇年度日本銀行歳入代理店の開廃報告	(4)届出の受理	届出、報告その他の通知の内容を記載した文書	届出・報告	・報告書	5年	廃棄
令和〇年度日本銀行の国庫金・政府有価証券事務取扱規程の認可	(2)許認可等に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書	許認可	・決裁文書	許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年	移管
14 令和〇年度政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示の一部改正	(1)告示の立案の検討その他の重要な経緯(1の項から13の項までに掲げるものを除く。)	②立案の検討に関する調査研究文書	調査研究	・金利水準資料 ・金利水準資料(改正なし)	10年 5年	移管 廃棄
		④制定又は改廃のための決裁文書		・決裁文書・官報の写し	10年	
		⑤官報公示に関する文書	制定・改廃			
		④制定又は改廃のための決裁文書	制定・改廃	・決裁文書	10年	移管
令和〇年度出納官吏事務規程第14条及び第16条の規定に基づき外国貨幣換算率を定める告示	(1)告示の立案の検討その他の重要な経緯(1の項から13の項までに掲げるものを除く。)	⑤官報公示に関する文書	官報公示	・決裁文書・官報の写し		
令和〇年度国庫金の事務取扱通達の制定又は改廃	(2)訓令及び通達の立案の検討その他の重要な経緯(1の項から13の項までに掲げるものを除く。)	②制定又は改廃のための決裁文書	制定・改廃	・決裁文書 ・決裁文書(新型コロナウイルス感染症に係るもの) ・決裁文書(能登半島地震に係るもの)	10年	移管
令和〇年度政府有価証券の事務取扱通達の制定又は改廃	(2)訓令及び通達の立案の検討その他の重要な経緯(1の項から13の項までに掲げるものを除く。)	②制定又は改廃のための決裁文書	制定・改廃	・決裁文書	10年	移管
令和〇年度政府預金手続等の通達の制定又は改廃	(2)訓令及び通達の立案の検討その他の重要な経緯(1の項から13の項までに掲げるものを除く。)	②制定又は改廃のための決裁文書	制定・改廃	・決裁文書	10年	移管
15 令和〇年度概算要求書	(1)歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類の作製その他の予算に関する重要な経緯(5の項(1)及び(4)に掲げるものを除く。)	①歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書	概算要求	・概算要求書 ・概算要求書(新型コロナウイルス感染症に係るもの)	10年 10年	廃棄 移管
		③①及び②に掲げるもののほか、予算の成立に至る過程が記録された文書		・予算参考資料 ・予算編成資料(照会・回答)	5年 3年	
		③①及び②に掲げるもののほか、予算の成立に至る過程が記録された文書	予算編成	・行政事業レビュー関係資料	10年	廃棄
令和〇年度予算編成関係資料	(1)歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類の作製その他の予算に関する重要な経緯(5の項(1)及び(4)に掲げるものを除く。)	③①及び②に掲げるもののほか、予算の成立に至る過程が記録された文書	予算編成	・行政事業レビュー関係資料	10年	廃棄
令和〇年度国庫金運用計算書	(2)歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯(5の項(2)及び(4)に掲げるものを除く。)	②会計検査院に提出又は送付した計算書及び証拠書類に提出又は送付した計算書及び証拠書類	会計検査院送付	・決裁文書	5年	廃棄

標準文書保存期間基準

文書管理者: 理財局国庫課長

大分類	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	中分類	小分類／行政文書の具体例	保存期間	保存期間満了後の措置
15 令和〇年度国庫金出納計算書の送付	(2)歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯(5の項(2)及び(4)に掲げるものを除く。)	②会計検査院に提出又は送付した計算書及び証拠書類	会計検査院送付	・国庫金出納計算書 ・有価証券受払計算書 ・証拠書類 ・クラウドサーバ使用事前届出	5年	廃棄
令和〇年度会計検査院実地検査	(2)歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯(5の項(2)及び(4)に掲げるものを除く。)	④①から③までに掲げるもののほか、決算の提出に至る過程が記録された文書	会計検査院検査	・検査資料	5年	廃棄
令和〇年度外国送金	(2)歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯(5の項(2)及び(4)に掲げるものを除く。)	④①から③までに掲げるもののほか、決算の提出に至る過程が記録された文書	国庫金出納	・外貨買入報告書 ・外貨資金買入額連絡表 ・財政統計資料・一般資料(払)用送金明細一覧 ・事務連絡	5年	廃棄
令和〇年度国庫金処理	(2)歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯(5の項(2)及び(4)に掲げるものを除く。)	④①から③までに掲げるもののほか、決算の提出に至る過程が記録された文書	国庫金出納	・報告書 ・依頼書	5年	廃棄
令和〇年度国庫金振替書	(2)歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯(5の項(2)及び(4)に掲げるものを除く。)	④①から③までに掲げるもののほか、決算の提出に至る過程が記録された文書	通知	・振替書	5年	廃棄
令和〇年度積立金等の繰替使用	(2)歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯(5の項(2)及び(4)に掲げるものを除く。)	④①から③までに掲げるもののほか、決算の提出に至る過程が記録された文書	決定・了解	・決裁文書	5年	廃棄
令和〇年度国庫余裕金の繰替使用	(2)歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯(5の項(2)及び(4)に掲げるものを除く。)	④①から③までに掲げるもののほか、決算の提出に至る過程が記録された文書	決定・了解	・決裁文書	5年	廃棄
令和〇年度月計突合表	(2)歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯(5の項(2)及び(4)に掲げるものを除く。)	④①から③までに掲げるもののほか、決算の提出に至る過程が記録された文書	報告	・決裁文書	5年	廃棄
令和〇年度財政資金収支日報	(2)歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯(5の項(2)及び(4)に掲げるものを除く。)	④①から③までに掲げるもののほか、決算の提出に至る過程が記録された文書	報告	・報告書	5年	廃棄
令和〇年度指定預金受払内訳表	(2)歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯(5の項(2)及び(4)に掲げるものを除く。)	④①から③までに掲げるもののほか、決算の提出に至る過程が記録された文書	帳簿	・帳簿	5年	廃棄
令和〇年度帳簿(当座預金・指定預金・別口預金)	(2)歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯(5の項(2)及び(4)に掲げるものを除く。)	④①から③までに掲げるもののほか、決算の提出に至る過程が記録された文書	帳簿	・帳簿	5年	廃棄
令和〇年度別口預金月末現在高表	(2)歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯(5の項(2)及び(4)に掲げるものを除く。)	④①から③までに掲げるもののほか、決算の提出に至る過程が記録された文書	帳簿	・帳簿	5年	廃棄
令和〇年度別口預金受払内訳表	(2)歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯(5の項(2)及び(4)に掲げるものを除く。)	④①から③までに掲げるもののほか、決算の提出に至る過程が記録された文書	帳簿	・帳簿	5年	廃棄
令和〇年度国庫金収支調整	(2)歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯(5の項(2)及び(4)に掲げるものを除く。)	④①から③までに掲げるもののほか、決算の提出に至る過程が記録された文書	全般	・協議書 ・説明資料 ・周知・要請文書 ・協議書(新型コロナウイルス感染症に係るもの) ・説明資料(新型コロナウイルス感染症に係るもの) ・周知・要請文書(新型コロナウイルス感染症に係るもの)	5年 5年	廃棄 移管
令和〇年度指定預金に対する利子額	(2)歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯(5の項(2)及び(4)に掲げるものを除く。)	④①から③までに掲げるもののほか、決算の提出に至る過程が記録された文書	全般	・決裁文書等	5年	廃棄
令和〇年度財政資金対民間収支	(2)歳入及び歳出の決算報告書並びに市の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯(5の項(2)及び(4)に掲げるものを除く。)	④①から③までに掲げるもののほか、決算の提出に至る過程が記録された文書	全般	・決裁文書、説明資料	5年	移管
令和〇年度予算の執行	(2)歳入及び歳出の決算報告書並びに市の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯(5の項(2)及び(4)に掲げるものを除く。)	④①から③までに掲げるもののほか、決算の提出に至る過程が記録された文書	支出	・支出決裁文書	5年	廃棄

標準文書保存期間基準

文書管理者: 理財局国庫課長

大分類	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	中分類	小分類／行政文書の具体例	保存期間	保存期間満了後の措置	
21	令和〇年度第〇回国会主意想定問答	(1)国会審議(1の項から20の項までに掲げるものを除く。)	国会審議文書	想定問答	・主要想定問答 ・想定問答	10年 10年	廃棄 廃棄
	令和〇年度第〇回国会局内想定問答			資料提出	・決裁文書	10年	廃棄
	令和〇年度国会等提出資料			懇談会等	・決裁文書	10年	廃棄
	令和〇年度国庫収支事務に関する説明会について		(2)審議会等(1の項から20の項までに掲げるものを除く。)	懇談会等	・開催通知 ・議事の記録 ・配布資料 ・各種検討	10年	廃棄
	令和〇年度CBDC(中央銀行デジタル通貨)に関する有識者会議				・決裁文書(支出伺)	5年	廃棄
22	標準文書保存期間基準	文書の管理等	①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常に利用するものとして継続的に保存すべき行政文書 ⑤第23条第3項に規定する行政文書ファイル等の廃棄の記録	基準	・標準文書保存期間基準	常用	廃棄
	令和〇年度廃棄の記録			帳簿	・廃棄の記録	5年	廃棄
25	令和〇年度財政金融統計月報	(2)財政経済に関する調査又は研究に関する重要な経緯	①調査研究文書	全般	・原稿	3年	廃棄
	令和〇年度国庫収支実績			全般	・実績(ホームページ掲載)	3年	廃棄
	令和〇年度通貨に関する実態調査		①調査研究文書	調査	・決裁文書 ・報告書 ・調査票等	3年	移管
	令和〇年度通貨制度に関する調査研究			広報資料	・決裁文書	10年	
27	令和〇年度財務省証券の発行及び償還	国の債務の管理及び所管行政に関する行う資金の貸付け、出資等に関する重要な経緯	②国の債務の管理及び所管行政に関する行う資金の貸付け、出資等に関する決裁文書又はこれらに関する重要な実績が記録された文書	全般	・決裁文書	10年	廃棄
	令和〇年度年服務				・決裁文書(新型コロナウイルス感染症に係るもの)		移管
備考二	令和〇年度服務						
備考六	令和〇年度分国庫原簿		勤務時間管理	・休暇簿(全般)	3年	廃棄	
	令和〇年度国庫金貸借対照表		勤務時間管理	・フレックス関係	3年	廃棄	
	令和〇年度国庫金出納計算書			・テレワーク関係	3年	廃棄	
	令和〇年度有価証券受払総括簿		国庫金出納	・国庫原簿(一般会計・特別会計)	20年	移管	
	令和〇年度政府有価証券受払報告表			・国庫金貸借対照表及び国庫金受払報告表(総計・現金)	20年	移管	
	令和〇年度政府所有有価証券現在額報告表			・国庫金出納計算書 ・有価証券受払計算書	20年	移管	
	令和〇年度電磁的記録媒体管理簿		有価証券受払	・有価証券受払総括簿	20年	移管	
	令和〇年度政府契約の支払遅延防止等に関する法律第12条に基づく報告		有価証券受払	・政府有価証券受払報告表 ・毎月有価証券受払突合表	10年	廃棄	
	令和〇年度国際会議の参加料に関する文書		有価証券受払	・政府所有有価証券現在額報告表	10年	廃棄	
	令和〇年度国庫収支事務オンラインシステム関係		届出・報告	・電磁的記録媒体管理簿	5年	廃棄	
	令和〇年度外国政府の通貨等の製造		精算	・報告書	5年	廃棄	
	令和〇年度情報セキュリティ		契約等	・決裁文書	5年	廃棄	
	令和〇年度法制執務業務支援システムが保有する「法令データベース」の整備に係る所管法令の認証		広報資料	・国庫収支事務オンラインシステム関連資料	5年	廃棄	
	令和〇年度国庫収支事務オンラインシステムに係る情報セキュリティの確保のための実施規則の改正		申請・届出	・決裁文書	10年	移管	
	令和〇年度理財局データセンタにおける情報セキュリティ対策に関する実施規則		認証	・移送・提供	3年	廃棄	
	令和〇年度文書管理点検・監査	所掌事務に関する点検・監査	制度改廃	・自己点検用チェックシート	3年	廃棄	
	令和〇年度行政報告		点検	・監査実施通知・監査結果通知			
			行政報告	・報告文書	1年	廃棄	

備考1 本表は、財務省行政文書管理規則(以下「規則」という。)第15条第1項の規定に従い文書管理者が定めたものであり、規則別表第1を踏まえ作成されている。ただし、「保存期間満了時の措置」については、規則別表第2に基づくものである。

備考2 本表に該当しない行政文書については、職員は、規則別表第1を参考し、文書管理者の指示に従い保存期間を設定するものとする。この場合の保存期間は、規則第15条第12項の期間を保存期間とする行政文書を除き、原則として30年、20年、10年、5年、3年、1年又は1年未満のいずれかの期間とする。ただし、保存期間を1年未満とする行政文書であって、規則第15条第6項各号に該当しないものについて廃棄する場合には、規則第23条第3項の規定に従うものとする。

備考3 1年未満の保存期間を設定する類型の行政文書であっても、規則第15条第4項、第5項及び第7項に該当することとなる行政文書については、1年以上の保存期間を設定するものとする。

標準文書保存期間基準

文書管理者:理財局国庫課通貨企画調整室長

大分類	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	中分類	小分類／行政文書の具体例	保存期間	保存期間満了後の措置
1 令和〇年度(法律名)の制定及び一部改正	(1)立案の検討	①立案基礎文書 ③立案の検討に関する調査研究文書	立案基礎 調査研究	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング	20年	移管
	(2)法律案の審査	法律案の審査の過程が記録された文書	法令審査	・法制局提出資料 ・審査録		
	(3)他の行政機関への協議	行政機関協議文書	法令協議	・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答		
	(4)閣議	閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書	閣議請議	・5点セット(要綱、法律案、理由、新旧対照条文、参照条文) ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料		
	(5)国会審議	国会審議文書	国会審議	・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録 ・内閣意見案 ・同案の閣議請議書		
	(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書	官報公示	・官報(写) ・公布裁可書(御署名原本)		
	(7)解釈又は運用の基準の設定	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書 ②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書	解釈・運用基準	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引		
3 令和〇年度(政令名)の制定及び一部改正	(1)立案の検討	①立案基礎文書 ②立案の検討に関する審議会等文書 ③立案の検討に関する調査研究文書	立案基礎 会合 調査研究	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・開催経緯 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング	20年	移管
	(2)政令案の審査	政令案の審査の過程が記録された文書	法令審査	・法制局提出資料 ・審査録		
	(3)意見公募手続	意見公募手続文書	法令協議	・政令案 ・趣旨、要約、新旧対照条文、参照条文 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由		
	(4)他の行政機関への協議	行政機関協議文書		・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答		
	(5)閣議	閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書	閣議請議	・5点セット(要綱、政令案、理由、新旧対照条文、参照条文) ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料		
	(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書	官報公示	・官報(写) ・公布裁可書(御署名原本)		
	(7)解釈又は運用の基準の設定	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書 ②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書	解釈・運用基準	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引		
4 令和〇年度(省令名)の制定及び一部改正	(1)立案の検討	①立案基礎文書 ③立案の検討に関する調査研究文書	立案基礎 調査研究	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング	20年	移管
	(2)意見公募手続	意見公募手続文書	法令協議	・省令案・規則案 ・趣旨、要約、新旧対照条文、参照条文 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由		
	(3)制定又は改廃	省令その他の規則の制定又は改廃のための決裁文書	制定・改廃	・省令案・規則案 ・理由、新旧対照条文、参照条文		
	(4)官報公示	官報公示に関する文書	官報公示	・官報(写)		
	(5)解釈又は運用の基準の設定	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書 ②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書	解釈・運用基準	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引		

標準文書保存期間基準

文書管理者:理財局国庫課通貨企画調整室長

大分類	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	中分類	小分類／行政文書の具体例	保存期間	保存期間満了後の措置	
5	令和〇年度閣議の決定又は了解及びその経緯	(4)基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯(1の項から4の項まで及び5の項(1)から(3)までに掲げるものを除く。)	⑤閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書	閣議請議	・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料	20年	移管
	令和〇年度○議院議員○○提出〇〇〇に関する質問に関する答弁書	(3)質問主意書に対する答弁に関する閣議の求め及び国会に対する答弁その他の重要な経緯	①答弁の案の作成の過程が記録された文書 ②閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書 ③答弁が記録された文書	答弁審査 閣議請議 答弁書	・法制局提出資料・審査録 ・決裁文書 ・答弁書		
8	令和〇年度偽造通貨に関する関係省庁連絡会議申合せ	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な事項	④他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書 ⑤申合せの内容が記録された文書	提出資料 申合せ	・開催経緯 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・申合せ	10年	移管
11 ・ 12	令和〇年度すき入紙製造許可申請	(2)行政手続法第2条第3号の許認可等(以下「許認可等」という。)に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書	許認可	・製造許可申請書 ・調査依頼文書 ・製造許可通知	許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年	廃棄
	令和〇年度保有個人情報開示請求			開示決定等	・決裁文書・通知書(写)		
	令和〇年度行政文書開示請求			開示決定等	・決裁文書・通知書(写)		
	令和〇年度不服申立て	(6)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①不服申立書又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書 ③裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書	不服申立て 裁決・決定	・不服申立書 ・決裁文書 ・諮詢書(写) ・弁明書 ・反論書 ・意見書 ・裁決・決定書	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	廃棄
	令和〇年度訴訟事件	(7)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書 ②訴訟における主張又は立証に関する文書 ③判決書又は和解調書	訴訟提起 主張・立証 判決書	・訴状 ・期日呼出状 ・決裁文書 ・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論 ・書証 ・決裁文書 ・判決書 ・和解調書 ・決裁文書	訴訟が終結する日に係る特定日以後10年	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事案に関するもの
12	令和〇年度財団法人印刷朝陽会認可申請	(2)許認可等に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書	許認可 全般	・寄附行為変更 ・評議員の選定方法 ・移行認可申請に係る内閣府からの意見聴取・意見に対する回答 ・認可に係る内閣府からの通知書	許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年 10年	移管
13	令和〇年度職員研修	(2)職員の研修の実施に関する計画の立案の検討その他の職員の研修に関する重要な経緯	②計画を制定又は改廃するための決裁文書	研修計画	・計画案	3年	廃棄
14	令和〇年度日本銀行券の様式を一部改正する件	(1)告示の立案の検討その他の重要な経緯(1の項から13の項までに掲げるものを除く。)	②立案の検討に関する調査研究文書 ④制定又は改廃のための決裁文書	立案基礎 制定・改廃	・立案基礎資料 ・決裁文書 ・決裁文書 ・告示案	10年	廃棄
	令和〇年度「特別試験研究費税額控除制度に関する告示」の一部改正	(2)訓令及び通達の立案の検討その他の重要な経緯(1の項から13の項までに掲げるものを除く。)	②制定又は改廃のための決裁文書	制定・改廃	・決裁文書		廃棄
	令和〇年度「貨幣の受払いに関する手続について」通達の一部改正			制定・改廃	・決裁文書		廃棄
	令和〇年度「貨幣回収準備資金事務取扱細則」の一部改正			官報公示	・官報(写)		廃棄
	令和〇年度(告示名)の制定	(1)告示の立案の検討その他の重要な経緯(1の項から13の項までに掲げるものを除く。)	②立案の検討に関する調査研究文書 ④制定又は改廃のための決裁文書 ⑤官報公示に関する文書	立案基礎 制定・改廃 官報公示	・検討資料 ・告示案 ・官報(写)	10年	廃棄
15	令和〇年度概算要求書	(1)歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類の作製その他の予算に関する重要な経緯(5の項(1)及び(4)に掲げるものを除く。)	①歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書	概算要求	・概算見積書 ・説明資料 ・一般会計への繰入 ・一般会計からの繰入	10年	移管
	令和〇年度予算編成資料		③①及び②に掲げるもののほか、予算の成立に至る過程が記録された文書	予算編成	・行政事業レビュー ・予算参考書 ・説明資料	10年 5年	以下について移管 ・説明資料
	令和〇年度決算報告書	(2)歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯(5の項(2)及び(4)に掲げるものを除く。)	①歳入及び歳出の決算報告書並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書 ②会計検査院に提出又は送付した計算書及び証拠書類	決算報告書 会計検査院送付	・歳入(一般会計への繰入) ・歳出(一般会計からの繰入) ・翌年度への繰入 ・計算証明 ・物品検査書 ・照会文書 ・回答文書	5年	移管 廃棄 廃棄
	令和〇年度会計検査院提出調書						

標準文書保存期間基準

文書管理者：理財局國庫課通貨企劃調整室長

大分類	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	中分類	小分類／行政文書の具体例	保存期間	保存期間満了後の措置
15 令和〇年度会計検査院検査対応 令和〇年度貨幣回収準備資金の増減及び現在額計算書 令和〇年度物品管理 令和〇年度債権管理簿 令和〇年度予算の執行	(2)歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯(5の項(2)及び(4)に掲げるものを除く。)	③会計検査院の検査を受けた結果に関する文書	会計検査院検査	・会計検査院照会、回答事項 ・意見又は処置要求	5年	廃棄
		④①から③までに掲げるもののほか、決算の提出に至る過程が記録された文書	基礎資料	・一般会計省庁別財務書類に関する資料		
			物品	・物品管理簿 ・資金帳簿 ・物品受入・払出命令 ・物品種類換決議 ・物品管理換 ・無償譲渡 ・資金地金交付 ・見本貨幣受領		
			事務連絡	・貨幣回収準備資金制度		
			帳簿	・債権管理簿		
17 令和〇年度独立行政法人造幣局 令和〇年度独立行政法人通則法その他の法律の規定による報告及び検査その他の指導監督に関する重要な経緯	(1)独立行政法人通則法(11年法律第103号)その他の法律の規定による中期目標(独立行政法人通則法第2条第3項に規定する国立研究開発法人にあたっては中長期目標、同条第4項に規定する行政執行法人にあたっては年度目標。以下この項において同じ。)の制定又は変更に関する立案の検討その他の重要な経緯。 (2)独立行政法人通則法その他の法律の規定による報告及び検査その他の指導監督に関する重要な経緯	評価委員会に検討のための資料として提出された文書、評価委員会における議事が記録された文書及び評価委員会の決定又は了解に至る過程が記録された文書	独立行政法人評価委員会造幣局分科会	・配付資料、議事録、意見書 ・開催通知	10年	移管
		②制定又は変更のための決裁文書	制定・変更	・年度目標 ・業務方法書の変更の認可		
		③中期計画(独立行政法人通則法第2条第3項に規定する国立研究開発法人にあたっては中長期計画、同条第4項に規定する行政執行法人にあたっては事業計画)、事業報告書その他の中期目標の達成に関し法律の規定に基づき独立行政法人等により提出され、又は公表された文書(二十四の項ハ)	提出資料	・中期計画 ・年度計画 ・業務実績報告書 ・事業報告書、財務諸表 ・国庫納付計算書 ・役員の任命 ・役員に対する報酬等の支給基準 ・常勤役員の俸給 ・職員の給与支給基準 ・職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇についての規程 ・常勤職員の数 ・自己評価書 ・調達等合理化計画 ・会計に関する規程 ・契約事務に関する規程		
			全般	・財務諸表の承認 ・利益金の使途の承認 ・事業計画の認可 ・重要財産の処分の認可 ・不要財産の国庫納付の認可 ・貨幣販売による国庫納付 ・前事業年度終了時の国庫納付 ・会計監査人の選任 ・法人の業務実績に係る評価書		
		①指導監督をするための決裁文書その他指導監督に至る過程が記録された文書 ②違法行為等の是正のため必要な措置その他指導監督の結果の内容が記録された文書	指導監督	・報告、検査 ・役員の退職金に係る業績勘案率 ・契約監視委員会 ・是正の措置の要求、是正措置		
令和〇年度独立行政法人 国立印刷局	(1)独立行政法人通則法(11年法律第103号)その他の法律の規定による中期目標(独立行政法人通則法第2条第3項に規定する国立研究開発法人にあたっては中長期目標、同条第4項に規定する行政執行法人にあたっては年度目標。以下この項において同じ。)の制定又は変更に関する立案の検討その他の重要な経緯。	評価委員会に検討のための資料として提出された文書、評価委員会における議事が記録された文書及び評価委員会の決定又は了解に至る過程が記録された文書	独立行政法人評価委員会国立印刷局分科会	・配付資料、議事録、意見書 ・開催通知	10年	移管
		②制定又は変更のための決裁文書	制定・変更	・年度目標 ・日本銀行への意見聴取 ・業務方法書の変更の認可		
		③中期計画(独立行政法人通則法第2条第3項に規定する国立研究開発法人にあたっては中長期計画、同条第4項に規定する行政執行法人にあたっては事業計画)、事業報告書その他の中期目標の達成に関し法律の規定に基づき独立行政法人等により提出され、又は公表された文書(二十四の項ハ)	提出資料	・中期計画 ・年度計画 ・業務実績報告書 ・事業報告書、財務諸表 ・国庫納付計算書 ・役員の任命 ・役員に対する報酬等の支給基準 ・常勤役員俸給 ・職員の給与支給基準 ・常勤職員の数 ・自己評価書 ・調達等合理化計画 ・会計に関する規程 ・契約事務に関する規程 ・職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇についての規程		

標準文書保存期間基準

文書管理者:理財局国庫課通貨企画調整室長

大分類	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	中分類	小分類／行政文書の具体例	保存期間	保存期間満了後の措置	
17	令和〇年度独立行政法人 国立印刷局		全般	・財務諸表の承認 ・利益金の使途の承認 ・日本銀行券の製造及び納入に関する基本契約の承認 ・事業計画の認可 ・重要財産の処分の認可 ・不要財産の国庫納付の認可 ・前事業年度終了時の国庫納付 ・会計監査人の選任 ・法人の業務実績に係る評価書	10年	移管	
	(2)独立行政法人通則法その他の法律の規定による報告及び検査その他の指導監督に関する重要な経緯	①指導監督をするための決裁文書その他指導監督に至る過程が記録された文書 ②違法行為等の是正のため必要な措置その他指導監督の結果の内容が記録された文書	指導監督	・報告、検査 ・役員の退職金に係る業績勘案率 ・契約監視委員会 ・是正の措置の要求、是正措置	5年	移管	
21	令和〇年度第〇回国会主 要想定問答 令和〇年度第〇回国会局 内想定問答 令和〇年度国会等提出資 料 令和〇年度独立行政法人 造幣局の業務実績評価に 関する有識者会合 令和〇年度独立行政法人 国立印刷局の業務実績評 価に関する有識者会合	(1)国会審議(1の項から20の項ま でに掲げるものを除く。) (2)審議会(1の項から20の項まで に掲げるものを除く。)	国会審議文書 審議会等文書	想定問答 資料提出	・主要想定問答 ・想定問答 ・決裁文書(その他)	10年 3年	廃棄 廃棄
22	標準文書保存期間基準 令和〇年度廃棄の記録	文書の管理等	①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常 時利用するものとして継続的に保存すべき行政 文書 ⑤第23条第3項に規定する行政文書ファイル等 の廃棄の記録	基準 帳簿	・標準文書保存期間基準 ・廃棄の記録	常用 5年	廃棄 廃棄
備 考 六	令和〇年度独立行政法人 造幣局・国立印刷局の記 念式典			式辞 報告等	・財務大臣挨拶文 ・創立150年記念式典等に係る文書	5年 10年	廃棄 移管
	令和〇年度通貨偽造等取 締			通知 広報資料 全般	・通貨偽造等に係る通知 ・セキュリティレポートに係る通知 ・報道発表資料 ・ポスター ・説明資料(参考資料)	10年	移管
	令和〇年度記念貨幣の発 行			通知 広報資料 全般	・記念貨幣に係る通知 ・記念貨幣に係る通知(新型コロナウイ ルス感染症に係るもの) ・報道発表資料 ・報道発表資料(新型コロナウイルス感 染症に係るもの) ・ポスター ・説明資料(参考資料) ・説明資料(参考資料)(新型コロナウイ ルス感染症に係るもの)	10年 3年	移管 移管
	令和〇年度製造貨幣大試 験			通知 広報資料 全般	・大試験実施の通知 ・報道発表資料 ・説明資料(参考資料)	5年 3年	移管 移管
	令和〇年度通貨製造計画			通知 広報資料	・貨幣製造計画 ・日本銀行券製造計画 ・報道発表資料	5年 5年	移管 移管
	令和〇年度貨幣の発行・ 回収			通知	・製造済貨幣交付受入 ・引換・回収貨幣交付受入	5年	廃棄
	令和〇年度貨幣の発行・ 回収報告書			報告	・製造済貨幣 ・引換・回収貨幣	1年	廃棄
	令和〇年度貨幣製造契約			依頼	・決裁文書 ・貨幣包装形態	5年	廃棄
	令和〇年度地金の売払い			売払	・決裁文書	5年	廃棄
	令和〇年度預託			通知	・決裁文書	5年	廃棄
備 考 七	令和〇年度独立行政法人 造幣局・国立印刷局への 要請			要請	・要請文	5年	移管
	令和〇年度電磁的記録媒 体管理簿			管理簿	・電磁的記録媒体管理簿	5年	廃棄
	令和〇年度日本銀行券関 係綴			広報資料 通知 全般	・リーフレット等 ・報道発表資料 ・日本銀行券に係る通知 ・説明資料(参考資料) ・説明資料(参考資料)(新型コロナウイ ルス感染症に係るもの)	10年	移管 廃棄 移管
	令和〇年度会計検査院検 査対応			全般	・説明資料(参考資料)	3年	廃棄
	令和〇年度(審査基準名) の一部改正			意見公募手続文書	・決裁文書	20年	移管
	令和〇年度情報セキュリ ティ			申請・届出	・移送・提供	3年	廃棄

標準文書保存期間基準

文書管理者:理財局国庫課通貨企画調整室長

大分類	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	中分類	小分類／行政文書の具体例	保存期間	保存期間満了後の措置
備考六	令和〇年度法制執務業務支援システムが保有する「法令データベース」の整備に係る所管法令の認証		認証	・決裁文書	5年	廃棄
	令和〇年度公表資料		公表	・財務省ホームページ上における掲載資料	3年	廃棄
	令和〇年度通常貨幣関係綴		広報資料	・報道発表資料 ・報道発表資料(新型コロナウイルス感染症に係るもの)	10年	移管
			通知	・通常貨幣に係る通知 ・通常貨幣に係る通知(新型コロナウイルス感染症に係るもの)		
			全般	・説明資料(参考資料) ・説明資料(参考資料)(新型コロナウイルス感染症に係るもの)	10年	廃棄 移管
	令和〇年度後援名義使用の承認		承認	・決裁文書	3年	廃棄
	令和〇年度通貨に関する広報		通知	・開催通知	5年	移管
			全般	・説明資料(参考資料)	3年	廃棄
	令和〇年度接受文書		全般	・接受文書	5年	廃棄
	令和〇年度照会に係る事務処理		全般	・決裁文書	3年	廃棄
	令和〇年度文書管理点検・監査	所掌事務に関する点検・監査	点検	・自己点検用チェックシート	3年	廃棄
			監査	・監査実施通知・監査結果通知		
	令和〇年度独立行政法人造幣局		全般	・叙位叙勲に係る公文交付依頼(参考資料)	3年	廃棄
	令和〇年度独立行政法人国立印刷局		全般	・叙位叙勲に係る公文交付依頼(参考資料)	3年	廃棄
	令和〇年度事務連絡文書		運用基準等	・決裁文書	10年	廃棄
	令和〇年度官職電子署名符号等関係		作成	・決裁文書	3年	廃棄

備考1 本表は、財務省行政文書管理規則(以下「規則」という。)第15条第1項の規定に従い文書管理者が定めたものであり、規則別表第1を踏まえ作成されている。ただし、「保存期間満了時の措置」については、規則別表第2に基づくものである。

備考2 本表に該当しない行政文書については、職員は、規則別表第1を参照し、文書管理者の指示に従い保存期間を設定するものとする。この場合の保存期間は、規則第15条第12項の期間を保存期間とする行政文書を除き、原則として30年、20年、10年、5年、3年、1年又は1年未満のいずれかの期間とする。ただし、保存期間を1年未満とする行政文書であって、規則第15条第6項各号に該当しないものについて廃棄する場合には、規則第23条第3項の規定に従うものとする。

備考3 1年未満の保存期間を設定する類型の行政文書であっても、規則第15条第4項、第5項及び第7項に該当することとなる行政文書については、1年以上の保存期間を設定するものとする。

標準文書保存期間基準

文書管理者:理財局国債企画課長

大分類	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	中分類	小分類／行政文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置	
1	令和〇年度(法律名)の制定及び一部改正	(1)立案の検討 (2)法律案の審査 (3)他の行政機関への協議 (4)閣議 (5)国会審議 (6)官報公示その他の公布 (7)解釈又は運用の基準の設定	①立案基礎文書 ②立案の検討に関する審議会等の文書 ③立案の検討に関する調査研究文書 法律案の審査の過程が記録された文書 行政機関協議文書 閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書 国会審議文書 官報公示に関する文書その他の公布に関する文書 ①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書 ②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書	立案基礎 懇談会 調査研究 法令審査 法令協議 閣議請議 国会審議 官報公示 解釈・運用基準	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 <ul style="list-style-type: none"> ・議事の記録 ・配布資料等 <ul style="list-style-type: none"> ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング <ul style="list-style-type: none"> ・法制局提出資料 ・審査録 <ul style="list-style-type: none"> ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答 <ul style="list-style-type: none"> ・5点セット(要綱、法律案、理由、新旧対照条文、参照条文) ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料 <ul style="list-style-type: none"> ・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録 ・内閣意見案 ・同案の閣議請議書 <ul style="list-style-type: none"> ・官報(写) ・公布裁可書(御署名原本) <ul style="list-style-type: none"> ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング <ul style="list-style-type: none"> ・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引 	20年	保管
3	令和〇年度(政令名)の制定及び一部改正	(1)立案の検討 (2)政令案の審査 (3)意見公募手続 (4)他の行政機関への協議 (5)閣議 (6)官報公示その他の公布 (7)解釈又は運用の基準の設定	①立案基礎文書 ②立案の検討に関する審議会等の文書 ③立案の検討に関する調査研究文書 政令案の審査の過程が記録された文書 意見公募手続文書 行政機関協議文書 閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書 官報公示に関する文書その他の公布に関する文書 ①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書 ②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書	立案基礎 懇談会 調査研究 法令審査 法令協議 閣議請議 官報公示 解釈・運用基準	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 <ul style="list-style-type: none"> ・議事の記録 ・配布資料等 <ul style="list-style-type: none"> ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング <ul style="list-style-type: none"> ・法制局提出資料 ・審査録 <ul style="list-style-type: none"> ・政令案 ・趣旨、要約、新旧対照条文、参照条文 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由 <ul style="list-style-type: none"> ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答 <ul style="list-style-type: none"> ・5点セット(要綱、政令案、理由、新旧対照条文、参照条文) ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料 <ul style="list-style-type: none"> ・官報(写) ・公布裁可書(御署名原本) <ul style="list-style-type: none"> ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング <ul style="list-style-type: none"> ・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引 	20年	保管

標準文書保存期間基準

文書管理者:理財局国債企画課長

大分類	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	中分類	小分類／行政文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
4 令和〇年度(省令名)の制定及び一部改正	(1)立案の検討	①立案基礎文書	立案基礎	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定	20年	保管
		②立案の検討に関する審議会等の文書		・議事の記録 ・配布資料等		
		③立案の検討に関する調査研究文書		・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング		
	(2)意見公募手続	意見公募手続文書	法令協議	・省令案・規則案 ・趣旨、要約、新旧対照条文、参考条文 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由		
				・理由、新旧対照条文、参考条文		
	(3)制定又は改廃	省令その他の規則の制定又は改廃のための決裁文書	制定改廃	・省令案・規則案		
	(4)官報公示	官報公示に関する文書	官報公示	・官報(写)		
	(5)解釈又は運用の基準の設定	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書	解釈・運用基準	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング		
		②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書		・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引		
5 ○議院議員○○提出○○○に関する質問に関する答弁書	(3)質問主意書に対する答弁に関する閣議の求め及び国会に対する答弁その他の重要な経緯	①答弁の案の作成の過程が記録された文書	答弁審査	・法制局提出資料 ・審査録	20年	保管
		②閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書	閣議請議	・決裁文書		
		③答弁が記録された文書	答弁書	・答弁書		
7 令和〇年度税制改正 令和〇年度国債発行計画等	省議の決定又は了解に関する立案の検討その他の重要な経緯	①省議の決定又は了解に係る案の立案基礎文書	税制改正要望	・関係団体・関係者のヒアリング ・税制改正要望書 ・説明資料	10年	保管
		④省議の決定又は了解の内容が記録された文書	公表	・税制改正大綱(写し) ・決裁文書		
		①省議の決定又は了解に係る案の立案基礎文書	立案基礎	・基本方針	10年	保管
		②省議の決定又は了解に係る案の検討に関する調査研究文書	調査検討	・関係団体・関係者の状況調査		
		③省議に検討のための資料として提出された文書及び省議の議事が記録された文書	資料提出	・配布資料		
		④省議の決定又は了解の内容が記録された文書	決定・了解	・決定・了解文書		
			公表	・決裁文書	3年	廃棄
11 令和〇年度行政文書開示請求 令和〇年度不服申立て 令和〇年度訴訟事件	(2)行政手続法第2条第3号の許認可等(以下「許認可等」という。)に関する重要な経緯 (6)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯 (7)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書	開示決定等	・決裁文書・通知書(写)	許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年	廃棄
		①不服申立てによる不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書	異議申立て	・異議申立て書 ・録取書		
		②審議会等文書	審議会等文書	・諮詢 ・答申		
		③裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書	裁決等文書	・決裁文書		
		④裁決書又は決定書	裁決書・決定書	・裁決書・決定書		
		①訴訟の提起に関する文書	訴訟提起	・訴状 ・期日呼出状 ・決裁文書	訴訟が終結する日に係る特定日以後10年	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事案に関するもの ・審議会の裁決等について年度ごとに取りまとめたもの
		②訴訟における主張又は立証に関する文書	主張・立証	・答弁書 ・準備書面 ・各種申立て書 ・口頭弁論 ・証人等調書 ・書証 ・決裁文書		
		③判決書又は和解調書	判決書	・判決書 ・和解調書 ・決裁文書		

標準文書保存期間基準

文書管理者:理財局国債企画課長

大分類	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	中分類	小分類／行政文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
12 令和〇年度行政文書開示請求	(2) 許認可等に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書	開示決定等	・決裁文書・通知書(写)	許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年	廃棄
			認可	・日本銀行振替決済業務規程変更認可に係る決裁文書 ・認可申請書	許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年	廃棄
	(4) 届出の受理	届出、報告その他の通知の内容を記載した文書	報告	・振替機関からの業務報告書	5年	廃棄
			届出	・振替機関からの届出書	5年	廃棄
			設置、改廃、名称及び位置変更	・届出書	5年	廃棄
			全般	・届出書	5年	廃棄
			報告	・日本銀行からの報告書	5年	廃棄
	(6) 不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①不服申立て又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書	異議申立て	・異議申立て書 ・録取書	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事案に関するもの ・審議会の裁決等について年度ごとに取りまとめたもの
		②審議会等文書	審議会等文書	・諮詢 ・答申		
		③裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書	裁決等文書	・決裁文書		
		④裁決書又は決定書	裁決書・決定書	・裁決書・決定書		
13 令和〇年度訴訟事件	(7) 国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書	訴訟提起	・訴状 ・期日呼出状 ・決裁文書	訴訟が終結する日に係る特定日以後10年	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事案に関するもの
		②訴訟における主張又は立証に関する文書	主張・立証	・答弁書 ・準備書面 ・各種申立て書 ・口頭弁論 ・書証 ・決裁文書		
		③判決書又は和解調書	判決書	・判決書 ・和解調書 ・決裁文書		
		④執行猶予の申請	執行猶予の申請	・執行猶予の申請書		
		⑤執行猶予の決定	執行猶予の決定	・執行猶予の決定書		
14 令和〇年度(告示名)の制定及び一部改正	(1) 告示の立案の検討その他の重要な経緯(1の項から13の項までに掲げるものを除く。)	①立案の検討に関する審議会等の文書	懇談会	・議事の記録 ・配布資料等	10年	廃棄
		②立案の検討に関する調査研究文書	調査研究	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング		
		③意見公募手続文書	告示協議	・告示案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由		
		④制定又は改廃のための決裁文書	制定・改廃	・告示案		
		⑤官報公示に関する文書	官報公示	・官報の写し		
令和〇年度訓令及び通達の制定及び一部改正	(2) 訓令及び通達の立案の検討その他の重要な経緯(1の項から13の項までに掲げるものを除く。)	①立案の検討に関する調査研究文書	調査研究	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング	10年	以下について移管 ・重要な訓令及び通達の制定又は改廃のための決裁文書
		②制定又は改廃のための決裁文書	制定・改廃	・訓令案 ・通達案	10年	

標準文書保存期間基準

文書管理者:理財局国債企画課長

大分類	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	中分類	小分類／行政文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
15 令和〇年度概算要求	(1)歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類の作製その他予算に関する重要な経緯(5の項(1)及び(4)に掲げるものを除く。)	①歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書	概算要求	・概算要求書 ・概算要求明細書 ・説明資料	10年	保管
令和〇年度予算編成			予算編成	・予算編成資料 ・予算説明資料	10年	
令和〇年度国有財産		②財政法第20条第2項の予定経費要求書等並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る経緯が記録された文書	流用	・流用等承認依頼	10年	廃棄
令和〇年度予算配賦		③①に掲げるもののほか、予算の成立に至る過程が記録された文書	予算編成	・財政法第28条による予算参考書類(参考資料)	10年	保管
令和〇年度決算報告	(2)歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯(5の項(2)及び(4)に掲げるものを除く。)	①歳入及び歳出の決算報告書並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書	決算報告	・月計突合表の証明について ・国債整理基金特別会計の一部繰越 ・徴収済額報告書 ・公債金の振替 ・債権現在額通知書 ・歳入・歳出決算(見込)純計額報告 ・歳入徴収決議書 ・国の債務に関する計算書(国債整理基金) ・歳入歳出決定計算書 ・決算の説明 ・徴収簿	5年	廃棄
			予算配賦	・予定総表 ・支出負担行為計画示達 ・支払計画示達 ・支払元受高請求	5年	
			支出	・支出決議書(特別会計) ・支出決議書(一般会計)	5年	
			財務書類	・省庁別財務書類(一般会計・特別会計)	5年	
		②会計検査院に提出又は送付した計算書及び証拠書類	臨検	・支払済証券調査等の臨検	5年	廃棄
			決算	・支出決定簿 ・支出負担行為差引簿 ・決裁文書	5年	廃棄
			決算報告書	・一般会計国の債務に関する計算書	5年	廃棄
			会計検査院送付	・国債増減計算書 ・債務負担額計算書 ・支出計算書 ・歳入徴収額計算書 ・資金前渡出納計算書 ・国庫金運用計算書	5年	廃棄
令和〇年度会計検査院受検調書類		③会計検査院の検査を受けた結果に関する文書	会計検査院検査	・会計検査院受検調書類 ・会計検査院受検資料	5年	廃棄
令和〇年度会計監査		④①から③までに掲げるもののほか、決算の提出に至る過程が記録された文書	会計監査	・会計監査	5年	廃棄
令和〇年度資金交付			資金交付	・海外資金前渡官吏への資金交付	5年	廃棄
令和〇年度物品増減及び現在額報告書			物品	・物品増減及び現在額報告書 ・重要物品整理簿 ・備品台帳 ・物品の不用決定 ・物品購入供用決議書兼物品管理簿 ・物品管理計算書及び物品検査書 ・小切手等用紙受払簿 ・物品管理官の交替に伴う事務引継書 ・物品管理計画	5年	廃棄
令和〇年度重要物品整理簿			旅費	・旅行命令簿等	5年	廃棄
令和〇年度備品台帳			支出	・支出決裁文書(資金) ・決裁文書(資金関係)		
令和〇年度物品関係補助簿						
令和〇年度旅費						
令和〇年度予算の執行						

標準文書保存期間基準

文書管理者:理財局国債企画課長

大分類	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	中分類	小分類／行政文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
16 令和〇年度機構要求 令和〇年度定員要求	機構及び定員の要求に関する重要な経緯	機構及び定員の要求に関する文書並びにその基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書	機構要求	・機構要求書 ・説明資料	10年	廃棄
			定員要求	・定員要求書 ・説明資料	10年	
21 令和〇年度国会資料要求 令和〇年度国の債務管理の在り方に関する懇談会 令和〇年度国の債務管理に関する研究会	(1)国会審議(1の項から20の項までに掲げるものを除く。) (2)審議会等(1の項から20の項までに掲げるものを除く。) (2)審議会等(1の項から20の項までに掲げるものを除く。)	国会審議文書 審議会等文書 審議会等文書	資料提出 懇談会 研究会	・決裁文書	10年	廃棄
				・議事の記録 ・配布資料 ・各種検討	10年	廃棄
				・決裁文書(支出伺い) ・決裁文書(その他)	5年 3年	
22 標準文書保存期間基準 令和〇年度廃棄の記録	文書の管理等	①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書 ⑤第23条第3項に規定する行政文書ファイル等の廃棄の記録	基準	・標準文書保存期間基準	常用	—
				・廃棄の記録	5年	廃棄
23 令和〇年度国際会議等並びに国際協力及び国際交流に関する事項	(1)国際会議等(外国政府との交渉を含む。)に関する重要な経緯	②重要な国際会議等(①に掲げるものを除く。)に係る準備、実施、参加、会議の結果等に関する文書のうち重要なもの 重要な国際会議等に係る準備、実施、参加、会議の結果等に関する文書のうち重要なものを除く	国際会議等 全般	・発言要領 ・議事概要 ・会議配布資料 ・会議関連資料 ・会議関連資料(重要なものを除く)	10年 3年	移管 廃棄
				・会議関連資料(重要なものを除く)	3年	廃棄
27 令和〇年度国債の管理に関する事項 令和〇年度国債広報 令和〇年度犯罪による収益の移転防止に関する法律の特定事業者に対する要請	国の債務の管理及び所管行政に関する重要な経緯	②国の債務の管理及び所管行政に関して行う資金の貸付け、出資等に関する決裁文書(①に掲げるものを除く)又はこれらに関する重要な実績が記録された文書	統計資料	・国債及び借入金並びに政府保証債務現在高 ・国債統計年報 ・国債及び借入金並びに政府保証債務現在高(参考資料) ・分離適格振替国債の分離状況 ・国債の償還予定額	10年 3年 3年 3年 3年	移管 廃棄 廃棄
				・債務管理に関する調査・研究資料(諸外国の債務管理制度調査資料集、会議資料等) ・決裁文書(支出伺い)	3年 5年	廃棄 廃棄
				・他省庁からの資料提出依頼に係る決裁文書	3年	廃棄
				・国債に係る諸報告(日銀からの月例報告)		
				・決裁文書 ・月計突合表 ・原簿 ・国債運用資金出納報告表 ・国債整理基金運用有価証券現在高明細表 ・国債整理基金運用有価証券受払報告表 ・国債整理基金受払報告表	5年	廃棄
			管理・運用及び報告	・外債元利払資金出納報告表 ・日本銀行に対する通達・事務連絡	5年 10年	廃棄
				・償還計画表	10年	廃棄
			照会(法令・制度)	・決裁文書	10年	廃棄
				・検討資料 ・回答文	10年	廃棄
			海外IR及び会議・講演 広報物 国債広告	・海外IR資料 ・会議・講演資料	3年	廃棄
				・決裁文書 ・検討資料	3年	廃棄
				・国債広告の企画審査 ・国債広告効果測定 ・国債広告の実施	10年 5年	廃棄
			通知	・要請文	3年	廃棄

標準文書保存期間基準

文書管理者:理財局国債企画課長

大分類	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	中分類	小分類／行政文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
備考二	令和〇年服務		勤務時間管理	・休暇簿(全般)	3年	廃棄
	令和〇年度服務			・フレックス関係 ・テレワーク関係	3年	廃棄
令和〇年度給与			支給	・賃金職員給与簿 ・届出書類	5年	廃棄
	令和〇年度給与			・賃金職員源泉所得税関連	7年	廃棄
備考六	令和〇年度会計機関の設置		会計機関	・決裁文書	5年	廃棄
	令和〇年度官公需報告		報告	・調査票	3年	廃棄
	令和〇年度政府調達		報告	・決裁文書	3年	廃棄
	令和〇年度任免関係		任免	・小切手作成補助者の任免に係る決裁文書 ・検査及び監督職員の任免に係る決裁文書	5年	廃棄
	令和〇年度財政收支調査		報告	・決裁文書	5年	廃棄
	令和〇年度政府保有株式名義書換失念分		申請	・決裁文書	誓約書の効力が消滅する日に係る特定日以後5年	廃棄
	令和〇年度還付金残高確認証		注意喚起	・照会に対する回答		廃棄
	令和〇年度国債債務分析システムに係る情報セキュリティ確保のための実施規則の改正		制度改廃	・決裁文書	5年	廃棄
	令和〇年度国債債務分析システム関係		契約等	・国債債務分析システム関連資料 (債務分析システムの管理・運用等に関する記録)	5年	廃棄
	令和〇年度理財局データセンタにおける情報セキュリティ対策に関する実施規則			・国債債務分析システムによる分析結果(コスト・アット・リスク分析)等	3年	廃棄
令和〇年度広報			広報資料	・債務管理リポート ・ニュースレター ・ポスター ・パンフレット等	3年	移管
令和〇年度電磁的記録媒体管理簿			管理簿	・電磁的記録媒体管理簿	5年	廃棄
令和〇年度情報セキュリティ			申請・届出	・移送・提供	3年	廃棄
令和〇年度文書管理点検・監査	所掌事務に関する点検・監査		点検	・自己点検用チェックシート	3年	廃棄
令和〇年度官職電子署名符号等関係				・監査実施通知・監査結果通知		
令和〇年度行政報告			作成	・決裁文書	3年	廃棄
			行政報告	・報告文書	1年	廃棄

備考1 本表は、財務省行政文書管理規則(以下「規則」という。)第15条第1項の規定に従い文書管理者が定めたものであり、規則別表第1を踏まえ作成されている。ただし、「保存期間満了時の措置」については、規則別表第2に基づくものである。

備考2 本表に該当しない行政文書については、職員は、規則別表第1を参考し、文書管理者の指示に従い保存期間を設定するものとする。この場合の保存期間は、規則第15条第12項の期間を保存期間とする行政文書を除き、原則として30年、20年、10年、5年、3年、1年又は1年未満のいずれかの期間とする。ただし、保存期間を1年未満とする行政文書であって、規則第15条第6項各号に該当しないものについて廃棄する場合には、規則第23条第3項の規定に従うものとする。

備考3 1年未満の保存期間を設定する類型の行政文書であっても、規則第15条第4項、第5項及び第7項に該当することとなる行政文書については、1年以上の保存期間を設定するものとする。

標準文書保存期間基準

文書管理者: 理財局国債業務課長

大分類	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	中分類	小分類／行政文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
1 令和〇年度(法律名)の制定及び一部改正	(1)立案の検討	①立案基礎文書 ②立案の検討に関する審議会等の文書 ③立案の検討に関する調査研究文書	立案基礎 懇談会 調査研究	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・議事の記録 ・配布資料等 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング	20年	保管
	(2)法律案の審査	法律案の審査の過程が記録された文書	法令審査	・法制局提出資料 ・審査録		
	(3)他の行政機関への協議	行政機関協議文書	法令協議	・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答		
	(4)閣議	閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書	閣議請議	・5点セット(要綱、法律案、理由、新旧対照条文、参考条文) ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料		
	(5)国会審議	国会審議文書	国会審議	・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録 ・内閣意見案 ・同案の閣議請議書		
	(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書	官報公示	・官報(写) ・公布裁可書(御署名原本)		
	(7)解釈又は運用の基準の設定	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書 ②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書	解釈・運用基準	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引		
3 令和〇年度(政令名)の制定及び一部改正	(1)立案の検討	①立案基礎文書 ②立案の検討に関する審議会等の文書 ③立案の検討に関する調査研究文書	立案基礎 懇談会 調査研究	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・議事の記録 ・配布資料等 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング	20年	保管
	(2)政令案の審査	政令案の審査の過程が記録された文書	法令審査	・法制局提出資料 ・審査録		
	(3)意見公募手続	意見公募手続文書	法令協議	・政令案 ・趣旨、要約、新旧対照条文、参考条文 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由 ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答		
	(4)他の行政機関への協議	行政機関協議文書				
	(5)閣議	閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書	閣議請議	・5点セット(要綱、政令案、理由、新旧対照条文、参考条文) ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料		
	(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書	官報公示	・官報(写) ・公布裁可書(御署名原本)		
	(7)解釈又は運用の基準の設定	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書 ②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書	解釈・運用基準	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引		
4 令和〇年度(省令名)の制定及び一部改正	(1)立案の検討	①立案基礎文書 ②立案の検討に関する審議会等の文書 ③立案の検討に関する調査研究文書	立案基礎 懇談会 調査研究	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・議事の記録 ・配布資料等 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング	20年	保管
					20年	保管

標準文書保存期間基準

文書管理者: 理財局国債業務課長

大分類	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	中分類	小分類／行政文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置	
4 令和〇年度(省令名)の制定及び一部改正	(2)意見公募手続	意見公募手続文書	法令協議 制定改廃 官報公示 解釈・運用基準	・省令案・規則案 ・趣旨、要約、新旧対照条文、参照条文 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由	20年	保管	
	(3)制定又は改廃	省令その他の規則の制定又は改廃のための決裁文書		・省令案・規則案 ・理由、新旧対照条文、参照条文			
	(4)官報公示	官報公示に関する文書		・官報(写)			
	(5)解釈又は運用の基準の設定	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書		・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング			
		②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書		・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引			
5 ○議院議員○○提出○○○に関する質問に関する答弁書	(3)質問主意書に対する答弁に関する閣議の求め及び国会に対する答弁その他の重要な経緯	①答弁の案の作成の過程が記録された文書	答弁審査	・法制局提出資料 ・審査録	20年	保管	
		②閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書	閣議請議	・決裁文書			
		③答弁が記録された文書	答弁書	・答弁書			
7 令和〇年度政府保証債発行計画	省議の決定又は了解に関する立案の検討その他の重要な経緯	①省議の決定又は了解に係る案の立案基礎文書	立案基礎	・基本方針	10年	保管	
		②省議の決定又は了解に係る案の検討に関する調査研究文書	調査検討	・投資家等の状況調査			
		③省議に検討のための資料として提出された文書(七の項口)及び省議(国務大臣を構成員とする省議に限る。)の議事が記録された文書	資料提出	・配布資料 ・議事の記録			
		④省議の決定又は了解の内容が記録された文書	決定・了解	・決定・了解文書			
			公表	・決裁文書	3年	廃棄	
11 ・ 12	令和〇年度行政文書開示請求	(2)行政手続法第2条第3号の許認可等(以下「許認可等」という。)に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書	開示決定等	・決裁文書・通知書(写)	許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年	廃棄
12	令和〇年度外貨債に係る財務代理人の変更等の手続き	(2)許認可等に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書	認可	・財務代理人の変更等の認可に係る決裁文書 ・認可申請書	許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年	廃棄
13 令和〇年度国債発行実務研修	(2)職員の研修の実施に関する計画の立案の検討その他の職員の研修に関する重要な経緯	①計画の立案に関する調査研究文書	調査研究	・関係団体・関係者のヒアリング ・検討	3年	廃棄	
		②計画を制定又は改廃するための決裁文書	研修計画	・決裁文書			
		③職員の研修の実施状況が記録された文書	全般	・国債発行実務研修員の募集 ・国債発行実務研修員の決定 ・国債発行実務研修の研修計画の提出 ・国債発行実務研修員の修了証書交付			
		①計画の立案に関する調査研究文書	調査研究	・関係団体・関係者のヒアリング ・検討	3年	廃棄	
		②計画を制定又は改廃するための決裁文書	研修計画	・決裁文書 ・確認書			
		③職員の研修の実施状況が記録された文書	各種研修	・研修実施状況報告			
14 令和〇年度国債の発行告示	(1)告示の立案の検討その他の重要な経緯(1の項から13の項までに掲げるものを除く。)	(5)官報公示に関する文書	全般	・決裁文書・官報の写し	10年	廃棄	
				・決裁文書・官報の写し			
				・決裁文書・官報の写し			
				・決裁文書・官報の写し			
15 令和〇年度会計検査院受検資料	(2)歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯(5の項(2)及び(4)に掲げるものを除く。)	(3)会計検査院の検査を受けた結果に関する文書	会計検査院検査	・会計検査院受検資料	5年	廃棄	
				・発行収入金 ・国庫金振替書原符			
				・旅費 ・旅行命令簿等			
				・支出 ・支出決裁文書			
21 令和〇年度第〇回国会主要想定問答	(1)国会審議(1の項から20の項までに掲げるものを除く。)	国会審議文書	想定問答	・主要想定問答	10年	廃棄	
				・想定問答			
				・資料提出 ・決裁文書	10年	廃棄	
			懇談会等	・議事概要・議事録 ・各種検討 ・状況調査資料 ・配布資料等	10年	廃棄	
				・決裁文書(支出伺い)	5年	廃棄	
				・決裁文書(その他)	3年	廃棄	

標準文書保存期間基準

文書管理者: 理財局国債業務課長

大分類	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	中分類	小分類／行政文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置	
21	令和〇年度国債市場特別参加者会合 令和〇年度国債投資家懇談会 令和〇年度国債トップリーラー会議	(2)審議会等(1の項から20の項までに掲げるものを除く。)	審議会等文書	懇談会等	・開催方式の検討(新型コロナウィルス感染症等)	10年	移管
					・議事概要・議事録(新型コロナウィルス感染症対策に関連する国債発行額等の増減に係るもの)		
					・状況調査資料(新型コロナウィルス感染症対策に関連する国債発行額等の増減に係るもの)		
					・配布資料等(新型コロナウィルス感染症対策に関連する国債発行額等の増減に係るもの)		
					・議事概要・議事録	10年	廃棄
					・状況調査資料		
					・配布資料等		
					・決裁文書(支出伺い)	5年	廃棄
					・決裁文書(その他)	3年	廃棄
					・議事概要・議事録(新型コロナウィルス感染症対策に関連する国債発行額等の増減に係るもの)	10年	移管
22	標準文書保存期間基準 令和〇年度個人情報ファイル保有通知 令和〇年発遣簿 令和〇年度廃棄の記録	文書の管理等	①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常に利用するものとして継続的に保存すべき行政文書 ②取得した文書の管理を行うための帳簿 ③決裁文書の管理を行うための帳簿 ⑤第23条第3項に規定する行政文書ファイル等の廃棄の記録	基準	・標準文書保存期間基準	常用	廃棄
					・決裁文書	3年	廃棄
					・発遣簿	30年	廃棄
					・廃棄の記録	5年	廃棄
					・国債発行に関する令達	償還、返済等の期限の日に係る特定日以後10年	移管
					・国庫短期証券発行に関する令達	10年	移管
					・日本銀行に対する通達、事務連絡	10年	廃棄
					・財務局等に対する通達、事務連絡		
					・国債市場特別参加者制度		
					・照会		
27	令和〇年度国債及び国庫短期証券の発行、借換、償還及び利払の実施	国の債務の管理及び所掌行政に関して行う資金の貸付け、出資等に関する重要な経緯	①国債の発行、資金の貸付け等に関する決裁文書で償還、返済等の期限を越えて保有することが必要な文書	全般	・国債の発行	3年	廃棄
					・国債の発行(新型コロナウィルス感染症関連)	3年	移管
					・国債関係システム	5年	廃棄
					・国債の入札参加者の指定	10年	移管
					・国債入札制度関連資料	10年	廃棄
					・国債の募集取扱機関の指定		
					・国債上場依頼		
					・公債発行収入金等出納報告表	5年	廃棄
					・予備証券類の廃消組替報告書	3年	廃棄
					・入札日程		
28	標準文書保存期間基準	文書の管理等	②決裁文書の管理を行うための帳簿	帳簿	・入札に関する新聞発表決裁		
					・国債の発行条件決定		
					・国債の入札結果		
					・国債金利情報		
					・国庫短期証券の発行条件決定		
					・国庫短期証券の入札結果		
29	標準文書保存期間基準	文書の管理等	③決算報告書	決算報告書	・国庫短期証券の事務手数料		
					・月計突合表の調査		
					・国債引受け代金払込者別払込予定者報告		
					・国債市場に関する資料		
					・物価連動債の適用指数・連動係数		
					・定期報告書		
					・決算報告書		
					・決算報告書		
					・決算報告書		
					・決算報告書		

標準文書保存期間基準

文書管理者: 理財局国債業務課長

大分類	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	中分類	小分類／行政文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
27 令和〇年度国債及び国庫短期証券の発行、償還及び利払の実施	国の債務の管理及び所掌行政について行う資金の貸付け、出資等に関する重要な経緯	②国の債務の管理及び所掌行政について行う資金の貸付け、出資等に関する決裁文書(①に掲げるものを除く。)又はこれらに関する重要な実績が記録された文書	個人向け国債等	<ul style="list-style-type: none"> ・個人向け国債の買入消却に関する令達 ・個人向け国債の取扱機関になることができる者及び国債の募集取扱機関の指定 ・個人向け復興応援国債保有者への東日本大震災復興事業記念貨幣贈呈事務 ・個人向け国債等に関する資料 ・国債の個人向け販売における委任調査 ・個人向け国債の販売促進に係る通知 ・個人向け国債に関する報道発表 ・個人向け復興応援国債保有者データファイル 	10年	廃棄
			買入消却	<ul style="list-style-type: none"> ・国債の買入消却に係る制度 ・国債の買入消却 ・国債の買入消却に係る入札参加者の指定 ・国債の買入消却に係る入札 ・国債の買入消却に係る入札に関する新聞発表 	10年 3年	廃棄 廃棄
			報告	・個人情報ファイルの保有に関する通知	3年	廃棄
			国債市場特別参加者制度	<ul style="list-style-type: none"> ・国債市場特別参加者の指定 ・国債市場特別参加者制度関連資料 ・各種報告 	10年 3年	廃棄 廃棄
			交付国債	<ul style="list-style-type: none"> ・出資・拠出国債等令達 ・交付国債発行令達 ・交付国債発行取消令達 ・財務本省文書取扱規則の特例の追加 ・買入消却について ・交付国債の証券製造 ・国際通貨基金通貨代用証券日銀買取条件 ・交付公債証明書 ・各種報告 ・交付国債公表資料 	10年 10年 10年 5年 3年	移管 廃棄 廃棄 廃棄 廃棄
令和〇年度国債に係る金利スワップ取引		①国債の発行、資金の貸付け等に関する決裁文書で償還、返済等の期限を越えて保有することが必要な文書	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・国債の金利スワップに関する基本契約書 ・国債の金利スワップに関する個別契約書 ・国債の金利スワップの管理 	償還、返済等の期限の日に係る特定日以後10年	廃棄
		②国の債務の管理及び所掌行政について行う資金の貸付け、出資等に関する決裁文書(①に掲げるものを除く。)又はこれらに関する重要な実績が記録された文書	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・国債の金利スワップ制度 ・国債の金利スワップ取引に関する令達 ・国債の金利スワップ取引に関する資料 ・スワップトレーディング等システム 		廃棄
令和〇年度借入金の借り入れ及び償還		①国債の発行、資金の貸付け等に関する決裁文書で償還、返済等の期限を越えて保有することが必要な文書	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・各会計の借入金 ・承継債務 ・特別会計の民間借入 ・各会計の一時借入金 ・借入金等の貸付債権の債権譲渡 ・元利金支払いの通知 ・日銀への担保差入に関する資料 		償還、返済等の期限の日に係る特定日以後10年
令和〇年度借入金の借り入れ及び償還		②国の債務の管理及び所掌行政について行う資金の貸付け、出資等に関する決裁文書(①に掲げるものを除く。)又はこれらに関する重要な実績が記録された文書	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・借入金等の入札参加者申請書 ・借入金等の入札参加者の指定 ・政府借入金入札システム ・財政融資資金オンラインシステム利用承認申請 ・入札結果 ・月計突合表の調査 ・財政融資資金貸付残高の突合 ・借入金入札の対応方針について ・借入金入札の対応方針について(新型コロナウイルス感染症関連) 	10年 5年 3年 3年	廃棄 廃棄 廃棄 移管
令和〇年度政府保証付との審査		①国債の発行、資金の貸付け等に関する決裁文書で償還、返済等の期限を越えて保有することが必要な文書	国内債 外債 借入金 外貨借入金	<ul style="list-style-type: none"> ・政府保証債 ・政府保証外債 ・政府保証借入金 ・政府保証借入金における日銀への担保差入に関する資料 ・政府保証外貨借入金 	償還、返済等の期限の日に係る特定日以後1年	廃棄 廃棄 廃棄 廃棄 廃棄
		②国の債務の管理及び所掌行政について行う資金の貸付け、出資等に関する決裁文書(①に掲げるものを除く。)又はこれらに関する重要な実績が記録された文書	外債	<ul style="list-style-type: none"> ・政府保証承認に係る検討基準 ・政府保証債等に関する資料 ・米国証券取引委員会(SEC)関連資料 		5年

標準文書保存期間基準

文書管理者：理財局国債業務課長

大分類		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	中分類	小分類／行政文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
備考二	令和〇年服務			勤務時間管理	・休暇簿(全般)	3年	廃棄
	令和〇年度服務			勤務時間管理	・フレックス関係 ・テレワーク関係	3年	廃棄
備考六	令和〇年度情報セキュリティ			申請・届出	・移送・提供	3年	廃棄
	令和〇年度電磁的記録媒体管理簿			管理簿	・電磁的記録媒体管理簿	5年	廃棄
	令和〇年度文書管理点検・監査	所掌事務に関する点検・監査		点検 監査	・自己点検用チェックシート ・監査実施通知・監査結果通知	3年	廃棄
	令和〇年度国債発行実務研修			全般	・国債発行実務研修実施要項等の改正	30年	廃棄
	令和〇年度理財局データセンタにおける情報セキュリティ対策に関する実施規則			制定・改廃	・決裁文書	5年	廃棄
	令和〇年度国債関係システム等に係る情報セキュリティ確保のための実施規則			制定・改廃	・決裁文書	5年	廃棄
	令和〇年度新型コロナウイルス感染症対策関連			全般	・勤務体制について(新型コロナウイルス感染症対策)	5年	移管

備考1 本表は、財務省行政文書管理規則(以下「規則」という。)第15条第1項の規定に従い文書管理者が定めたものであり、規則別表第1を踏まえ作成されている。ただし、「保存期間満了時の措置」については、規則別表第2に基づくものである。

備考2 本表に該当しない行政文書については、職員は、規則別表第1を参考し、文書管理者の指示に従い保存期間を設定するものとする。この場合の保存期間は、規則第15条第12項の期間を保存期間とする行政文書を除き、原則として30年、20年、10年、5年、3年、1年又は1年未満のいずれかの期間とする。ただし、保存期間を1年未満とする行政文書であって、規則第15条第6項各号に該当しないものについて廃棄する場合には、規則第23条第3項の規定に従うものとする。

備考3 1年未満の保存期間を設定する類型の行政文書であっても、規則第15条第4項、第5項及び第7項に該当することとなる行政文書については、1年以上の保存期間を設定するものとする。

標準文書保存期間基準

文書管理者:理財局国有財産企画課課長

大分類	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	中分類	小分類／行政文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
1 令和〇年度(法律名)の制定及び一部改正	(1)立案の検討	①立案基礎文書 ③立案の検討に関する調査研究文書	立案基礎 調査研究	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング	20年	保管
	(2)法律案の審査	法律案の審査の過程が記録された文書	法令審査	・法制局提出資料 ・審査録		
	(3)他の行政機関への協議	行政機関協議文書	法令協議	・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答		
	(4)閣議	閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書	閣議請議	・5点セット(要綱、法律案、理由、新旧対照条文、参考条文) ・閣議請議書 ・決裁文書 ・案件表 ・配付資料		
	(5)国会審議	国会審議文書	国会審議	・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録 ・内閣意見案 ・同案の閣議請議書		
	(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書	官報公示	・官報(写) ・公布裁可書(御署名原本)		
	(7)解釈又は運用の基準の設定	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書 ②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書	解釈・運用基準	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引		
3 令和〇年度(政令名)の制定及び一部改正	(1)立案の検討	①立案基礎文書 ③立案の検討に関する調査研究文書	立案基礎 調査研究	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング	20年	保管
	(2)政令案の審査	政令案の審査の過程が記録された文書	法令審査	・法制局提出資料 ・審査録		
	(3)意見公募手続	意見公募手続文書	法令協議	・政令案 ・趣旨、要約、新旧対照条文、参考条文 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由		
	(4)他の行政機関への協議	行政機関協議文書		・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答		
	(5)閣議	閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書	閣議請議	・5点セット(要綱、政令案、理由、新旧対照条文、参考条文) ・閣議請議書 ・決裁文書 ・案件表 ・配付資料		
	(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書	官報公示	・官報(写) ・公布裁可書(御署名原本)		
	(7)解釈又は運用の基準の設定	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書 ②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書	解釈・運用基準	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引		
4 令和〇年度(省令名)の制定及び一部改正	(1)立案の検討	①立案基礎文書 ③立案の検討に関する調査研究文書	立案基礎 調査研究	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング	20年	保管
	(2)意見公募手続	意見公募手続文書	法令協議	・省令案・規則案 ・趣旨、要約、新旧対照条文、参考条文 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由		
	(3)制定又は改廃	省令その他の規則の制定又は改廃のための決裁文書	制定改廃	・省令案・規則案 ・決裁文書 ・理由、新旧対照条文、参考条文		
	(4)官報公示	官報公示に関する文書	官報公示	・官報(写)		
	(5)解釈又は運用の基準の設定	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書 ②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書	解釈・運用基準	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引		

標準文書保存期間基準

文書管理者:理財局国有財産企画課長

大分類	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	中分類	小分類／行政文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
5 ○議院議員〇〇提出〇〇 〇に関する質問に関する 答弁書	(3)質問主意書に対する答弁に 関する閣議の求め及び国会に 対する答弁その他の重要な経 緯	①答弁の案の作成の過程が記録された文書	答弁審査	・法制局提出資料・審査録	20年	移管
		②閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提 出された文書	閣議請議	・決裁文書		
		③答弁が記録された文書	答弁書	・答弁書		
令和〇年度総合特別区域	(4)基本方針、基本計画又は白 書その他の閣議に付された案 件に関する立案の検討及び閣 議の求めその他の重要な経緯 (1の項から4の項まで及び 5の項(1)から(3)までに掲げ るものを除く。)	④行政機関協議文書	協議	・各省協議資料	3年	廃棄
11 ・ 12 令和〇年度行政文書開示 請求	(2)行政手続法第2条第3号の 許認可等（以下「許認可等」 といふ。）に関する重要な経 緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可 等に至る過程が記録された文書	開示決定等	・決裁文書・通知書(写)	許認可等の効力 が消滅する日以 後5年 (国有財産の管 理及び処分に係 る民法第555 条、第593条、第 601条に基づく売 買、使用貸借、 賃貸借に関する 事項について は、開示決定後 5年)	廃棄
令和〇年度不服申立て	(6)不服申立てに関する審議会 等における検討その他の重要 な経緯	③裁決、決定その他の処分をするための決裁 文書その他当該処分に至る過程が記録された 文書	裁決・決定	・決裁文書	裁決、決定その 他の処分がされ る日に係る特定 日以後10年	廃棄
令和〇年度訴訟事件	(7)国又は行政機関を当事者と する訴訟の提起その他の訴訟 に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書 ②訴訟における主張又は立証に関する文書 ③判決書又は和解調書	訴訟提起 主張・立証 判決書	・訴状 ・期日呼出状 ・決裁文書 ・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論 ・書証 ・決裁文書 ・判決書 ・和解調書 ・決裁文書	訴訟が終結する 日に係る特定日 以後10年	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策 立案等に大きな影響を与えた 事案に関するもの
13 令和〇年度国有財産関係 中央研修	(2)職員の研修の実施に関する 計画の立案その他の職員の研 修に関する重要な経緯	③職員の研修の実施状況が記録された文書	研修資料	・国有財産総合研修資料 ・国有財産高等研修資料 ・国有財産評価事務研修資料	3年	廃棄
令和〇年度研修関係		②計画を制定又は改廃するための決裁文書	派遣資料	・決裁文書	3年	廃棄
14 令和〇年度告示の制定及 び改廃	(1)告示の立案の検討その他の 重要な経緯（1の項から13の 項までに掲げるものを除 く。）	③意見公募手続文書	意見公募手続	・決裁文書	10年	廃棄
		④制定又は改廃のための決裁文書	制定・改廃	・決裁文書		
		⑤官報公示に関する文書	官報公示	・官報(写)		
	(2)訓令及び通達の立案の検討 その他の重要な経緯（1の項 から13の項までに掲げるもの を除く。）	②制定又は改廃のための決裁文書	制定・改廃	・決裁文書	10年	以下について移管 ・国有財産の管理及び処分に関 し重要な訓令及び通達の制定 又は改廃のための決裁文書
			制定・改廃	・決裁文書		
令和〇年度財務省 PPP/PFI優先的検討規程 の制定及び改廃			制定・改廃	・決裁文書		
令和〇年度財務局国有財 産総括事務取扱規則の一 部を改正する訓令の承認			承認	・決裁文書		
令和〇年度財務局普通財 産事務処理規則の一部を 改正する訓令の承認			承認	・決裁文書		
15 令和〇年度国有財産関係 非常勤職員(財務局)	(1)歳入、歳出、継続費、繰越 明許費及び国庫債務負担行為 の見積に関する書類の作製そ の他の予算に関する重要な経 緯（5の項(1)及び(4)に掲げる ものを除く。）	①歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫 債務負担行為の見積に関する書類並びにその 作製の基礎となった意思決定及び当該意思決 定に至る過程が記録された文書	配分協議	・財務局からの報告 ・説明資料	10年	廃棄
			配置	・財務局からの報告		

標準文書保存期間基準

文書管理者:理財局国有財産企画課長

大分類	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	中分類	小分類／行政文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
15 令和〇年度会計検査院提出調書	(2)歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯(5の項(2)及び(4)に掲げるものを除く。)	②会計検査院に提出又は送付した計算書及び証拠書類 ⑤国会における決算の審査に関する文書	検査院送付 国会送付	・提出調書 ・掲記事項は正処理状況調書 ・提出調書	5年	廃棄
令和〇年度予算の執行	(2)歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯(5の項(2)及び(4)に掲げるものを除く。)	④①から③までに掲げるもののほか、決算の提出に至る過程が記録された文書	支出	・大学院派遣関係 ・支出決裁文書(研修等) ・支出決裁文書(分科会)	5年	廃棄
16 令和〇年度国有財産関係 機構・定員要求(本省)	機構・定員の要求に関する重要な経緯	機構及び定員の要求に関する文書並びにその基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書	機構・定員要求	・機構・定員要求書 ・説明資料	10年	廃棄
令和〇年度国有財産関係 機構・定員要求(財務局)	機構・定員の要求に関する重要な経緯		機構・定員要求	・機構・定員要求書 ・説明資料		
20 令和〇年度表彰	栄典又は表彰の授与又ははく奪の重要な経緯	栄典又は表彰の授与又ははく奪のための決裁文書及び伝達の文書	全般	・国有財産行政の表彰(令和〇年度事案)	10年	廃棄
21 令和〇年度国会等提出資料	(1)国会審議(1の項から20の項までに掲げるものを除く。)	国会審議文書	資料提出	・決裁文書 ・説明資料 ・提出資料	10年	廃棄
令和〇年度財政制度等審議会国有財産分科会	(2)審議会等(1の項から20の項までに掲げるものを除く。)	審議会等文書	国有財産分科会	・開催経緯 ・諮詢 ・議事の記録・配付資料 ・開催通知 ・答申、報告、建議、提言	10年	移管
令和〇年度国有財産地方審議会	○○財務局		・開催通知 ・開催結果報告	10年	廃棄	
令和〇年度旧軍港市国有財産処理審議会	旧軍港市		・開催通知 ・開催結果報告	10年	廃棄	
22 標準文書保存期間基準	文書の管理等	①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書	基準	・標準文書保存期間基準	常用	廃棄
令和〇年度廃棄の記録		⑤第23条第3項に規定する行政文書ファイル等の廃棄の記録	帳簿	・廃棄の記録	5年	廃棄
28 令和〇年度国有財産の管理及び処分に関する事務連絡	国有財産の管理(取得、維持、保存及び運用をいう。)及び処分の実施に関する重要な経緯	③国有財産の管理及び処分(①及び②に掲げるものを除く。)に関する決裁文書又は管理及び処分に関する重要な実績が記録された文書	全般	・決裁文書 ・事前説明資料	10年	廃棄
令和〇年度国土利用計画法第9条第11項の規定に基づく意見聴取	報告		・国有財産評価実績報告	5年	廃棄	
令和〇年事務年度国有財産関係会議	意見聴取		・決裁文書	3年		
令和〇年東日本大震災に係る対応	会議資料		・財務局管財部(次)長会議資料 ・財務局管財部管財総括(第一)課長会議資料 ・財務局首席国有財産鑑定官等会議資料 ・国有財産勉強会資料 ・情報提供制度に係る意見交換会資料	3年	廃棄	
令和〇年度国有財産台帳の価格改定について	全般		・対応方針文書	10年	移管	
令和〇年度国有財産台帳の価格改定に関する評価要領について通達第6に基づく協議	全般		・調査委託関係資料 ・決裁文書	10年	廃棄	
令和〇年地方分権改革に関する提案募集に係る対応	協議		・決裁文書 ・協議文書	10年	廃棄	
令和〇年事務年度国有財産行政業務運営方針	全般		・対応方針文書	10年	廃棄	
令和〇年度国有財産業務の効率化	全般		・決裁文書	10年	廃棄	
備考二	令和〇年服務		勤務時間管理	・休暇簿(全般)	3年	廃棄
	令和〇年度服務			・フレックス関係	3年	廃棄
	・テレワーク関係			・任免経緯	10年	廃棄
	令和〇年度財政制度等審議会国有財産分科会委員任免		任免資料	・就任依頼決裁文書	10年	廃棄
	令和〇年度国有財産地方審議会委員任免			・財務局からの報告 ・任免経緯	10年	廃棄
	令和〇年度旧軍港市国有財産処理審議会委員任免			・財務局からの報告 ・任免経緯	10年	廃棄
備考六	執務関係参考書		資料集	・国有財産関係通達集 ・市町村交付金事務マニュアル	常用	廃棄
	令和〇年事務年度事務連絡			・事務連絡文書	1年	廃棄
	令和〇年度電磁的記録媒体管理簿		管理簿	・関係機関からの報告	5年	廃棄
	令和〇年度情報セキュリティ			・電磁的記録媒体管理簿		
	令和〇年度法制執務業務支援システムが保有する「法令データベース」の整備に係る所管法令の認証		申請・届出	・移送・提供	3年	廃棄
			認証	・決裁文書	5年	廃棄

標準文書保存期間基準

文書管理者:理財局国有財産企画課課長

大分類	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	中分類	小分類／行政文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
備考六	第〇回民間資金等活用事業推進会議		決定案	・配付資料	3年	廃棄
	令和〇年度文書管理点検・監査		点検	・自己点検用チェックシート	3年	廃棄
			監査	・監査実施通知・監査結果通知		
	令和〇年度広報		広報資料	・国有財産レポート ・決裁文書	3年 3年	移管 廃棄

備考1 本表は、財務省行政文書管理規則(以下「規則」という。)第15条第1項の規定に従い文書管理者が定めたものであり、規則別表第1を踏まえ作成されている。ただし、「保存期間満了時の措置」については、規則別表第2に基づくものである。

備考2 本表に該当しない行政文書については、職員は、規則別表第1を参考し、文書管理者の指示に従い保存期間を設定するものとする。この場合の保存期間は、規則第15条第12項の期間を保存期間とする行政文書を除き、原則として30年、20年、10年、5年、3年、1年又は1年未満のいずれかの期間とする。ただし、保存期間を1年未満とする行政文書であって、規則第15条第6項各号に該当しないものについて廃棄する場合には、規則第23条第3項の規定に従うものとする。

備考3 1年未満の保存期間を設定する類型の行政文書であっても、規則第15条第4項、第5項及び第7項に該当することとなる行政文書については、1年以上の保存期間を設定するものとする。

標準文書保存期間基準

文書管理者: 理財局国有財産企画課政府出資室長

大分類	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	中分類	小分類／行政文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
5 ○議院議員〇〇提出〇〇〇に関する質問に関する答弁書	(3) 質問主意書に対する答弁に関する閣議の求め及び国会に対する答弁その他重要な経緯	①答弁の案の作成の過程が記録された文書	答弁審査	・法制局提出資料・審査録	20年	移管
		②閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書	閣議請議	・決裁文書		
		③答弁が記録された文書	答弁書	・答弁書		
11 ・ 12	令和〇年度行政文書開示請求	(2) 行政手続法第2条第3号の許認可等(以下「許認可等」という。)に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書	開示決定等	・決裁文書・通知書(写)	10年(国立公文書館への移管の措置をとるべきことを定めたものに限る。)又は許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年(国有財産の処分に係る民法第555条に基づく売買に関する事項については、開示決定後5年)
14	令和〇年度通達の制定及び改廃	(2) 訓令及び通達の立案の検討その他の重要な経緯(1の項から13の項までに掲げるものを除く。)	②制定又は改廃のための決裁文書	制定・改廃	・決裁文書	10年
15	令和〇年度会計検査院提出調書	(2) 岁入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯(5の項(2)及び(4)に掲げるものを除く。)	②会計検査院に提出又は送付した計算書及び証拠書類	提出調書	・決裁文書	5年
	令和〇年度歳入科目の設置申請	(1) 岁入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類の作製その他の予算に関する重要な経緯(5の項(1)及び(4)に掲げるものを除く。)	④歳入歳出予算、継続費及び国庫債務負担行為の配賦に関する文書	申請・届出	・決裁文書	10年
21	令和〇年度国会等提出資料	(1) 国会審議(1の項から20の項までに掲げるものを除く。)	国会審議文書	資料提出	・決裁文書 ・説明資料	10年
22	標準文書保存期間基準	文書の管理等	①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書	基準	・標準文書保存期間基準	常用
	令和〇年度廃棄の記録		⑤第23条第3項に規定する行政文書ファイル等の廃棄の記録	帳簿	・廃棄の記録	5年
28	令和〇年度株主総会関係文書	国有財産の管理(取得、維持、保存及び運用をいう。)及び処分の実績に関する重要な経緯	③国有財産の管理及び処分(①及び②に掲げるものを除く。)に関する決裁文書又は管理及び処分に関する重要な実績が記録された文書	管理	・決裁文書	10年
	令和〇年度日本環境安全事業㈱に関する協議文書		3年			
	令和〇年度中間貯蔵・環境安全事業㈱に関する協議文書					
	令和〇年度債権発生通知に関する文書					
	令和〇年度(特殊会社等名)からの依頼事項等に対する回答文書					
	令和〇年度月計突合表					
	令和〇年度出資による権利の引継等に関する文書					
	令和〇年度政府出資金の出資に関する文書					
	令和〇年度独立行政法人に対する現物出資に関する文書					
	令和〇年度政府所有有価証券の処分に関する文書					
	令和〇年度国有財産法施行令第13条第2項に基づく通知					
	令和〇年度物納等有価証券に関する事務取扱要領について通達に基づく承認					
	令和〇年度物納等有価証券(非上場株式等)の処分に係る評価基準について通達に基づく承認					
	令和〇年度金融商品取引法第27条の26に基づく株券等大量保有報告					
	令和〇年度物納等有価証券に関する事務取扱要領について通達に基づく報告					
	令和〇年度事務連絡文書					
	令和〇年度事務連絡文書に基づく報告					
	令和〇年度政府出資等に関する公表資料					
備考六	令和〇年度情報セキュリティ			申請・届出	・移送・提供	3年
	令和〇年度文書管理点検・監査	所掌事務に関する点検・監査		点検	・自己点検用チェックシート	3年
				監査	・監査実施通知・監査結果通知	

備考1 本表は、財務省行政文書管理規則(以下「規則」という。)第15条第1項の規定に従い文書管理者が定めたものであり、規則別表第1を踏まえ作成されている。ただし、「保存期間満了時の措置」については、規則別表第2に基づくものである。

備考2 本表に該当しない行政文書については、職員は、規則別表第1を参考し、文書管理者の指示に従い保存期間を設定するものとする。この場合の保存期間は、規則第15条第12項の期間を保存期間とする行政文書を除き、原則として30年、20年、10年、5年、3年、1年又は1年未満のいずれかの期間とする。ただし、保存期間を1年未満とする行政文書であって、規則第15条第6項各号に該当しないものについて廃棄する場合には、規則第23条第3項の規定に従うものとする。

備考3 1年未満の保存期間を設定する類型の行政文書であっても、規則第15条第4項、第5項及び第7項に該当することとなる行政文書については、1年以上の保存期間を設定するものとする。

標準文書保存期間基準

文書管理者:理財局国有財産調整課長

大分類	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	中分類	小分類／行政文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置	
5 ○議院議員○○提出○○ ○に関する質問に関する 答弁書	(3)質問主意書に対する答弁に 関する閣議の求め及び国会に 対する答弁その他の重要な経 緯	①答弁の案の作成の過程が記録された文書	答弁審査	・法制局提出資料・審査録	20年	保管	
		②閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提 出された文書	閣議請議	・決裁文書			
		③答弁が記録された文書	答弁書	・答弁書			
11 ・ 12	令和〇年度行政文書開示 請求	(2)行政手続法第2条第3号の 許認可等(以下「許認可等」 といふ。)に関する重要な経 緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可 等に至る過程が記録された文書	開示決定等	・決裁文書・通知書(写)	許認可等の効力 が消滅する日以 後5年 (国有財産の管 理及び処分に係 る民法第555 条、第593条、第 601条に基づく売 買、使用貸借、 賃貸借に関する 事項につい ては、開示決定後 5年)	廃棄
令和〇年度不服申立て	(6)不服申立てに関する審議会 等における検討その他の重要 な経緯	①不服申立て又は口頭による不服申立てにお ける陳述の内容を録取した文書	不服申立て	・不服申立て書	裁決、決定その 他の処分がされ る日に係る特定 日以後10年	廃棄	
		③裁決、決定その他の処分をするための決裁 文書その他当該処分に至る過程が記録された 文書	裁決・決定	・決裁文書及び関係資料 ・諮問書(写し) ・弁明書 ・反論書 ・意見書 ・裁決・決定書			
14	令和〇年度訓令の制定及 び改廃	(2)訓令及び通達の立案の検討 その他の重要な経緯(1の項 から13の項までに掲げるもの を除く。)	②制定又は改廃のための決裁文書	制定・改廃	・決裁文書及び関係資料	10年	以下について移管 ・国有財産の管理及び処分に 関し重要な訓令及び通達の制 定又は改廃のための決裁文 書
令和〇年度通達の制定及 び改廃	(2)訓令及び通達の立案の検討 その他の重要な経緯(1の項 から13の項までに掲げるもの を除く。)	②制定又は改廃のための決裁文書	制定・改廃	・決裁文書及び関係資料	10年	以下について移管 ・国有財産の管理及び処分に 関し重要な訓令及び通達の制 定又は改廃のための決裁文 書	
15	令和〇年度概算要求	(1)歳入、歳出、継続費、繰越明 許費及び国庫債務負担行為の 見積に関する書類の作製その 他の予算に関する重要な経緯 (5の項(1)及び(4)に掲げるもの を除く。)	①歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債 務負担行為の見積に関する書類並びにその作 製の基礎となった意思決定及び当該意思決定 に至る過程が記録された文書	概算要求	・概算要求関係資料	10年	廃棄
	令和〇年度一般会計予算 の移替え	(3)①及び②に掲げるもののほか、予算の成立 に至る過程が記録された文書	予算の移替え	・移替え承認依頼書	5年	廃棄	
	令和〇年度予算編成関係 資料		予算編成	・予算編成資料	3年	廃棄	
	令和〇年度予算の配賦		予算の配賦	・配分協議	10年	廃棄	
	令和〇年度国有財産増減 及び現在額報告書	(4)①から③までに掲げるもののほか、決算の提 出に至る過程が記録された文書	報告	・国有財産増減及び現在額報告書 ・財務局からの報告(報告済等)	5年	廃棄	
	令和〇年度亡失報告			・亡失報告	5年	廃棄	
令和〇年度予算の執行	①歳入及び歳出の決算報告書 並びに国の債務に関する計算 書の作製その他の決算に関す る重要な経緯(5の項(2)及び(4) に掲げるものを除く。)	①歳入及び歳出の決算報告書並びにその作製 の基礎となった意思決定及び当該意思決定に 至る過程が記録された文書	予算執行	・財政融資資金預託関係資料 ・予定総表	5年	廃棄	
		④①から③に掲げるもののほか、決算の提出に 至る過程が記録された文書	歳出	・支出負担行為及び支払計画の示達依頼 ・予算の流用 ・予備費の使用 ・借入金関係資料 ・支払元受高配分通知 ・消費税関係資料	5年	廃棄	
			通知	・会計機関設置依頼	3年	廃棄	
			支出	・支出決裁文書(賃金) ・支出決裁文書(有識者勉強会) ・財務局からの報告 ・決裁文書及び関係資料	5年	廃棄	
				・財務局からの報告(土地建物借料支出 実績)	3年	廃棄	

標準文書保存期間基準

文書管理者:理財局国有財産調整課長

大分類	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	中分類	小分類／行政文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
15 令和〇年度決算 令和〇年度会計検査院関係	(2)歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯(5の項(2)及び(4)に掲げるものを除く。)	①歳入及び歳出の決算報告書並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書	決算	・決算関係資料 ・財務書類 ・特定国有財産整備勘定帳簿 ・徴収・支出総報告書	5年	廃棄
		②会計検査院に提出又は送付した計算書及び証拠資料		・提出調書 ・定例報告		
		③会計検査院の検査を受けた結果に関する文書		・照会文書 ・回答文書		
21 令和〇年度国会等提出資料 令和〇年度行政財産に係る有識者勉強会	(1)国会審議(1の項から20の項までに掲げるものを除く。)	国会審議文書	資料提出	・決裁文書及び関係資料	10年	廃棄
22 標準文書保存期間基準 令和〇年度廃棄の記録	文書の管理等	①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書 ⑤第23条第3項に規定する行政文書ファイル等の廃棄の記録	基準	・標準文書保存期間基準	常用	廃棄
28 令和〇年度特定国有財産整備計画の策定及び実施事務の取扱要領について通達に基づく処分 令和〇年度国有財産を交換する場合の事務の取扱いについて通達に基づく指示申請 令和〇年度国府等の使用調整等に関する特別措置法第4条に基づく府等等使用調整計画策定 令和〇年度国有財産法第14条第1項の規定に基づく財務大臣の協議手続き等について通達に基づく協議 令和〇年度国有財産法第14条第7項に基づく協議 令和〇年度国が管理する空港等において國以外の者に土地等を使用させ又は収益させる場合の使用料等について通達に基づく協議 令和〇年度普通財産取扱規則第5条に基づく承認 令和〇年度国有財産総括事務処理規則第25条に基づく指示 令和〇年度府等等使用調整計画の策定等に係る取扱いについて通達に基づく報告 令和〇年度府等等使用調整計画の策定等に係る取扱いについて通達に基づく通知 令和〇年度国府等の使用調整等に関する特別措置法第3条に基づく府等等使用現況及び見込報告書の取扱いについて通達に基づく報告 令和〇年度国有財産法施行令第6条第1項に基づく通知 令和〇年度国有財産法施行令第13条第2項に基づく通知 令和〇年度国有財産法施行令第19条に基づく国有財産の減失又は損傷の通知	・出席依頼決裁文書 ・開催通知 ・議事の記録・配布資料	10年	廃棄			
22 標準文書保存期間基準 令和〇年度廃棄の記録 28 令和〇年度特定国有財産整備計画の策定及び実施事務の取扱要領について通達に基づく処分 令和〇年度国有財産を交換する場合の事務の取扱いについて通達に基づく指示申請 令和〇年度国府等の使用調整等に関する特別措置法第4条に基づく府等等使用調整計画策定 令和〇年度国有財産法第14条第1項の規定に基づく財務大臣の協議手続き等について通達に基づく協議 令和〇年度国有財産法第14条第7項に基づく協議 令和〇年度国が管理する空港等において國以外の者に土地等を使用させ又は収益させる場合の使用料等について通達に基づく協議 令和〇年度普通財産取扱規則第5条に基づく承認 令和〇年度国有財産総括事務処理規則第25条に基づく指示 令和〇年度府等等使用調整計画の策定等に係る取扱いについて通達に基づく報告 令和〇年度府等等使用調整計画の策定等に係る取扱いについて通達に基づく通知 令和〇年度国府等の使用調整等に関する特別措置法第3条に基づく府等等使用現況及び見込報告書の取扱いについて通達に基づく報告 令和〇年度国有財産法施行令第6条第1項に基づく通知 令和〇年度国有財産法施行令第13条第2項に基づく通知 令和〇年度国有財産法施行令第19条に基づく国有財産の減失又は損傷の通知	①国有財産の取得及び処分に関する決裁文書	台帳	・国有財産台帳(外国)	20年	移管	
		処分	・外国所在財産の売却について ・決裁文書 ・受渡証書	20年	移管	
			10年	廃棄		
		③国有財産の管理及び処分(①及び②に掲げるものを除く。)に関する決裁文書又は管理及び処分に関する重要な実績が記録された文書	計画等(管財総括業務)	・決裁文書及び関係資料 ・交換計画書	10年	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事案に関するもの
				・決裁文書及び関係資料		
				・使用調整予定事案 ・府等等使用調整計画財務局案 ・府等等使用調整計画変更案		
		協議(管財総括業務)		・決裁文書及び関係資料	10年	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事案に関するもの
				・決裁文書及び関係資料		
				・決裁文書及び関係資料		
		承認(管財総括業務)		・決裁文書及び関係資料	3年	廃棄
				・決裁文書及び関係資料		
		報告(管財総括業務)		・府等需要報告 ・使用調整及び10条調整の調整状況 ・使用調整及び10条調整に基づく移転等の進捗状況	3年	廃棄
				・決裁文書及び関係資料		
		計画等(管財総括業務)		・府等等使用現況及び見込報告書	3年	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事案に関するもの
				・決裁文書及び関係資料		
				・減失・損傷報告		

標準文書保存期間基準

文書管理者:理財局国有財産調整課長

大分類	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	中分類	小分類／行政文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
28 令和〇年度国有財産法第12条に基づく所管換協議関係 令和〇年度国有財産総括事務処理規則第20条等に基づく報告 令和〇年度国家公務員宿舎の削減計画 令和〇年度国家公務員宿舎法第8条に基づく宿舎設置計画策定 令和〇年度国家公務員宿舎法第13条の2に基づく宿舎廃止協議 令和〇年度国家公務員宿舎法第13条の2に基づく宿舎種類変更協議 令和〇年度翌々年度整備予定事案及び中期整備予定事案に係る審査意見の通知 令和〇年度国家公務員宿舎法施行令第2条に基づく協議 令和〇年度国家公務員宿舎法施行令第5条に基づく協議 令和〇年度国家公務員宿舎法施行令第9条に基づく協議	国有財産の管理(取得、維持、保存及び運用をいう。)及び処分の実施に関する重要な経緯	③国有財産の管理及び処分(①及び②に掲げるものを除く。)に関する決裁文書又は管理及び処分に関する重要な実績が記録された文書	報告(管財総括業務)	<ul style="list-style-type: none"> ・通知書 ・国有財産総括事務処理規則第20条第2項報告書 ・国有財産総括事務処理規則第26条報告書 ・国有財産総括事務処理規則第30条報告書 ・国有財産総括事務処理規則第32条第1項報告書 ・国有財産総括事務処理規則第32条第2項報告書 	10年 3年	廃棄 廃棄
			計画(宿舎業務)	<ul style="list-style-type: none"> ・決裁文書 ・財務局からの報告 	10年	移管
			計画(宿舎業務)	<ul style="list-style-type: none"> ・決裁文書及び関係資料 ・設置計画掲上要求書 ・設置要求書 ・財務局からの報告 ・設置計画掲上要求予定調書 ・必要戸数調書 	10年	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事案に関するもの
				<ul style="list-style-type: none"> ・決裁文書及び関係資料 		
				<ul style="list-style-type: none"> ・決裁文書及び関係資料 		
				<ul style="list-style-type: none"> ・決裁文書及び関係資料 ・財務局からの審査調書及び意見書 	3年	廃棄
			協議(宿舎業務)	<ul style="list-style-type: none"> ・決裁文書及び関係資料 ・決裁文書及び関係資料 ・決裁文書及び関係資料 	10年	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事案に関するもの
				<ul style="list-style-type: none"> ・事前協議にかかる関係資料 	3年	廃棄
28 令和〇年度国家公務員宿舎法施行規則第19条に基づく協議 令和〇年度国家公務員宿舎法施行規則第20条の4第2項に基づく協議 令和〇年度国家公務員宿舎事務取扱準則第6条第2項に基づく指示申請 令和〇年度国家公務員宿舎事務取扱準則第8条第2項に基づく指示申請 令和〇年度国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法施行令第5条第1項に基づく特定国有財産整備計画の要求等 令和〇年度国家公務員宿舎に関する統計資料 令和〇年度及び〇年度国有財産見込現在額報告 令和〇年度特定国有財産整備計画の要求等にかかる参考資料 令和〇年度地方公共団体における家庭的保育事業の実施のための国家公務員宿舎の活用について通達に基づく報告 令和〇年度地方公共団体における保育所等設置のための庁舎等及び国家公務員宿舎の活用について通達に基づく報告 令和〇年度国家公務員宿舎事務取扱準則第9条に基づく報告 令和〇年度国家公務員宿舎事務取扱準則第17条第2号に基づく報告 令和〇年度合同宿舎の維持管理に関する業務委託について通達に基づく報告	国有財産の管理(取得、維持、保存及び運用をいう。)及び処分の実施に関する重要な経緯	③国有財産の管理及び処分(①及び②に掲げるものを除く。)に関する決裁文書又は管理及び処分に関する重要な実績が記録された文書	協議(宿舎業務)	<ul style="list-style-type: none"> ・決裁文書及び関係資料 ・決裁文書及び関係資料 	10年	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事案に関するもの
			指示(宿舎業務)	<ul style="list-style-type: none"> ・決裁文書及び関係資料 ・決裁文書及び関係資料 		
			通知(宿舎業務)	<ul style="list-style-type: none"> ・決裁文書及び関係資料 ・特定国有財産整備計画要求書 ・特定国有財産整備計画決定通知書 	10年	廃棄
			統計資料(宿舎業務)	<ul style="list-style-type: none"> ・統計資料 	10年	廃棄
			報告(宿舎業務)	<ul style="list-style-type: none"> ・国有財産見込現在額報告 	5年	廃棄
			報告(宿舎業務)	<ul style="list-style-type: none"> ・財務局からの報告 ・当面優先して実施すべき事案の通知 	3年	廃棄
				<ul style="list-style-type: none"> ・財務局からの報告 	3年	廃棄
				<ul style="list-style-type: none"> ・財務局からの報告 	3年	廃棄
				<ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員宿舎事務取扱準則第9条報告書 	3年	廃棄
				<ul style="list-style-type: none"> ・合同宿舎争訟等報告書 	3年	廃棄
			報告(宿舎業務)	<ul style="list-style-type: none"> ・財務局からの報告 	3年	廃棄

標準文書保存期間基準

文書管理者:理財局国有財産調整課長

大分類	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	中分類	小分類／行政文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
28	令和〇年度国家公務員等の住宅事情調査について通達にかかる報告	③国有財産の管理(取得、維持、保存及び運用をいう。)及び処分の実施に関する重要な経緯	報告	・関係機関からの報告	3年	廃棄
	令和〇年度電子計算システム関係事務取扱要領について通達にかかる報告		報告	・関係機関からの報告(宿舎現況表) ・関係機関からの報告(貸与状況調査)	3年	廃棄
	令和〇年度中央省庁のBCP用宿舎の取扱いについて通達に基づく通知		通知(宿舎業務)	・決裁文書及び関係資料	3年	廃棄
	令和〇年度中央省庁のBCP用宿舎の取扱いについて通達に係る報告		報告	・関係機関からの報告	3年	廃棄
	令和〇年度国家公務員宿舎の市町村ごとの需要と供給の状況に応じた対応等について通達に基づく通知		通知(宿舎業務)	・決裁文書及び関係資料	3年	廃棄
	令和〇年度国家公務員宿舎の市町村ごとの需要と供給の状況に応じた対応等について通達に基づく報告		報告	・関係機関からの報告	3年	廃棄
	令和〇年度財務局国有財産関係課長等会議		会議資料	・宿舎課長会議資料 ・行政財産関係課長会議資料 ・宿舎技術担当者会議関係資料	3年	廃棄
	令和〇年度在日合衆国軍隊の用に供する国有財産の取扱いについて通達に基づく財産の提供		協議(提供財産に係る業務)	・決裁文書及び関係資料	10年	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事案に関するもの
	令和〇年度在日合衆国軍隊の用に供する国有財産の取扱いについて通達に基づく提供財産の一部返還等			・決裁文書及び関係資料		
	令和〇年度在日合衆国軍隊の用に供する国有財産の取扱いについて通達に基づく提供財産の一時使用		協議(提供財産に係る業務)	・決裁文書及び関係資料	10年	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事案に関するもの
	令和〇年度在日合衆国軍隊の用に供する国有財産の取扱いについて通達に基づく提供財産に係る閣議決定通知			・決裁文書及び関係資料		
	令和〇年度在日合衆国軍隊の用に供する国有財産の取扱いについて通達に基づく報告		報告(提供財産に係る業務)	・実態調査、未登記財産の処理、訴訟等に関する報告 ・一時使用等の許可等に関する報告 ・使用承認に関する報告 ・在日合衆国軍隊使用国有財産の増減に関する報告 ・返還財産(土地)の施設別処理状況等に関する報告 ・返還が予定されている提供財産とその処理方針に関する報告 ・提供に係る財産受渡書、使用明細書、図面その他の関係書類(副本)	3年	廃棄
	令和〇年度災害対応		全般	・処理方針決定にかかる関係資料	5年	移管
	令和〇年度東日本大震災に係る対応			・公表資料	3年	廃棄
	令和〇年度国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法第5条に基づく計画		全般	・対応方針文書	10年	移管
	令和〇年度国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法施行令第5条に基づく要求等		計画書	・決裁文書及び関係資料	10年	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事案に関するもの
	令和〇年度特定国有財産整備計画に取り込む「処分すべき国有財産」の範囲について通達に基づく協議		公表資料	・決裁文書及び関係資料	5年	廃棄
	特定国有財産整備計画に基づく処分すべき国有財産の処分方針について通達に基づく承認		要求書	・特定国有財産整備計画要求書 ・特定国有財産整備計画変更要求書	5年	廃棄
	令和〇年度特定国有財産整備計画の策定及び実施事務の取扱要領について通達に基づく報告		通知	・決裁文書及び関係資料	3年	廃棄
	令和〇年度特定国有財産整備計画の実施に係る収納済歳入額報告について通達に基づく報告		協議	・決裁文書及び関係資料	10年	廃棄
	令和〇年度特定国有財産整備計画に基づく処分すべき国有財産の現況調について通達に基づく報告		承認	・決裁文書及び関係資料	10年	廃棄
	令和〇年度特定国有財産整備計画の策定及び実施事務の取扱要領について通達に基づく報告		報告	・合同庁舎等整備予定事業 ・特定国有財産整備計画予定事業調書 ・不用見込庁舎等報告書 ・特定国有財産整備計画要求審査調書 ・調査票及び売却予定表の写し ・受渡証書 ・登記関係書類 ・財務局からの報告	3年	廃棄
	令和〇年度特定国有財産整備計画に基づく処分すべき国有財産の現況調について通達に基づく報告			・現況調		
	令和〇年度特定国有財産整備計画の実施に係る収納済歳入額報告について通達に基づく報告			・収納済歳入額報告書		

標準文書保存期間基準

文書管理者：理財局国有財産調整課長

大分類	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	中分類	小分類／行政文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
28 令和〇年度新営予算単価 (宿舎) 令和〇年度国有財産の管 理処分 令和〇年度公共建築物に おける木材の利用の促進 に向けた措置の実施状況 調査 令和〇年度事務連絡文書 令和〇年度事務連絡文書 に基づく報告 令和〇年度公表資料 令和〇年度新型コロナウ イルス感染症に係る事態 への対応	国有財産の管理(取得、維持、 保存及び運用をいう。)及び処 分の実施に関する重要な経緯 ③国有財産の管理及び処分(①及び②に掲げ るものを除く。)に関する決裁文書又は管理及び 処分に関する重要な実績が記録された文書	決定 全般 報告 運用基準等 周知・依頼 通知(宿舎事務) 報告 公表 全般	・決裁文書及び関係資料	3年	廃棄	
			・決裁文書及び関係資料	5年	廃棄	
			・財務局からの報告 ・関係省庁連絡会議関係資料 ・農林部会林政対策委員会関係資料	3年	廃棄	
			・決裁文書及び関係資料	10年	廃棄	
			・決裁文書及び関係資料	1年	廃棄	
			・決裁文書及び関係資料	3年	廃棄	
			・関係機関からの報告	1年	廃棄	
			・報道発表 ・決裁文書及び関係資料	3年	廃棄	
			・決裁文書及び関係資料	10年	移管	
備 考 二	令和〇年服務		勤務時間管理	・休暇簿(全般)	3年	廃棄
	令和〇年度服務		勤務時間管理	・フレックス関係 ・テレワーク関係	3年	
備 考 六	令和〇年度電磁的記録媒 体管理簿		管理簿	・電磁的記録媒体管理簿	5年	廃棄
	令和〇年度情報セキュリ ティ		申請・届出	・移送・提供	3年	廃棄
	業務参考資料		制定・改廃	・合同宿舎の原状回復等に関するガイド ライン	10年	廃棄
	令和〇年度文書管理点 検・監査	所掌事務に関する点検・監査	点検	・自己点検用チェックシート	3年	廃棄
	令和〇年度行政報告		監査	・監査実施通知・監査結果通知	1年	
	内部部局間の報告		行政報告	・報告文書		

備考1 本表は、財務省行政文書管理規則(以下「規則」という。)第15条第1項の規定に従い文書管理者が定めたものであり、規則別表第1を踏まえ作成されている。ただし、「保存期間満了時の措置」については、規則別表第2に基づくものである。

備考2 本表に該当しない行政文書については、職員は、規則別表第1を参照し、文書管理者の指示に従い保存期間を設定するものとする。この場合の保存期間は、規則第15条第12項の期間を保存期間とする行政文書を除き、原則として30年、20年、10年、5年、3年、1年又は1年未満のいずれかの期間とする。ただし、保存期間を1年未満とする行政文書であって、規則第15条第6項各号に該当しないものについて廃棄する場合には、規則第23条第3項の規定に従うものとする。

備考3 1年未満の保存期間を設定する類型の行政文書であっても、規則第15条第4項、第5項及び第7項に該当することとなる行政文書については、1年以上の保存期間を設定するものとする。

標準文書保存期間基準

文書管理者:理財局国有財産有効活用室長

大分類	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	中分類	小分類／行政文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置	
5 ○議院議員○○提出○○ ○に関する質問に関する 答弁書	(3) 質問主意書に対する答弁に 関する閣議の求め及び国会に対 する答弁その他の重要な経緯	①答弁の案の作成の過程が記録された文書	答弁審査	・法制局提出資料、審査録	20年	移管	
		②閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提 出された文書	閣議請議	・決裁文書			
		③答弁が記録された文書	答弁書	・答弁書			
11 ・ 12 令和〇年度行政文書開示 請求	(2) 行政手続法第2条第3号の 許認可等（以下「許認可等」と いう。）に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可 等に至る過程が記録された文書	開示決定等	・決裁文書・通知書(写)	10年(国立公文書 館への移管の措 置をとるべきこと を定めたものに限 る。)又は許認可 等の効力が消滅 する日に係る特 定日以後5年 (国有財産の管理 及び処分に係る 民法第555条、第 593条、第601条 に基づく売買、使 用貸借、賃貸借 に関する事項に ついては、開示決 定後5年)	廃棄	
令和〇年度不服申立て	(6) 不服申立てに関する審議会 等における検討その他の重要な 経緯	①不服申立て書又は口頭による不服申立てにお ける陳述の内容を録取した文書	不服申立て	・不服申立て書	裁決、決定その 他の処分がされ る日に係る特定 日以後10年	廃棄	
		③裁決、決定その他の処分をするための決裁 文書その他当該処分に至る過程が記録された 文書	裁決・決定	・決裁文書 ・詮問書(写し) ・弁明書 ・反論書 ・意見書 ・裁決・決定書			
14 令和〇年度訓令の制定及 び改廃 令和〇年度通達の制定及 び改廃	(2) 訓令及び通達の立案の検討 その他の重要な経緯（1の項か ら13の項までに掲げるものを除 く。）	②制定又は改廃のための決裁文書	制定・改廃	・決裁文書	10年	以下について移管 ・国有財産の管理及び 処分に係り重要な訓令及び 通達の制定又は改廃のた めの決裁文書	
15 令和〇年度国有財産増減 及び現在額報告書 令和〇年度予算の執行 令和〇年度会計検査院関 係	(2) 嶸入及び歳出の決算報告書 並びに国の債務に関する計算書 の作製その他の決算に関する重 要な経緯(5の項(2)及び(4)に掲げ るものと除く。)	④①から③までに掲げるもののほか、決算の提 出に至る過程が記録された文書 ③会計検査院の検査を受けた結果に関する文 書	報告 支出 全般	・国有財産増減及び現在額報告書 ・財務局からの報告(報告済等)	5年	廃棄	
				・支出決裁文書(賃金) ・財務局からの報告 ・決裁文書 ・財務局からの報告(土地建物借料支出実績)			
				・照会文書 ・回答文書			
21 令和〇年度国会等提出資 料	(1)国会審議(1の項から20の項ま でに掲げるものを除く。)	国会審議文書	資料提出	・決裁文書	10年	廃棄	
22 標準文書保存期間基準 令和〇年度廃棄の記録	文書の管理等	①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常 時利用するものとして継続的に保存すべき行政 文書	基準	・標準文書保存期間基準	常用	廃棄	
		⑤第23条第3項に規定する行政文書ファイル等 の廃棄の記録	帳簿	・廃棄の記録			
28 令和〇年度庁舎等の取得 等調整計画の策定 令和〇年度国有財産を交 換する場合の事務の取扱 いについて通達に基づく 指示申請 令和〇年度国の庁舎等の 使用調整等に関する特別 措置法第4条に基づく庁舎 等使用調整計画策定 令和〇年度翌々年度整備 予定事業に係る審査意見 の通知 令和〇年度中期整備予定 事業に係る審査意見の通 知	国有財産の管理(取得、維持、保 存及び運用をいう。)及び処分の 実施に関する重要な経緯	③国有財産の管理及び処分(①及び②に掲げ るものと除く。)に関する決裁文書又は管理及び 処分に関する重要な実績が記録された文書	計画等(管財総括 業務)	・決裁文書及び関係資料 ・取得等予定調書 ・財務局からの審査調査書及び意見書	10年	以下について移管 ・法令の解釈やその後の 政策立案等に大きな影響 を与えた事案に関するも の	
				・決裁文書及び関係資料 ・交換計画書			
				・決裁文書及び関係資料			
				・決裁文書及び関係資料 ・財務局からの審査調査書及び意見書			
				・決裁文書及び関係資料 ・取得等予定調書	3年		

標準文書保存期間基準

文書管理者:理財局国有財産有効活用室長

大分類	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	中分類	小分類／行政文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
28 令和〇年度国有財産法第14条第1号に基づく協議 令和〇年度国有財産法第14条第7号に基づく協議 令和〇年度国が管理する空港等を国以外の者に使用等させる場合の使用料等について通達に基づく協議 令和〇年度普通財産取扱規則第5条に基づく承認 令和〇年度国有財産総括事務処理規則第25条に基づく指示 令和〇年度国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法第3条に基づく庁舎等使用現況及び見込報告書の取扱いについて通達に基づく報告 令和〇年度合同庁舎の管理者等の指定について通達に基づく報告 令和〇年度国有財産法施行令第13条及び第14条の規定による通知 令和〇年度国有財産法施行令第5条第2項の規定による通知 令和〇年度国有財産法第12条に基づく所管換協議関係 令和〇年度特別会計所属国有地の売払いを予定している事案に係る調査の取扱いについて通達に基づく報告 令和〇年度各省各庁所管特別会計所属普通財産の処分等に係る事務取扱要領について通達に基づく通知 令和〇年度在日合衆国軍隊の用に供する国有財産の取扱いについて通達に基づく財産の提供 令和〇年度在日合衆国軍隊の用に供する国有財産の取扱いについて通達に基づく提供財産の一部返還等 令和〇年度在日合衆国軍隊の用に供する国有財産の取扱いについて通達に基づく提供財産の一時使用 令和〇年度在日合衆国軍隊の用に供する国有財産の取扱いについて通達に基づく提供財産に係る閣議決定通知 令和〇年度在日合衆国軍隊の用に供する国有財産の取扱いについて通達に基づく報告 令和〇年度重要施設周辺等に所在する国有財産の取扱いについて通達に基づく報告 令和〇年度独立行政法人承継財産指定協議 令和〇年度東日本大震災に係る対応 令和〇年度国公有財産のエリアマネジメント担当者会議 令和〇年度国有財産の管理処分 令和〇年度国有財産の管理処分に関する公表	国有財産の管理(取得、維持、保存及び運用をいう。)及び処分の実施に関する重要な経緯	③国有財産の管理及び処分(①及び②に掲げるものを除く。)に関する決裁文書又は管理及び処分に関する重要な実績が記録された文書	協議(管財総括業務) 承認(管財総括業務) 指示(管財総括業務) 報告(管財総括業務) 報告(管財総括業務) 報告(管財総括業務) 通知(管財総括業務) 協議(提供財産に係る業務) 協議(提供財産に係る業務) 協議(提供財産に係る業務) 報告(提供財産に係る業務)	<ul style="list-style-type: none"> ・決裁文書及び関係資料 ・決裁文書及び関係資料 ・決裁文書及び関係資料 ・決裁文書及び関係資料 ・決裁文書及び関係資料 ・各省各庁からの報告(国有財産法施行令第13条及び第14条の規定) ・各省各庁からの報告(国有財産法施行令第5条第2項の規定) ・通知書 ・決裁文書及び関係資料 ・決裁文書及び関係資料 ・決裁文書及び関係資料 ・実態調査、未登記財産の処理、訴訟等に関する報告 ・一時使用等の許可等に関する報告 ・使用承認に関する報告 ・在日合衆国軍隊使用国有財産の増減に関する報告 ・返還財産(土地)の施設別処理状況等に関する報告 ・返還が予定されている提供財産とその処理方針に関する報告 ・提供に係る財産受渡書、使用明細書、図面その他の関係書類(副本) 	10年 3年 3年 10年 3年 3年 10年 10年 3年	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事案に関するもの 廃棄 廃棄 廃棄 廃棄 廃棄 以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事案に関するもの 以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事案に関するもの 以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事案に関するもの 廃棄 移管 移管 廃棄 廃棄 廃棄 廃棄
			報告	・指定区域内の国有財産の一覧表(行政財産)	5年	廃棄
			協議(独立行政法人承継財産に係る業務)	・決裁文書及び関係資料	10年	移管
			全般	・対応方針文書	10年	移管
			会議資料	・エリアマネジメント担当者会議	3年	廃棄
			全般	・決裁文書及び関係資料	5年	廃棄
			公表資料	・決裁文書	10年	廃棄

標準文書保存期間基準

文書管理者：理財局国有財産有効活用室長

大分類	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	中分類	小分類／行政文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
28 令和〇年度事務連絡文書	国有財産の管理(取得、維持、保存及び運用をいう。)及び処分の実施に関する重要な経緯	③国有財産の管理及び処分(①及び②に掲げるものを除く。)に関する決裁文書又は管理及び処分に関する重要な実績が記録された文書	運用基準等	・決裁文書	10年	廃棄
	令和〇年度事務連絡文書に基づく報告		周知・依頼	・決裁文書	1年	廃棄
	令和〇年地方分権改革に関する提案募集に係る対応		報告	・関係機関からの報告	1年	廃棄
	令和〇年度市街地再開発事業等に伴い取得する権利床を庁舎として活用する場合等の取扱いについて通達に基づく通知		全般	・対応方針文書	10年	廃棄
	令和〇年度市街地再開発事業等に伴い取得する権利床を庁舎として活用する場合等の取扱いについて通達に基づく報告		通知(管財総括業務)	・決裁文書 ・関連資料	3年	廃棄
	令和〇年度電磁的記録媒体管理簿		報告(管財総括業務)	・財務局からの報告	3年	廃棄
備考六	令和〇年度情報セキュリティ		管理簿	・電磁的記録媒体管理簿	5年	廃棄
	令和〇年度文書管理点検・監査	所掌事務に関する点検・監査	申請・届出	・移送・提供	3年	廃棄
			点検	・自己点検用チェックシート	3年	廃棄
			監査	・監査実施通知・監査結果通知		

備考1 本表は、財務省行政文書管理規則(以下「規則」という。)第15条第1項の規定に従い文書管理者が定めたものであり、規則別表第1を踏まえ作成されている。ただし、「保存期間満了時の措置」については、規則別表第2に基づくものである。

備考2 本表に該当しない行政文書については、職員は、規則別表第1を参考し、文書管理者の指示に従い保存期間を設定するものとする。この場合の保存期間は、規則第15条第12項の期間を保存期間とする行政文書を除き、原則として30年、20年、10年、5年、3年、1年又は1年未満のいずれかの期間とする。ただし、保存期間を1年未満とする行政文書であって、規則第15条第6項各号に該当しないものについて廃棄する場合には、規則第23条第3項の規定に従うものとする。

備考3 1年未満の保存期間を設定する類型の行政文書であっても、規則第15条第4項、第5項及び第7項に該当することとなる行政文書については、1年以上の保存期間を設定するものとする。

標準文書保存期間基準

文書管理者:理財局国有財産調整課国有財産監査室長

大分類	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	中分類	小分類／行政文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置	
13	令和〇年度国有財産関係 中央研修	(2)職員の研修の実施に関する 計画の立案その他の職員の研修 に関する重要な経緯	③職員の研修の実施状況が記録された文書	研修資料	・国有財産監査事務研修資料	3年	廃棄
14	令和〇年度訓令の制定及 び改廃 令和〇年度通達の制定及 び改廃	(2)訓令及び通達の立案の検討 その他の重要な経緯（1の項か ら13の項までに掲げるものを除 く。）	②制定又は改廃のための決裁文書	制定・改廃	・決裁文書	10年	以下について移管 ・国有財産の管理及び処 分に関する重要な訓令及び 通達の制定又は改廃のため の決裁文書
22	標準文書保存期間基準 令和〇年度廃棄の記録	文書の管理等	①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常 時利用するものとして継続的に保存すべき行政 文書 ⑤第23条第3項に規定する行政文書ファイル等 の廃棄の記録	基準	・標準文書保存期間基準	常用	廃棄
28	令和〇年度実地監査 令和〇年度国有財産監査 関係通達に基づく報告 令和〇年度国有財産実地 監査結果の公表 令和〇年度各省各庁所管 普通財産の現状把握 令和〇年度財務局国有財 産関係会議 令和〇年度国有財産の管 理処分	国有財産の管理（取得、維持、 保存及び運用をいう。）及び処 分の実施に関する重要な経緯	③国有財産の管理及び処分(①及び②に掲げ るものと除く。)に関する決裁文書又は管理及び 処分に関する重要な実績が記録された文書	全般 通知 報告 公表資料 報告 会議資料 全般	・監査方針 ・運用基準等に係る事務連絡 ・国有財産監査事績 ・監査関係資料 ・監査実施通知 ・監査結果通知 ・監査計画 ・指摘予定事案報告等 ・令和〇年度監査報告書 ・監査状況報告書 ・令和〇年度是正等済報告書 ・監査参考事例報告書 ・指摘等整理簿 ・行政財産(土地)の使用状況実態監査のフォ ローアップ ・国有財産実地監査結果(令和〇年度実績) ・各省各庁所管普通財産の現状把握 ・未利用国有地の処分等実績(令和〇年度実 績) ・財務局特別・統括国有財産監査官会議資料 ・監査事務担当者会議資料 ・説明会資料 ・決裁文書 ・関連資料	10年 10年 5年 5年 5年 5年 5年 5年 5年 5年 5年 5年 3年 5年	廃棄 廃棄 廃棄 廃棄 廃棄 廃棄 廃棄 廃棄 廃棄 廃棄 廃棄 廃棄 廃棄 廃棄 廃棄
備 考 六	令和〇年度電磁的記録媒 体管理簿		管理簿	・電磁的記録媒体管理簿	5年	廃棄	
	令和〇年度情報セキュリ ティ		許可・届出	・移送・提供	3年	廃棄	
	令和〇年度文書管理点 検・監査	所掌事務に関する点検・監査	点検 監査	・自己点検用チェックシート ・監査実施通知・監査結果通知	3年	廃棄	

備考1 本表は、財務省行政文書管理規則(以下「規則」という。)第15条第1項の規定に従い文書管理者が定めたものであり、規則別表第1に基づき作成されている。ただし、「保存期間満了時の措置」については、規則別表第2に基づくものである。

備考2 本表に該当しない行政文書については、職員は、規則別表第1を参照し、文書管理者の指示に従い保存期間を設定するものとする。この場合の保存期間は、規則第15条第11項の期間を保存期間とする行政文書を除き、原則として30年、10年、5年、3年、1年又は1年未満のいずれかの期間とする。ただし、保存期間を1年未満とする行政文書であって、規則第15条第6項各号に該当しないものについて廃棄する場合には、規則第22条第3項の規定に従うものとする。

備考3 1年未満の保存期間を設定する類型の行政文書であっても、規則第15条第4項、第5項及び第7項に該当することとなる行政文書については、1年以上の保存期間を設定するものとする。

標準文書保存期間基準

文書管理者：理財局国有財産業務課長

大分類	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	中分類	小分類／行政文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置	
5 ○議院議員〇〇提出〇〇 ○に関する質問に関する 答弁書	(3)質問主意書に対する答弁に 関する閣議の求め及び国会に対 する答弁その他の重要な経緯	①答弁の案の作成の過程が記載された文書	答弁審査	・法制局提出資料、審査録	20年	保管	
		②閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提 出された文書	閣議請議	・決裁文書			
		③答弁が記録された文書	答弁書	・答弁書			
11 ・ 12	令和〇年度行政文書開示 請求	(2)行政手続法第2条第3号の 許認可等（以下「許認可等」と いう。）に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可 等に至る過程が記録された文書	開示決定等	・決裁文書・通知書(写)	許認可等の効力 が消滅する日以 後5年 (国有財産の管理 及び処分に係る 民法第555条、第 593条、第601条 に基づく売買、使 用貸借、賃貸借 に関する事項に ついては、開示決 定後5年)	廃棄
14	令和〇年度通達の制定及 び改廃	(2)訓令及び通達の立案の検討 その他の重要な経緯（1の項か ら13の項までに掲げるものを除 く。）	②制定又は改廃のための決裁文書	制定・改廃	・決裁文書	10年	以下について保管 ・国有財産の管理及び処 分に關し重要な通達の制 定又は改廃のための決裁 文書
15 令和〇年度亡失報告 令和〇年度会計検査院関 係 令和〇年度予算の執行	(2)歳入及び歳出の決算報告書 並びに国の債務に関する計算書 の作製その他の決算に関する重 要な経緯(5の項(2)及び(4)に掲げ るものと除く。)	②会計検査院に提出又は送付した計算書及び 証拠書類	報告	・亡失報告書	5年	廃棄	
		③会計検査院の検査を受けた結果に関する文 書	全般	・照会文書 ・回答文書			
		④①から③までに掲げるもののほか、決算の提 出に至る過程が記録された文書	支出	・支出決裁文書(賃金) ・支出決裁文書(非常勤職員) ・支出決裁文書(謝金)			
令和〇年度概算要求	(1)歳入、歳出、継続費、繰越明 許費及び国庫債務負担行為の見 積に関する書類の作製その他の 予算に関する重要な経緯(5の項 (1)及び(4)に掲げるものを除く。)	①歳入・歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債 務負担行為の見積に関する書類並びにその作 製の基礎となった意思決定及び当該意思決定 に至る過程が記録された文書	概算要求	・土地売払代	10年	保管	
令和〇年度予算執行管理	(2)歳入及び歳出の決算報告書 並びに国の債務に関する計算書 の作製その他の決算に関する重 要な経緯(5の項(2)及び(4)に掲げ るものと除く。)	①歳入及び歳出の決算報告書並びにその作製 の基礎となった意思決定及び当該意思決定に 至る過程が記録された文書	予算執行管理	・処分計画	5年	廃棄	
17 令和〇年度(独)日本万国 博覧会記念機構	(1)独立行政法人通則法（平成 11年法律第103号）その他の法 律の規定による中期目標の制定 又は変更に関する立案の検討そ の他の重要な経緯	②評価委員会に検討のための資料として提出 された文書、評価委員会における議事が記録 された文書及び評価委員会の決定又は了解に 至る過程が記録された文書	評価委員会	・開催通知 ・議事概要、議事録 ・配付資料 ・意見	10年	保管	
		③制定又は変更のための決裁文書	制定・変更	・中期目標案			
		④中期計画、事業報告書その他の中期目標の 達成に關し法律の規定に基づき独立行政法人 等により提出され、又は公表された文書	提出資料	・中期計画 ・年度計画 ・事業報告書			
令和〇年度(独)日本万国 博覧会記念機構	(2)独立行政法人通則法その他 の法律の規定による報告及び検 査その他の指導監督に関する重 要な経緯	①指導監督をするための決裁文書その他指導 監督に至る過程が記録された文書	指導監督	・財務諸表の承認 ・会計監査人の選任 ・決裁文書	5年	保管	
21 令和〇年度第〇回国会局 内想定問答	(1)国会審議(1の項から20の項ま でに掲げるものを除く。)	国会審議文書	想定問答	・想定問答	10年	廃棄	
令和〇年度国会等提出資 料			資料提出	・決裁文書			
22 標準文書保存期間基準 令和〇年度廃棄の記録	文書の管理等	①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常 時利用するものとして継続的に保存すべき行政 文書	基準	・標準文書保存期間基準	常用	一	
		⑤第23条第3項に規定する行政文書ファイル等 の廃棄の記録	帳簿	・廃棄の記録	5年	廃棄	
28 令和〇年度(個別事案名) 処理方針 令和〇年度東日本大震災 に係る対応 令和〇年度新型コロナウ イルス感染症に係る事態 への対応 令和〇年度関係法令にか かる承認 令和〇年度普通財産取扱 規則第5条にかかる承認 令和〇年度関係通達にか かる承認 令和〇年度国有財産法第 28条の2第3項に規程する 普通財産の信託に係る会 計検査院への事前通知	国有財産の管理（取得、維持、 保存及び運用をいう。）及び処 分の実施に関する重要な経緯	③国有財産の管理及び処分(①及び②に掲げ るものと除く。)に関する決裁文書又は管理及び 処分に関する重要な実績が記録された文書	全般	・事業処理方針	10年	以下について保管 ・法令の解釈やその後の 政策立案等に大きな影響 を与えた事案に関するも の	
				・対応方針文書	10年		
				・新型コロナウイルス感染症対応方針文書	10年		
			承認	・決裁文書 ・承認申請書	10年		
				・決裁文書 ・承認申請書			
				・決裁文書 ・承認申請書			
				・決裁文書			

標準文書保存期間基準

文書管理者:理財局国有財産業務課長

大分類	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	中分類	小分類／行政文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置	
28	令和〇年度国有財産法第27条第3項及国有財産特別措置法第10条に基づき会計検査院へ事前通知する場合の取扱いについて通達に基づく報告 令和〇年度社会资本整備事業特別会計空港整備勘定等所属普通財産事務取扱要領について通達に基づく報告 令和〇年度各省各庁所管特別会計所属普通財産の処分等に係る事務取扱要領について通達に基づく報告 令和〇年度普通財産貸付事務処理要領通達に基づく報告 令和〇年度貸付中の財産の売却促進について通達に基づく報告 令和〇年度集団的に使用されている普通財産の集中処理について通達に基づく報告 令和〇年度普通財産の管理処分等業務に係る業務委託取扱要領について通達及び未利用国有地の管理等業務に係る業務委託 令和〇年度普通財産実態調査事務の処理について通達に基づく報告 令和〇年度誤信使用財産取扱要領及び誤信使用財産に係る既存事案の処理促進について通達に基づく報告 令和〇年度不法占拠財産取扱要領通達に基づく報告 令和〇年度収納未済債権の整理及び管理について通達に基づく報告 令和〇年度管財関係歳入実績報告書について通達に基づく報告 令和〇年度旧共有船舶にかかる債権管理状況等の報告について通達に基づく報告 令和〇年度重要施設周辺等に所在する国有財産の取扱いについて通達に基づく報告 令和〇年度旧法定外公共物に関する境界確定事務等取扱要領通達に基づく報告 令和〇年度旧軍港市転換法に基づく報告 令和〇年度関係法令にかかる協議 令和〇年度関係通達にかかる協議 令和〇年度関係通達にかかる確認 令和〇年度財務省所管一般会計所属普通財産における未利用国有地の現状把握について 令和〇年度普通財産の管理処分に関する公表 令和〇年度公表資料 令和〇年度国有財産の管理処分 令和〇年度業務委託 令和〇年度事務連絡文書 令和〇年度事務連絡文書に基づく報告 令和〇年度京都国際会館 令和〇年度財務局国有財産関係会議	国有財産の管理（取得、維持、保存及び運用をいう。）及び処分の実施に関する重要な経緯	③国有財産の管理及び処分(①及び②に掲げるものを除く。)に関する決裁文書又は管理及び処分に関する重要な実績が記録された文書	報告 協議 確認 報告・公表資料 公表資料 公表 全般 運用基準等 周知・依頼 報告 維持管理 会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・会計検査院あて通知写し ・空港普通財産処理(処分及び貸付)実績 ・事務委任状況報告 ・特別会計所属普通財産(処分及び貸付)実績 ・改定未済事案調 ・改定事案等処理状況調 ・改定未済事案処理状況調 ・一般競争入札を実施した貸付中財産一覧表 ・一般競争入札を実施する予定の貸付中財産一覧表 ・集団的使用財産の処理計画報告 ・集団的使用財産の処理実績報告 ・業務委託財産処理実績報告 ・実施状況報告 ・業務委託契約書(写) ・普通財産実態調査年度実績及び年度計画調 ・誤信使用財産処理計画及び処理実績報告 ・不法占拠財産処理計画及び処理実績報告 ・収納未済債権区分別現在額報告書 ・管財関係歳入実績報告書 ・国有財産売払収入に係る収納未済債権の大口債務者別調書 ・国有財産貸付収入に係る収納未済債権の大口債務者別調書 ・公団等引継債権歳入実績明細及び回収能否調書 ・旧共有船舶に係る延納売払代債権の収納見込額報告書 ・指定区域内の国有財産の一覧表(普通財産) ・各財務局等における旧法定外公共物に関する境界確定事務等取扱要領 ・旧軍港市からの報告 ・決裁文書 ・承認申請書 ・決裁文書 ・承認申請書 ・令和〇年度未利用国有地の状況 ・決裁文書 ・決裁文書及び関係資料 ・決裁文書 ・関係資料 ・決裁文書 ・決裁文書 ・関係機関からの報告 ・官庁営繕計画書 ・財務局普通財産関係課長会議 	5年 10年 10年 5年 10年 3年 5年 5年 10年 1年 1年 10年 3年	廃棄

標準文書保存期間基準

文書管理者：理財局国有財産業務課長

大分類	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	中分類	小分類／行政文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
備考二 令和〇年服務			勤務時間管理	・休暇簿(全般)	3年	廃棄
	令和〇年度服務		勤務時間管理	・フレックス関係 ・テレワーク関係	3年	廃棄
備考六 令和〇年度電磁的記録媒体管理簿			管理簿	・電磁的記録媒体管理簿	5年	廃棄
	令和〇年度情報セキュリティ		申請・届出	・移送・提供	3年	廃棄
法制執務業務支援システムが保有する「法令データベース」の整備に係る所管法令の認証			認証	・決裁文書	5年	廃棄
令和〇年度所有者不明土地等関係			全般	・関係資料	3年	廃棄
令和〇年度物納関係			全般	・事務処理方針	5年	廃棄
令和〇年度旧所管法人関係			全般	・決裁文書	5年	廃棄
令和〇年度文書管理点検・監査	所掌事務に関する点検・監査		点検	・自己点検用チェックシート	3年	廃棄
			監査	・監査実施通知・監査結果通知		

備考1 本表は、財務省行政文書管理規則(以下「規則」という。)第15条第1項の規定に従い文書管理者が定めたものであり、規則別表第1を踏まえ作成されている。ただし、「保存期間満了時の措置」については、規則別表第2に基づくものである。

備考2 本表に該当しない行政文書については、職員は、規則別表第1を参考し、文書管理者の指示に従い保存期間を設定するものとする。この場合の保存期間は、規則第15条第12項の期間を保存期間とする行政文書を除き、原則として30年、20年、10年、5年、3年、1年又は1年未満のいずれかの期間とする。ただし、保存期間を1年未満とする行政文書であって、規則第15条第6項各号に該当しないものについて廃棄する場合には、規則第23条第3項の規定に従うものとする。

備考3 1年未満の保存期間を設定する類型の行政文書であっても、規則第15条第4項、第5項及び第7項に該当することとなる行政文書については、1年以上の保存期間を設定するものとする。

標準文書保存期間基準

文書管理者:理財局国有財産業務課国有財産審理室長

大分類	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	中分類	小分類／行政文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置	
5 ○議院議員○○提出○○○に関する質問に関する答弁書	(3)質問主意書に対する答弁に関する閣議の求め及び国会に対する答弁その他の重要な経緯	①答弁の案の作成の過程が記録された文書	答弁審査	・法制局提出資料、審査録	20年	保管	
		②閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書	閣議請議	・決裁文書			
		③答弁が記録された文書	答弁書	・答弁書			
11 ・ 12	令和○年度行政文書開示請求	(2)行政手続法第2条第3号の許認可等(以下「許認可等」という。)に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書	開示決定等	・決裁文書・通知書(写)	10年又は許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年(国有財産の管理及び処分に係る民法第555条、第593条、第601条に基づく売買、使用貸借、賃貸借に関する事項については、開示決定後5年)	廃棄
令和○年度不服申立て	(6)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①不服申立書又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書 ③裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書	不服申立て	・不服申立書	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	廃棄	
令和○年度保有個人情報開示請求	(2)行政手続法第2条第3号の許認可等(以下「許認可等」という。)に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書	開示決定等	・決裁文書・通知書(写)			
令和○年度訴訟事件	(7)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書 ②訴訟における主張又は立証に関する文書 ③判決書又は和解調書	訴訟提起 主張・立証 判決書	・訴状 ・期日呼出状 ・決裁文書 ・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論 ・書証 ・決裁文書 ・判決書 ・和解調書 ・決裁文書	訴訟が終結する日に係る特定日以後10年	以下について保管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事案に関するもの	
13	令和○年度国有財産関係中央研修	(2)職員の研修の実施に関する計画の立案その他の職員の研修に関する重要な経緯	③職員の研修の実施状況が記録された文書	研修資料	・国有財産審理事務研修	3年	廃棄
14	令和○年度通達の制定及び改廃	(2)訓令及び通達の立案の検討その他の重要な経緯(1の項から13の項までに掲げるものを除く。)	②制定又は改廃のための決裁文書	制定・改廃	・決裁文書	10年	以下について保管 ・国有財産の管理及び処分に関し重要な通達の制定又は改廃のための決裁文書
15	令和○年度予算の配賦	(1)歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類の作製その他の予算に関する重要な経緯(5の項(1)及び(4)に掲げるものを除く。)	④歳入歳出予算、継続費及び国庫債務負担行為の配賦に関する文書	予算の配賦	・歳出予算の流用	5年	廃棄
令和○年度予算の執行	(2)歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯(5の項(2)及び(4)に掲げるものを除く。)	④①から③までに掲げるもののほか、決算の提出に至る過程が記録された文書 ②会計検査院に提出又は送付した計算書及び証拠書類	支出 検査院送付	・支出決裁(謝金) ・支出決裁(賠償金) ・支出決裁文書 ・照会文書 ・回答文書	5年	廃棄	
令和○年度会計検査院提出調書							
21	令和○年度国会等提出資料	(1)国会審議(1の項から20の項までに掲げるものを除く。)	国会審議文書	資料提出	・決裁文書	10年	廃棄
	令和○年度国会対応関連資料			個別の国有財産の処分に関する資料	・国会提出資料	10年	保管
				個別の国有財産の処分に関する資料	・国会提出準備資料 ・その他・資料		
22	標準文書保存期間基準	文書の管理等	①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常に利用するものとして継続的に保存すべき行政文書	基準	・標準文書保存期間基準	常用	廃棄
	令和○年度廃棄の記録		⑤第23条第3項に規定する行政文書ファイル等の廃棄の記録	帳簿	・廃棄の記録	5年	廃棄

標準文書保存期間基準

文書管理者：理財局国有財産業務課国有財産審理室長

大分類	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	中分類	小分類／行政文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
28 令和〇年度(個別事案名)処理方針	国有財産の管理(取得、維持、保存及び運用をいう。)及び処分の実施に関する重要な経緯	③国有財産の管理及び処分(①及び②に掲げるものを除く。)に関する決裁文書又は管理及び処分に関する重要な実績が記録された文書	全般	・事業処理方針 ・決裁文書	10年	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事案に関するもの
令和〇年度普通財産の処分価格等の明確化に係る手続きについて			承認	・決裁文書 ・承認申請書	5年	廃棄
令和〇年度普通財産取扱規則第5条にかかる承認				・決裁文書 ・承認申請書	10年	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事案に関するもの
令和〇年度関係法令にかかる承認				・決裁文書 ・承認申請書	10年	廃棄
令和〇年度関係通達にかかる承認			協議	・決裁文書 ・承認申請書	10年	廃棄
令和〇年度関係法令にかかる協議				・決裁文書 ・承認申請書	10年	廃棄
令和〇年度関係通達にかかる協議			報告	・定期報告書 ・随時報告書	5年	廃棄
令和〇年度普通財産の管理及び処分に関する訴訟事案に係る報告				・定期報告書 ・随時報告書		
令和〇年度管財関係債権訴訟事件及び非訟事件等報告			確認	・決裁文書 ・確認申請書	10年	廃棄
令和〇年度関係通達にかかる確認			報告	・返還予定財産現況報告書	5年	廃棄
令和〇年度返還予定財産の処分方針の策定について通達に基づく報告				・返還財産(土地)の施設別処理状況等総括表 ・返還財産(土地)の施設別処理状況等報告書		
令和〇年度在日合衆国軍隊の用に供する国有財産の取扱いについて通達に基づく報告				・定期報告書		
令和〇年度POBを含む廃棄物の保管及び処理対応について			会議資料	・財務局担当者会議資料 ・財務局国有財産審理・訟務課長会議	3年	廃棄
令和〇年度財務局国有財産関係会議			運用基準等	・決裁文書	10年	廃棄
令和〇年度事務連絡文書			周知・依頼	・決裁文書 ・事務連絡文書	1年	廃棄
令和〇年度普通財産の管理処分			全般	・申請書の取下げ(返戻)決議	1年	廃棄
令和〇年度国有財産管理			管理	・決裁文書・資料	5年	廃棄
備考六 令和〇年度地方自治法に基づく意見書			意見書	・地方自治法第99条の規定に基づく意見書	3年	廃棄
			申請・届出	・移送・提供		
令和〇年度訴訟告知に係る調査回報について			調査回報	・決裁文書・調査回報	訴訟が終結する日に係る特定日以後10年	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事案に関するもの
令和〇年度文書管理点検・監査	所掌事務に関する点検・監査		点検	・自己点検用チェックシート	3年	廃棄
			監査	・監査実施通知・監査結果通知		

備考1 本表は、財務省行政文書管理規則(以下「規則」という。)第15条第1項の規定に従い文書管理者が定めたものであり、規則別表第1を踏まえ作成されている。ただし、「保存期間満了時の措置」については、規則別表第2に基づくものである。

備考2 本表に該当しない行政文書については、職員は、規則別表第1を参考し、文書管理者の指示に従い保存期間を設定するものとする。この場合の保存期間は、規則第15条第12項の期間を保存期間とする行政文書を除き、原則として30年、20年、10年、5年、3年、1年又は1年未満のいずれかの期間とする。ただし、保存期間を1年未満とする行政文書であって、規則第15条第6項各号に該当しないものについて廃棄する場合には、規則第23条第3項の規定に従うものとする。

備考3 1年未満の保存期間を設定する類型の行政文書であっても、規則第15条第4項、第5項及び第7項に該当することとなる行政文書については、1年以上の保存期間を設定するものとする。

標準文書保存期間基準

文書管理者：理財局管理課長

大分類	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	中分類	小分類／行政文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置	
11 ・ 12	令和〇年度行政文書開示請求	(2)行政手続法第2条第3号の許認可等(以下「許認可等」という。)に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書	開示決定等	・決裁文書・通知書(写)	許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年	廃棄
13	令和〇年度中央研修「融資事務」	(2)職員の研修の実施に関する計画の立案その他の職員の研修に関する重要な経緯	③職員の研修の実施状況が記録された文書	全般	・融資事務研修資料	3年	廃棄
	令和〇年度研修	(2)職員の研修の実施に関する計画の立案の検討その他の職員の研修に関する重要な経緯	③職員の研修の実施状況が記録された文書	講師派遣	・研修講師派遣決裁文書(依頼通知)	3年	廃棄
14	令和〇年度(通達名)の制定又は改廃	(2)訓令及び通達の立案の検討その他の重要な経緯(1の項から13の項までに掲げるものを除く。)	②制定又は改廃のための決裁文書	制定・改廃	・決裁文書	10年	以下について移管 重要な訓令及び通達の制定又は改廃のための決裁文書
15	令和〇年度財政投融资特別会計予算執行	(2)歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯(5の項(2)及び(4)に掲げるものを除く。)	①歳入及び歳出の決算報告書並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書	予算執行	・特別会計予算執行(諸謝金)	5年	廃棄
	令和〇年度財政融資金にかかる検査院提出書類		②会計検査院に提出又は送付した計算書及び証拠書類	会計検査院送付	・債権現在額内訳表 ・財政融資金国庫金運用計算書 ・歳入徴収額計算書	5年	廃棄
	令和〇年度地方資金に関する会計実地検査		③会計検査院の検査を受けた結果に関する文書	会計検査院実地検査	・照会及び回答文書 ・報告 ・事務連絡	5年	廃棄
21	令和〇年度第〇回国会主意想定問答	(1)国会審議(1の項から20の項までに掲げるものを除く。)	国会審議文書	想定問答	・主要想定問答 ・想定問答	10年 10年	廃棄 廃棄
	令和〇年度第〇回国会局内想定問答			資料提出	・決裁文書	10年	廃棄
	令和〇年度国会等提出資料						
22	標準文書保存期間基準	文書の管理等	①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書	基準	・標準文書保存期間基準	常用	廃棄
	令和〇年度廃棄の記録		⑤第23条第3項に規定する行政文書ファイル等の廃棄の記録	帳簿	・廃棄の記録	5年	廃棄
25	令和〇年度財政融資金状況の公表	(2)財政経済に関する調査又は研究に関する重要な経緯	①調査研究文書	公表決裁	・財政融資金現在高	3年	移管
27	令和〇年度財政融資金にかかる運用利殖金の受け入れ等に関する書類	国の債務の管理及び所管行政に関して行う資金の貸付け、出資等に関する重要な経緯	①国債の発行、資金の貸付け等に関する決裁文書で償還、返済等の期限を越えて保有することが必要な文書	本省資金	・預金部損失処理資料 ・財政融資金貸付金元帳 ・財政融資金貸付金除却元帳	償還、返済等の期限の日に係る特定日まで 償還、返済等の期限の日に係る特定日以後10年 10年	廃棄 廃棄 廃棄
			②国の債務の管理及び所管行政に関して行う資金の貸付け、出資等に関する決裁文書(①に掲げるものを除く。)又はこれらに関する重要な実績が記録された文書	本省資金	・電子借用証書 ・貸付金償還条件等変更 ・貸付金元金受入済通知書 ・領收済通知書 ・振替済通知書 ・財政融資金債務承継 ・補償金(損害金)条項追加 ・財政融資金繰上償還 ・財政融資金貸付金残高突合表 ・財政融資金貸付金元利金受入内訳書/個別徴収簿 ・帰属貸付金元利金受入内訳書 ・歳入徴収官口座更正請求書 ・財政融資金貸付金残高確認 ・法人等の名称等変更 ・財政融資金貸付金の償還方法等の変更 ・財政融資金貸付金償還年次表送付	償還、返済等の期限の日に係る特定日まで 10年	廃棄
				有価証券	・財政融資金有価証券元帳 ・財政融資金有価証券除却元帳	償還、返済等の期限の日に係る特定日以後10年 10年	廃棄 廃棄
				地方資金	・財政融資金貸付金元帳	償還、返済等の期限の日に係る特定日以後10年	廃棄

標準文書保存期間基準

文書管理者:理財局管理課長

大分類	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	中分類	小分類／行政文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
27	令和〇年度財政融資資金にかかる運用利殖金の受け入れ等に関する書類 令和〇年度財政融資金にかかる帳簿等 令和〇年度地方資金管理事務 令和〇年度借用証書保管及び返還依頼 令和〇年度財政融資資金融通先等実地監査 令和〇年度全国財務局等融資課長会議 令和〇年度公表資料	②国の債務の管理及び所管行政に 関して行う資金の貸付け、出資等 に関する重要な経緯	地方資金	<ul style="list-style-type: none"> ・電子借用証書 ・個別徴収簿 ・財政融資資金貸付金利子等納付書 ・財政融資資金貸付金利子等過誤納 ・財政融資資金貸付金利子等受領証明書 ・貸付金元金受入済通知書 ・領收済通知書 ・名称等異動報告書 ・補償金条項追加報告書 ・線上償還承認申請報告書 ・線上償還報告書 ・債務承継等報告書 ・借換報告書 	償還、返済等の期限の日に係る特定日まで 10年 5年	廃棄 廃棄 廃棄
			全般	<ul style="list-style-type: none"> ・財政融資資金月計突合表 ・歳入金月計突合表 ・歳入徴収済額報告書 ・財政投融資特別会計財政融資資金勘定(財政融資資金特別会計又は資金運用部特別会計) 収納未済歳入額及び収納状況報告書 ・財政投融資特別会計財政融資資金勘定及び財政融資資金にかかる債権現在額通知書 ・納入告知書等受払簿 ・国庫金振替書の訂正等 ・事務連絡 	10年	廃棄
			帳簿及び計算表	<ul style="list-style-type: none"> ・財政融資資金日記簿 ・財政融資資金原簿 ・財政融資資金預託金内訳簿 ・財政融資資金公債発行収入金内訳簿 ・財政融資資金証券発行高内訳簿 ・財政融資資金有価証券内訳簿 ・財政融資資金購入証券経過利子内訳簿 ・財政融資資金貸付金内訳簿 ・財政融資資金未整理内訳簿 ・財政融資資金受払残高表 ・財政融資資金受払残高表(地方資金) ・財政融資資金運用資産受払残高表 ・財政融資資金計算表(月次) ・合計徴収簿 ・科目の変更等にかかる決裁文書 	10年	廃棄
			計表	<ul style="list-style-type: none"> ・財政融資資金受払報告表 	10年	廃棄
			全般	<ul style="list-style-type: none"> ・管理事務に係る事務連絡 ・取得財産等の処分行為承認報告書 ・補償金にかかる財務大臣が定める割引率 ・管理事務監査実施結果報告書 ・貸付現在高の突合結果報告書 ・災害又は不正事件に係る報告書 ・オンラインシステム利用承認通知に係る報告書 ・その他財務局等報告 	10年 5年	以下について移管 法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事案に関するもの
			本省資金	<ul style="list-style-type: none"> ・借用証書返還指図書及び返還済通知書 ・財政融資資金借用証書の保管依頼 	10年	廃棄
			独立行政法人等	<ul style="list-style-type: none"> ・監査実施計画 ・監査実施通知 ・監査結果 	10年	以下について移管 法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事案に関するもの
			地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> ・監査結果 ・実地監査本省参加 ・監査実施計画 ・事務連絡 ・監査の措置決定にかかる協議 ・都道府県知事への通知(写) ・特別実地監査に係る協議 ・公営企業決算データ ・先進事例集 	10年 3年	以下について移管 法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事案に関するもの 廃棄
			会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・全国財務局等融資課長会議資料 	3年	廃棄
			公表	<ul style="list-style-type: none"> ・説明資料 	3年	廃棄
29	令和〇年度財政融資資金電算機処理システム調達関係 令和〇年度国有財産総合情報管理システム調達関係 令和〇年度財政投融資特別会計予算執行	契約に関する重要な経緯(1の項から28の項までに掲げるものを除く。)	契約等	<ul style="list-style-type: none"> ・システム調達資料 	契約が終了する日に係る特定日以後5年	廃棄
			契約等	<ul style="list-style-type: none"> ・システム調達資料 	契約が終了する日に係る特定日以後5年	廃棄
			予算執行	<ul style="list-style-type: none"> ・特別会計予算執行(納入告知書等印字及び封入封緘業務契約) ・特別会計予算執行(レイアウト変更に係る経費) 	契約が終了する日に係る特定日以後5年	廃棄

標準文書保存期間基準

文書管理者：理財局管理課長

大分類	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	中分類	小分類／行政文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
備考二	令和〇年度服務		勤務時間管理	・フレックス関係 ・テレワーク関係	3年	廃棄
	令和〇年服務		勤務時間管理	・休暇簿(全般)	3年	廃棄
	令和〇年度勤務時間の割り振りと指定		服務	・決裁文書	3年	廃棄
備考六	令和〇年度財政融資資金電算機処理システムに係る情報セキュリティ確保のための実施規則		制定・改廃	・決裁文書	5年	廃棄
	令和〇年度財政融資資金電算機処理システム関係		開発・運用及び保守	・システム関連資料	5年	廃棄
	令和〇年度国有財産総合情報管理システムに係る情報セキュリティの確保のための実施規則		制定・改廃	・決裁文書	5年	廃棄
	令和〇年度国有財産総合情報管理システム関係		開発・運用及び保守	・システム関連資料	5年	廃棄
	令和〇年度電磁的記録媒体管理簿		管理簿	・電磁的記録媒体管理簿	5年	廃棄
	令和〇年度情報セキュリティ		申請・届出	・移送・提供	3年	廃棄
	令和〇年度法制執務業務支援システムが保有する「法令データベース」の整備に係る所管法令の認証		認証	・決裁文書	5年	廃棄
令和〇年度文書管理点検・監査	所掌事務に関する点検・監査		点検	・自己点検用チェックシート	3年	廃棄
			監査	・監査実施通知・監査結果通知		
令和〇年度理財局データセンタにおける情報セキュリティ対策に関する実施規則			制定・改廃	・決裁文書	5年	廃棄

備考1 本表は、財務省行政文書管理規則(以下「規則」という。)第15条第1項の規定に従い文書管理者が定めたものであり、規則別表第1を踏まえ作成されている。ただし、「保存期間満了時の措置」については、規則別表第2に基づくものである。

備考2 本表に該当しない行政文書については、職員は、規則別表第1を参考し、文書管理者の指示に従い保存期間を設定するものとする。この場合の保存期間は、規則第15条第12項の期間を保存期間とする行政文書を除き、原則として30年、20年、10年、5年、3年、1年又は1年未満のいずれかの期間とする。ただし、保存期間を1年未満とする行政文書であって、規則第15条第6項各号に該当しないものについて廃棄する場合には、規則第23条第3項の規定に従うものとする。

備考3 1年未満の保存期間を設定する類型の行政文書であっても、規則第15条第4項、第5項及び第7項に該当することとなる行政文書については、1年以上の保存期間を設定するものとする。

標準文書保存期間基準

文書管理者:理財局管理課国有財産情報室長

大分類	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	中分類	小分類／行政文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
1 令和〇年度(法律名)の制定及び一部改正	(2)法律案の審査	法律案の審査の過程が記録された文書	法令審査	・法制局提出資料	20年	移管
3 令和〇年度(政令名)の制定及び一部改正	(2)政令案の審査	政令案の審査の過程が記録された文書	法令審査	・法制局提出資料	20年	移管
4 令和〇年度(省令名)の制定及び一部改正	(3)省令その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	省令その他の規則の制定又は改廃のための決裁文書(一の項未)	制定・改廃	・省令案	20年	移管
5 令和〇年度国有財産増減及び現在額並びに無償貸付状況	(2)決算に関する閣議の求め及び決算の国会提出その他の重要な経緯	①閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書	閣議請議	・閣議請議決裁文書	20年	移管
11 令和〇年度行政文書開示請求	(2)行政手続法第2条第3号の許認可等(以下「許認可等」という。)に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書(十一の項)	開示決定等	・決裁文書・通知書(写)	許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年	廃棄
14 令和〇年度通達の制定及び改廃	(2)訓令及び通達の立案の検討その他の重要な経緯(1の項から13の項までに掲げるものを除く。)	②制定又は改廃のための決裁文書	制定・改廃	・決裁文書 ・通知文書	10年	廃棄 以下について移管 ・国有財産の管理及び処分に関し重要な通達の制定又は改廃のための決裁文書
15 令和〇年度国有財産増減及び現在額並びに無償貸付状況	(2)歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯(5の項(2)及び(4)に掲げるものを除く。)	④①から③までに掲げるもののほか、決算の提出に至る過程が記録された文書	報告書	・国有財産増減及び現在額報告書の審査資料等 ・国有財産増減及び現在額報告書 ・国有財産無償貸付状況報告書 ・国有財産増減及び現在額総計算書並びに国有財産無償貸付状況総計算書の概要説明等 ・国有財産増減及び現在額総計算書並びに国有財産無償貸付状況総計算書関係 ・国有財産増減及び現在額等の参考資料 ・事由別調書 ・国有財産増減及び現在額報告書並びに国有財産無償貸付状況報告書	5年	移管
				公表資料	・決裁文書	3年
令和〇年度予算の執行	(2)歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯(5の項(2)及び(4)に掲げるものを除く。)	④①から③までに掲げるもののほか、決算の提出に至る過程が記録された文書	支出	・支出の決裁文書(賃金職員)	5年	廃棄
令和〇年度会計検査院関係	(2)歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯(5の項(2)及び(4)に掲げるものを除く。)	③会計検査院の検査を受けた結果に関する文書	全般	・照会文書 ・回答文書	5年	廃棄
21 令和〇年度国会等提出資料	(1)国会審議(1の項から20の項までに掲げるものを除く。)	国会審議文書	資料提出	・決裁文書	10年	廃棄
22 標準文書保存期間基準	文書の管理等	①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書	基準	・標準文書保存期間基準	常用	廃棄
		②取得した文書の管理を行うための帳簿	報告	・報告決裁文書	3年	廃棄
		⑤第23条第3項に規定する行政文書ファイル等の廃棄の記録	帳簿	・廃棄の記録	5年	廃棄
28 令和〇年度国有財産見込現在額報告	国有財産の管理(取得、維持、保存及び運用をいう。)及び処分の実施に関する重要な経緯	③国有財産の管理及び処分(①及び②に掲げるものを除く。)に関する決裁文書又は管理及び処分に関する重要な実績が記録された文書	報告書	・国有財産見込現在額報告書	5年	移管
			計算書	・国有財産見込現在額総計算書	5年	移管
			システム資料	・国有財産一件別情報 ・国有財産統計	3年	廃棄
			広報資料	・日本の国有財産制度と現状 ・パンフレット「ご存知ですか?国有財産」 ・財政金融統計月報	3年	移管
			国有財産司計	・価格改定事務	5年	廃棄
			報告	・国有財産台帳に関する通知書(受領)	5年	廃棄
令和〇年度国有財産台帳関係						

標準文書保存期間基準

文書管理者:理財局管理課国有財産情報室長

大分類	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	中分類	小分類／行政文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
28 令和〇年度財務省所管普通財産	国有財産の管理(取得、維持、保存及び運用をいう。)及び処分の実施に関する重要な経緯	③国有財産の管理及び処分(①及び②に掲げるものを除く。)に関する決裁文書又は管理及び処分に関する重要な実績が記録された文書	普通財産司計	・普通財産統計 ・価格改定事務 ・普通財産の決算事務等 ・国有財産見込現在額報告書 ・国有財産増減及び現在額報告書の審査資料等 ・国有財産増減及び現在額報告書 ・国有財産無償貸付状況報告書 ・国有財産増減及び現在額報告書並びに国有財産無償貸付状況報告書	3年 5年 3年 5年 5年 5年 5年	廃棄
	令和〇年度国有財産関係会議等		会議等資料	・国有財産司計決算事務説明会 ・財務局司計畫担当者会議	3年	
	令和〇年度事務連絡文書		運用基準等	・決裁文書及び関係資料	10年	
備考二	令和〇年服務		勤務時間管理	・休暇簿(全般)	3年	廃棄
	令和〇年度服務		勤務時間管理	・フレックス関係 ・テレワーク関係	3年 3年	
備考六	令和〇年度閉鎖機関		全般	・閉鎖機関清算事務関係 ・閉鎖機関清算事務決算関係 ・官報掲載	10年	廃棄 以下について移管 ・清算未了閉鎖機関の特殊清算結了に係る決裁文書
	令和〇年度在外会社		全般	・引当財産管理状況報告 ・引当財産管理費用の支出承認について ・官報掲載 ・在外会社令第27条の規定に基づく報告書	5年	廃棄
	令和〇年度外国財産管理		全般	・外国債権者円及び有価証券預託勘定(日銀)	5年	廃棄
	令和〇年度特別経理会社		全般	・特別経理会社一覧 ・官報掲載 ・清算停止時の貸借対照表関係	5年 10年	廃棄 廃棄
	令和〇年度電磁的記録媒体管理簿		管理簿	・電磁的記録媒体管理簿	5年	廃棄
	令和〇年度情報セキュリティ		申請・届出	・移送・提供	3年	廃棄
	法制執務業務支援システムが保有する「法令データベース」の整備に係る所管法令の認証		認証	・決裁文書	5年	廃棄
	令和〇年度文書管理点検・監査	所掌事務に関する点検・監査	点検 監査	・自己点検用チェックシート ・監査実施通知・監査結果通知	3年	廃棄

備考1 本表は、財務省行政文書管理規則(以下「規則」という。)第15条第1項の規定に従い文書管理者が定めたものであり、規則別表第1を踏まえ作成されている。ただし、「保存期間満了時の措置」については、規則別表第2に基づくものである。

備考2 本表に該当しない行政文書については、職員は、規則別表第1を参考し、文書管理者の指示に従い保存期間を設定するものとする。この場合の保存期間は、規則第15条第12項の期間を保存期間とする行政文書を除き、原則として30年、20年、10年、5年、3年、1年又は1年未満のいずれかの期間とする。ただし、保存期間を1年未満とする行政文書であって、規則第15条第6項各号に該当しないものについて廃棄する場合には、規則第23条第3項の規定に従うものとする。

備考3 1年未満の保存期間を設定する類型の行政文書であっても、規則第15条第4項、第5項及び第7項に該当することとなる行政文書については、1年以上の保存期間を設定するものとする。

標準文書保存期間基準

文書管理者:理財局財政投融資総括課長

大分類	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	中分類	小分類／行政文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
1 令和〇年度(法律名)の制定及び一部改正	(1)立案の検討	①立案基礎文書 ③立案の検討に関する調査研究文書	立案基礎 調査研究	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング	20年	保管
	(2)法律案の審査	法律案の審査の過程が記録された文書	法令審査	・法制局提出資料 ・審査録		
	(3)他の行政機関への協議	行政機関協議文書	法令協議	・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答		
	(4)閣議	閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書	閣議請議	・決裁関係資料 ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料		
	(5)国会審議	国会審議文書	国会審議	・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録 ・内閣意見案 ・同案の閣議請議書		
	(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書	官報公示	・官報(写) ・公布裁可書(御署名原本)		
	(7)解釈又は運用の基準の設定	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書 ②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書	解釈・運用基準	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引		
3 令和〇年度(政令名)の制定及び一部改正	(1)立案の検討	①立案基礎文書 ③立案の検討に関する調査研究文書	立案基礎 調査研究	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・検討資料 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング	20年	保管
	(2)政令案の審査	政令案の審査の過程が記録された文書	法令審査	・法制局提出資料 ・審査録		
	(3)意見公募手続	意見公募手続文書	法令協議	・政令案 ・趣旨、要約、新旧対照条文、参照条文 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由 ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答		
	(4)他の行政機関への協議	行政機関協議文書				
	(5)閣議	閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書	閣議請議	・決裁関係資料 ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料		
	(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書	官報公示	・官報(写) ・公布裁可書(御署名原本)		
	(7)解釈又は運用の基準の設定	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書 ②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書	解釈・運用基準	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引		
4 令和〇年度(省令名)の制定及び一部改正	(1)立案の検討	①立案基礎文書 ③立案の検討に関する調査研究文書	立案基礎 調査研究	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・検討資料 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング	20年	保管
	(2)意見公募手続	意見公募手続文書	法令協議	・省令案・規則案 ・趣旨、要約、新旧対照条文、参照条文 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由		
	(3)制定又は改廃	省令その他の規則の制定又は改廃のための決裁文書	制定改廃	・省令案・規則案 ・理由、新旧対照条文、参照条文		
	(4)官報公示	官報公示に関する文書	官報公示	・官報(写)		
	(5)解釈又は運用の基準の設定	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書 ②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書	解釈・運用基準	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引		

標準文書保存期間基準

文書管理者: 理財局財政投融資総括課長

大分類	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	中分類	小分類／行政文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置	
5	令和〇年度財政投融資計画	(1)予算に関する閣議の求め及び予算の国会提出その他の重要な経緯 (4)基本方針、基本計画又は白書 その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求め その他の重要な経緯(1の項から4の項まで及び5の項(1)から(3)までに掲げるものを除く。)	①閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書 ②予算その他国会に提出された文書 ③立案の検討に関する審議会等文書	閣議請議 国会提出 財政制度等審議会財政投融資分科会	・財政投融資計画 ・財政投融資計画 ・予算及び財政投融資計画の説明 ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録・資料	20年	保管
	令和〇年度財政投融資計画補正	(1)予算に関する閣議の求め及び予算の国会提出その他の重要な経緯 (4)基本方針、基本計画又は白書 その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求め その他の重要な経緯(1の項から4の項まで及び5の項(1)から(3)までに掲げるものを除く。)	①閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書 ②予算その他国会に提出された文書 ③立案の検討に関する審議会等文書	閣議請議 国会提出 財政制度等審議会財政投融資分科会	・財政投融資計画 ・財政投融資計画 ・予算及び財政投融資計画の説明 ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録・資料	20年	保管
	令和〇年度暫定財政投融資計画	(1)予算に関する閣議の求め及び予算の国会提出その他の重要な経緯 (4)基本方針、基本計画又は白書 その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求め その他の重要な経緯(1の項から4の項まで及び5の項(1)から(3)までに掲げるものを除く。)	①閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書 ②予算その他国会に提出された文書 ③立案の検討に関する審議会等文書	閣議請議 国会提出 財政制度等審議会財政投融資分科会	・財政投融資計画 ・財政投融資計画 ・予算及び財政投融資計画の説明 ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録・資料	20年	保管
	○議院議員○○提出○○○に関する質問に関する答弁書	(3)質問主意書に対する答弁に関する閣議の求め及び国会に対する答弁その他の重要な経緯	①答弁の案の作成の過程が記録された文書 ②閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書 ③答弁が記録された文書	答弁審査 閣議請議 答弁書	・法制局提出資料・審査録 ・決裁文書 ・答弁書	20年	保管
11 ・ 12	令和〇年度行政文書開示請求	(2)行政手続法第2条第3号の許認可等（以下「許認可等」という。）に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書	開示決定等	・決裁文書・通知書(写)	許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年	廃棄
14	令和〇年度(告示名・訓令名・通達名)の制定及び一部改正	(1)告示の立案の検討その他の重要な経緯(1の項から13の項までに掲げるものを除く。) (2)訓令及び通達の立案の検討その他の重要な経緯(1の項から13の項までに掲げるものを除く。)	②立案の検討に関する調査研究文書 ③意見公募手続文書 ④制定又は改廃のための決裁文書 ⑤官報公示に関する文書 ①立案の検討に関する研究調査資料 ②制定又は改廃のための決裁文書	立案基礎 告示協議 制定・改廃 官報公示 立案基礎 制定・改廃	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・検討資料 ・告示案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由 ・告示案 ・官報(写) ・検討資料 ・決裁文書	10年 10年	廃棄 以下について移管 ・重要な訓令及び通達の制定又は改廃のための決裁文書
15	令和〇年度概算要求書 令和〇年度予定経費要求書(当初予算)	(1)歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類の作製その他の予算に関する重要な経緯(5の項(1)及び(4)に掲げるものを除く。)	①歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書 ②財政法第20条第2項の予定経費要求書等並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る経緯が記録された文書	概算要求 予定経費要求書	・概算要求書 ・説明資料 ・予定経費要求書 ・繰越明許費要求書 ・国庫債務負担行為要求書 ・予算決算及び会計令第12条の規定に基づく予定経費要求書等の各目明細書 ・予算関連調書	10年	以下について移管 ・貯蓄債券
	令和〇年度財政投融資特別会計予算編成(当初予算)	(1)歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類の作製その他の予算に関する重要な経緯(5の項(1)及び(4)に掲げるものを除く。)	③①及び②に掲げるもののほか、予算の成立に至る過程が記録された文書	予算編成	・予算関連調書 ・説明資料 ・貯蓄債券	10年	以下について移管 ・貯蓄債券 ・財政投融資特別会計予算編成に関する重要な経緯が記載された文書
	令和〇年度予定経費要求書(第〇次補正予算)	(1)歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類の作製その他の予算に関する重要な経緯(5の項(1)及び(4)に掲げるものを除く。)	②財政法第20条第2項の予定経費要求書等並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る経緯が記録された文書	予定経費要求書	・予定経費要求書 ・繰越明許費要求書 ・国庫債務負担行為要求書 ・予算決算及び会計令第12条の規定に基づく予定経費要求書等の各目明細書 ・予算関連調書	10年	以下について移管 ・貯蓄債券 ・財政投融資特別会計予算編成に関する重要な経緯が記載された文書

標準文書保存期間基準

文書管理者:理財局財政投融資総括課長

大分類	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	中分類	小分類／行政文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置	
15 令和〇年度財政投融資特別会計予算編成(第〇次補正予算)	(1)歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類の作製その他の予算に関する重要な経緯(5の項(1)及び(4)に掲げるものを除く。)	③①及び②に掲げるもののほか、予算の成立に至る過程が記録された文書	予算編成	・予算関連調査 ・説明資料 ・貯蓄債券	10年	以下について移管 ・貯蓄債券 ・要求書 ・財政投融資特別会計予算編成に関する重要な経緯が記載された文書	
		②財政法第20条第2項の予定経費要求書等並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る経緯が記録された文書	予定経費要求書	・予定経費要求書 ・繰越明許費要求書 ・国庫債務負担行為要求書 ・予算決算及び会計令第12条の規定に基づく予定経費要求書等の各目明細書 ・予算関連調査			
		③①及び②に掲げるもののほか、予算の成立に至る過程が記録された文書	予算編成	・予算関連調査 ・説明資料 ・貯蓄債券			
		③①及び②に掲げるもののほか、予算の成立に至る過程が記録された文書	財政投融資計画編成	・要求書 ・要求説明資料 ・要求の概要 ・計画の概要 ・財政投融資計画編成 ・検討資料			
		③①及び②に掲げるもののほか、予算の成立に至る過程が記録された文書	財政投融資計画編成	・財政投融資計画編成 ・検討資料			
		(2)歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯(5の項(2)及び(4)に掲げるものを除く。)	①歳入及び歳出の決算報告書並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書	予算執行	・特別会計予算執行 ・投資勘定有価証券寄託 ・投資勘定預託金 ・投資勘定歳入歳出外国庫金振替書原符 ・投資勘定保有株式 ・買入依頼	5年	以下について移管 ・特別会計決算 ・特別会計決算見込 ・予備費に関する重要な経緯が記載された文書
		①歳入及び歳出の決算報告書並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書	決算	・特別会計決算 ・特別会計決算見込 ・特別会計財務書類 ・投資勘定国有財産 ・投資勘定歳入 ・投資勘定歳出 ・投資勘定帳簿 ・投資勘定投資財源資金受払簿 ・財政融資資金公債発行収入金明細表 ・財政融資資金收支計算表			
		②会計検査院に提出又は送付した計算書及び証拠書類	検査院送付	・提出調書 ・定期報告 ・照会文書 回答文書			
		④①から③までに掲げるもののほか、決算の提出に至る過程が記録された文書	旅費	・旅行命令簿 ・旅費請求書	5年	廃棄	
			旅費	・出張命令 ・便宜供与 ・会計機関の設置 ・支出官払い経費の支出依頼	5年	廃棄	
21 令和〇年度第〇回国会主意想定問答	(1)国会審議(1の項から20の項までに掲げるものを除く。)	国会審議文書	想定問答	・主要想定問答	10年	廃棄	
				・想定問答	10年	廃棄	
			資料提出	・決裁文書	10年	廃棄	
		②審議会等(1の項から20の項までに掲げるものを除く。)	審議会等文書	・開催経緯 ・諮詢 ・議事の記録・資料	10年	移管 (部会、小委員会等を含む。専門的知識を有する者を構成員とする懇談会その他会合に関するものを除く。)	
22 標準文書保存期間基準	文書の管理等	①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常に利用するものとして継続的に保存すべき行政文書	基準	・標準文書保存期間基準	常用	一	
令和〇年度廃棄の記録		⑤第23条第3項に規定する行政文書ファイル等の廃棄の記録	帳簿	・廃棄の記録	5年	廃棄	

標準文書保存期間基準

文書管理者: 理財局財政投融資総括課長

大分類	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	中分類	小分類／行政文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
27 令和〇年度財政投融資の管理・運用及び報告	国の債務の管理及び所管行政に関する行う資金の貸付け、出資等に関する重要な経緯	①国債の発行、資金の貸付け等に関する決裁文書で償還、返済等の期限を越えて保有する必要がある文書 ②国の債務の管理及び所管行政に関する行う資金の貸付け、出資等に関する決裁文書(①に掲げるものを除く。)又はこれらに関する重要な実績が記録された文書	管理・運用 管理・運用及び報告 調査研究 公表 広報資料 統計資料 金利スワップ 金利スワップ	・財政融資資金公債元帳 ・預託金利決裁	償還、返済等の期限の日に係る特定日以後10年	以下について移管 ・財政融資資金運用報告 ・財政融資資金運用報告(英文版) ・財投実行状況
				・債権信託 ・財政融資資金運用報告 ・財政融資資金運用報告(英文版) ・財投実行状況 ・投資勘定貸付金繰上償還 ・投資勘定貸付金残高確認 ・資金調達事務決裁 ・通達・事務連絡等	10年	
				・財政投融資管理文書 ・財政融資資金の預託金利に関する資料	3年	廃棄
				・検討資料 ・調査報告	3年	廃棄
				・報道発表 ・各機関に対する財政投融資の実績公表 ・財政投融資特別会計における金利スワップ情報公表	3年	廃棄
				・財政投融資リポート ・財政投融資の概要 ・FILP REPORT Overview of FILP	3年	移管
				・決裁文書	3年	廃棄
				・調査報告	3年	廃棄
				・財政投融資資料 ・財政投融資計画残高	3年	廃棄
				・財政投融資特別会計における金利スワップに関する基本契約書 ・財政投融資特別会計における金利スワップに関する個別契約書 ・財政投融資特別会計における金利スワップの管理	償還、返済等の期限の日に係る特定日以後10年	廃棄
28 令和〇年度株主総会	国有財産の管理(取得、維持、保存及び運用をいう。)及び処分の実績に関する重要な経緯	③国有財産の管理及び処分(①及び②に掲げるものを除く。)に関する決裁文書又は管理及び処分に関する重要な実績が記録された文書	立案基礎 提出資料 決定・了解 管理 処分	・基本方針	10年	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事案に関すること。
				・配付資料		
				・議決権の行使 ・決裁文書		
				・検討資料		
				・決裁文書 ・有価証券処分関係資料		
				・休業簿(全般)		
備考二 令和〇年服務			勤務時間管理	・超過勤務命令簿、勤務時間報告書	6年	廃棄
				・フレックス関係 ・テレワーク関係		
				・大学等への就任依頼案 ・検討資料		
				・自己点検用チェックシート		
備考六 令和〇年度電磁的記録媒体管理簿			申請・届出	・移送・提供	3年	廃棄
				・決裁文書		
				・監査実施通知・監査結果通知		
				・監査結果通知		

備考1 本表は、財務省行政文書管理規則(以下「規則」という。)第15条第1項の規定に従い文書管理者が定めたものであり、規則別表第1を踏まえ作成されている。ただし、「保存期間満了時の措置」については、規則別表第2に基づくものである。

備考2 本表に該当しない行政文書については、職員は、規則別表第1を参考し、文書管理者の指示に従い保存期間を設定するものとする。この場合の保存期間は、規則第15条第12項の期間を保存期間とする行政文書を除き、原則として30年、20年、10年、5年、3年、1年又は1年未満のいずれかの期間とする。ただし、保存期間を1年未満とする行政文書であって、規則第15条第6項各号に該当しないものについて廃棄する場合には、規則第23条第3項の規定に従うものとする。

備考3 1年未満の保存期間を設定する類型の行政文書であっても、規則第15条第4項、第5項及び第7項に該当することとなる行政文書については、1年以上の保存期間を設定するものとする。

標準文書保存期間基準

文書管理者: 理財局財政投融資総括課資金企画室長

大分類	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	中分類	小分類／行政文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置	
13	令和〇年度職員研修	(2)職員の研修の実施に関する計画の立案の検討その他の職員の研修に関する重要な経緯	②計画を制定又は改廃するための決裁文書 ③職員の研修の実施状況が記録された文書	研修計画 実施状況	・計画案 ・実績	3年	廃棄
15	令和〇年度財政投融資特別会計予算編成(当初予算)	(1)歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類の作製その他の予算に関する重要な経緯(5の項(1)及び(4)に掲げるものを除く。)	③①及び②に掲げるもののほか、予算の成立に至る過程が記録された文書	予算編成	・説明資料	10年	廃棄
	令和〇年度財政投融資特別会計予算執行	(2)歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作成その他の決算に関する重要な経緯(5の項(2)及び(4)に掲げるものを除く。)	①歳入及び歳出の決算報告書並びにその作成の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書	予算執行	・特別会計予算執行	5年	廃棄
22	標準文書保存期間基準	文書の管理等	①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用する者として継続的に保存すべき行政文書 ⑤第23条第3項に規定する行政文書ファイル等の廃棄の記録	基準 帳簿	・標準文書保存期間基準 ・廃棄の記録	常用 5年	廃棄
27	令和〇年度財政投融資の管理・運用及び報告	国の債務の管理及び所管行政に関して行う資金の貸付け、出資等に関する重要な経緯	①国債の発行、資金の貸付け等に関する決裁文書で償還、返済等の期限を越えて保有することが必要な文書 ②国の債務の管理及び所管行政に関して行う資金の貸付け、出資等に関する決裁文書(①に掲げるものを除く。)又はこれらに関する重要な実績が記録された文書	管理・運用 管理・運用及び報告 広報資料	・国債運用(長期) ・預託金元帳 ・貸付金利決裁 ・財政融資資金証券発行高元帳 ・預託金の払戻・更新及び利子の支払い ・預託金取引担当者の届出 ・預託金証書公印印影の印刷 ・財政融資資金預託金の残高証明書 ・融通証券発行 ・財政融資資金預託金明細表 ・預託金期限前払戻し ・預託金原義 ・政府短期証券の日本銀行への売却手続き ・国債運用(短期) ・政策コスト分析 ・決裁文書	償還、返済等の期限の日に係る特定日以後10年 10年 3年	廃棄
備考六	令和〇年度ALMシステム関係			契約等	・決裁文書	5年	廃棄
	令和〇年度財政投融資の管理・運用及び報告に関する基礎資料			調査研究	・ALMシステムによる分析資料	3年	
	令和〇年度情報セキュリティ			管理・運用	・財政融資資金の受扱に関する資料	3年	廃棄
	令和〇年度文書管理点検・監査	所掌事務に関する点検・監査		申請・届出 点検 監査	・移送・提供 ・自己点検用チェックシート ・監査実施通知・監査結果通知	3年	廃棄

備考1 本表は、財務省行政文書管理規則(以下「規則」という。)第15条第1項の規定に従い文書管理者が定めたものであり、規則別表第1を踏まえ作成されている。ただし、「保存期間満了時の措置」については、規則別表第2に基づくものである。

備考2 本表に該当しない行政文書については、職員は、規則別表第1を参考し、文書管理者の指示に従い保存期間を設定するものとする。この場合の保存期間は、規則第15条第12項の期間を保存期間とする行政文書を除き、原則として30年、20年、10年、5年、3年、1年又は1年未満のいずれかの期間とする。ただし、保存期間を1年未満とする行政文書であって、規則第15条第6項各号に該当しないものについて廃棄する場合には、規則第23条第3項の規定に従うものとする。

備考3 1年未満の保存期間を設定する類型の行政文書であっても、規則第15条第4項、第5項及び第7項に該当することとなる行政文書については、1年以上の保存期間を設定するものとする。

標準文書保存期間基準

文書管理者: 理財局計画官(内閣)

大分類	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	中分類	小分類／行政文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置	
11 ・ 12	令和〇年度行政文書開示 請求	(2)行政手続法第2条第3号の許認可等（以下「許認可等」という。）に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書	開示決定等	・決裁文書・通知書(写)	許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年	廃棄
15	令和〇年度財政投融資計画編成	(1)歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類の作製その他の予算に関する重要な経緯(5の項(1)及び(4)に掲げるものを除く。)	(3)①及び②に掲げるもののほか、予算の成立に至る過程が記録された文書	財政投融資計画編成	・財投編成関係資料 ・貸付期限等延長原議 ・検討資料	10年	以下について移管 ・財政投融資計画編成に関する重要な経緯が記録された文書
	令和〇年度財政融資金融通先実地監査			報告	・法人等実地監査実施 ・検討資料	10年	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事案に関するもの
17	令和〇年度中期計画等認可協議	(1)独立行政法人通則法その他の法律の規定による中期目標の制定又は変更に関する立案の検討その他の重要な経緯	(3)制定又は変更のための決裁文書	協議	・決裁文書 ・検討資料	10年	移管
22	標準文書保存期間基準	文書の管理等	①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書	基準	・標準文書保存期間基準	常用	廃棄
	令和〇年度廃棄の記録		⑤第23条第3項に規定する行政文書ファイル等の廃棄の記録	帳簿	・廃棄の記録	5年	廃棄
27	令和〇年度貸付原義	国の債務の管理及び所管行政に関して行う資金の貸付け、出資等に関する重要な経緯	①国債の発行、資金の貸付け等に関する決裁文書で償還、返済等の期限を越えて保有することが必要な文書	資金貸付原義	・貸付原義 ・債券引受原義 ・産投出資原義 ・産投貸付原義 ・産投貸付線上償還 ・検討資料	償還、返済等の期限の日に係る特定日以後10年	移管
	令和〇年度財政投融資の管理・運用及び報告		②国の債務の管理及び所管行政に関して行う資金の貸付け、出資等に関する決裁文書(①に	管理・運用及び報告	・取決事項 ・報告	取決事項の効力が消滅する日に 10年	移管 廃棄
28	令和〇年度株主総会	国有財産の管理（取得、維持、保存及び運用をいう。）及び処分の実績に関する重要な経緯	③国有財産の管理及び処分(①及び②に掲げるものを除く。)に関する決裁文書又は管理及び処分に関する重要な実績が記録された文書	決定・了解	・議決権の行使 ・決裁文書 ・検討資料	10年	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事案のこと。
備考二	令和〇年服務			勤務時間管理	・休暇簿(全般)	3年	廃棄
	令和〇年度服務			勤務時間管理	・フレックス関係 ・テレワーク関係	3年	廃棄
備考六	令和〇年度電磁的記録媒体管理簿			管理簿	・電磁的記録媒体管理簿	5年	廃棄
	令和〇年度情報セキュリティ			申請・届出	・移送・提供	3年	廃棄
	令和〇年度文書管理点検・監査	所掌事務に関する点検・監査		点検 監査	・自己点検用チェックシート ・監査実施通知・監査結果通知	3年	廃棄

備考1 本表は、財務省行政文書管理規則（以下「規則」という。）第15条第1項の規定に従い文書管理者が定めたものであり、規則別表第1を踏まえ作成されている。ただし、「保存期間満了時の措置」については、規則別表第2に基づくものである。

備考2 本表に該当しない行政文書については、職員は、規則別表第1を参考し、文書管理者の指示に従い保存期間を設定するものとする。この場合の保存期間は、規則第15条第12項の期間を保存期間とする行政文書を除き、原則として30年、20年、10年、5年、3年、1年又は1年未満のいずれかの期間とする。ただし、保存期間を1年未満とする行政文書であって、規則第15条第6項各号に該当しないものについて廃棄する場合には、規則第23条第3項の規定に従うものとする。

備考3 1年未満の保存期間を設定する類型の行政文書であっても、規則第15条第4項、第5項及び第7項に該当することとなる行政文書については、1年以上の保存期間を設定するものとする。

標準文書保存期間基準

文書管理者:理財局計画官(地方)

大分類	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	中分類	小分類／行政文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
3 令和〇年度(法施行令名)制定・一部改正	(4)他の行政機関への協議	行政機関協議文書	法令協議	・各省からの協議案	20年	移管
	(5)閣議	閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書	閣議請議	・決裁文書		
	(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書	官報公示	・官報(写)		
4 令和〇年度(省令名)制定・一部改正	(1)立案の検討	①立案基礎文書	立案基礎	・基本方針	20年	移管
	(3)制定又は改廃	省令その他の規則の制定又は改廃のための決裁文書	制定・改廃	・決裁文書		
	(4)官報公示	官報公示に関する文書	官報公示	・官報(写)		
11 ・ 12 令和〇年度行政文書開示請求	(2)行政手続法第2条第3号の許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書	開示決定等	・決裁文書・通知書(写)	許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年	廃棄
13 令和〇年度中央研修「融資事務」	(2)職員の研修の実施に関する計画の立案の検討その他の職員の研修に関する重要な経緯	②計画を制定又は改廃するための決裁文書 ③職員の研修の実施状況が記録された文書	研修計画実施状況	・融資事務研修資料	3年	廃棄
14 令和〇年度(告示名)制定・一部改正	(1)告示の立案の検討その他の重要な経緯(1の項から13の項までに掲げるものを除く。)	④制定又は改廃のための決裁文書	制定・改廃	・決裁文書	10年	廃棄
	(2)訓令及び通達の立案の検討その他の重要な経緯(1の項から13の項までに掲げるものを除く。)	②制定又は改廃のための決裁文書	制定・改廃	・決裁文書	10年	以下について移管 ・地方債に関する事務についての重要な訓令及び通達の制定又は改廃のための決裁文書
15 令和〇年度財政投融資計画編成	(1)歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類の作製その他の予算に関する重要な経緯(5の項(1)及び(4)に掲げるものを除く。)	③①及び②に掲げるもののほか、予算の成立に至る過程が記録された文書	財政投融資計画編成	・財投編成関係資料 ・地方債計画 ・貸付期限等延長原義 ・検討資料	10年	以下について移管 ・財政投融資計画編成に関する重要な経緯が記録された文書
	令和〇年度財政融資資金融通先実地監査		報告	・法人等実地監査実施 ・検討資料	10年	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事案に関するもの
令和〇年度財政投融資特別会計予算執行	(2)歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯(5の項(2)及び(4)に掲げるものを除く。)	①歳入及び歳出の決算報告書並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書	予算執行	・特別会計予算執行(諸謝金)	5年	廃棄
17 令和〇年度中期計画等認可協議	(1)独立行政法人通則法その他の法律の規定による中期目標の制定又は変更に関する立案の検討その他の重要な経緯	③制定又は変更のための決裁文書	協議	・決裁文書 ・検討資料	10年	移管
27 令和〇年度貸付原義	国債の発行、資金の貸付け等に関する決裁文書で償還、返済等の期限を越えて保有するこれが必要な文書	①国債の発行、資金の貸付け等に関する決裁文書で償還、返済等の期限を越えて保有するこれが必要な文書	資金貸付原義	・貸付原義 ・債券引受原義 ・産投出資原義 ・産投貸付原義 ・産投貸付線上償還 ・検討資料	償還、返済等の期限の日に係る特定日以後10年	移管
		②国債の発行、資金の貸付け、出資等に関する決裁文書又はこれらに関する重要な実績が記録された文書	開催通知配付資料	・全国財務局理財部次長会議資料	3年	廃棄
			開催通知配付資料	・全国財務局等融資課長会議資料	3年	廃棄
			開催通知配付資料	・会議資料	3年	廃棄
			事務連絡	・地方債の同意等に係る協議に関する事務の処理要領	5年	廃棄
				・地方債の同意等に係る協議に関する事務の処理要領(令和6年能登半島地震への対応)	5年	移管
			報告	・地方債の同意等に係る協議及び同意等額に關する文書 ・地方債の届出及び報告に関する文書	5年	廃棄
				・地方債の同意等に係る協議及び同意等額に關する文書(令和6年能登半島地震への対応)	5年	移管
			報告	・地方長期資金等貸付及び期日延長状況調	3年	廃棄
			事務連絡報告	・財務状況把握	3年	廃棄
令和〇年度貸付及び期日延長状況調			参考資料	・地方公共団体向け財政融資財務状況把握執務参考資料	3年	廃棄
			基礎資料	・行政キャッシュフロー計算書データ	3年	廃棄
令和〇年度財務状況把握						

標準文書保存期間基準

文書管理者:理財局計画官(地方)

大分類	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	中分類	小分類／行政文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
27 令和〇年度財政融資資金 地方資金貸付事務	①国の債務の管理及び所管行政に関する重要な経緯 ②資金の貸付け、出資等に関する重要な実績が記録された文書		事務連絡	・決裁文書	5年	廃棄
				・決裁文書(令和6年能登半島地震への対応)	5年	移管
			制定・改廃	・決裁文書	5年	廃棄
			報告	・貸付実行請求	5年	廃棄
			管理・運用及び報告	・検討資料	3年	廃棄
				・取決事項 取決事項の効力が消滅する日に係る特定日以後10年		移管
			公表	・報告 ・地方公共団体向け財政投融資に関する公表	10年 3年	廃棄
28 令和〇年度株主総会	国有財産の管理(取得、維持、保存及び運用をいう。)及び処分の実績に関する重要な経緯	③国有財産の管理及び処分(①及び②に掲げるものを除く。)に関する決裁文書又は管理及び処分に関する重要な実績が記録された文書	決定・了解	・議決権の行使 ・検討資料	10年	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事案に関すること。
備考二 令和〇年服務			勤務時間管理	・休暇簿(全般)	3年	廃棄
	令和〇年度服務		勤務時間管理	・フレックス関係 ・テレワーク関係	3年	廃棄
備考六 令和〇年度地方自治法に基づく意見書 令和〇年度電磁的記録媒体管理簿 令和〇年度情報セキュリティ 令和〇年度法制執務業務支援システムが保有する「法令データベース」の整備に係る所管法令の認証 令和〇年度の法令の制定・一部改正に関する協議のうち執務上特に重要なもの 令和〇年度文書管理点検・監査			意見書	・地方自治法第99条の規定に基づく意見書	3年	廃棄
			管理簿	・電磁的記録媒体管理簿	5年	廃棄
			申請・届出	・移送・提供	3年	廃棄
			認証	・決裁文書	5年	廃棄
			各省協議	・各省からの協議案に関する文書	3年	廃棄
	所掌事務に関する点検・監査		点検 監査	・自己点検用チェックシート ・監査実施通知・監査結果通知	3年	廃棄

備考1 本表は、財務省行政文書管理規則(以下「規則」という。)第15条第1項の規定に従い文書管理者が定めたものであり、規則別表第1を踏まえ作成されている。ただし、「保存期間満了時の措置」については、規則別表第2に基づくものである。

備考2 本表に該当しない行政文書については、職員は、規則別表第1を参考し、文書管理者の指示に従い保存期間を設定するものとする。この場合の保存期間は、規則第15条第12項の期間を保存期間とする行政文書を除き、原則として30年、10年、5年、3年、1年又は1年未満のいずれかの期間とする。ただし、保存期間を1年未満とする行政文書であって、規則第15条第6項各号に該当しないものについて廃棄する場合には、規則第23条第3項の規定に従うものとする。

備考3 1年未満の保存期間を設定する類型の行政文書であっても、規則第15条第4項、第5項及び第7項に該当することとなる行政文書については、1年以上の保存期間を設定するものとする。